

# 史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編 -

2020

直方市教育委員会



# 序

令和2年3月  
直方市教育委員会  
教育長

# 例言

- 1 『史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編 -』(以下「本計画」)は、史跡筑豊炭田遺跡群旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道の保存活用計画書である。
- 2 本計画は、文化財保護法第 129 条の 2 に位置付けられる史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「保存活用計画」)である。
- 3 本計画の策定事業は、平成 30 年度、令和元年度(平成 31 年度)の 2 か年で実施した。平成 30 年度は各市教育委員会の事務局で共通部分の素案を作成し、令和元年度については、共通部分の素案を加えた保存活用計画策定事業として実施した。
- 4 本計画の策定に際しては、令和元年度に「直方市文化財等に関する有識者委員会」を設置し、文化庁文化財第二課(以下「文化庁」)、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課(以下「県教育委員会」)の指導のもと、直方市教育委員会(以下「市教育委員会」)が行った。
- 5 計画策定にかかる事務は、直方市教育委員会文化・スポーツ推進課社会教育係(以下「市文化財所管課」)が担当し、関連業務の一部を(株)都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 6 本計画では、「炭坑」と「炭鉱」の使い分けについて、原則、前近代的なもの・概念的なもの・穴を想定するものは「炭坑」、近代的で機械化が進んだものは「炭鉱」と表記する。社名、固有名詞、文化財指定名称等については、それぞれに応じて「鑛、礦、砒」を使用する。
- 7 本計画でいう「筑豊地域」の範囲は、特に断りのない限り、筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の 5 郡とする。(現在の北九州市戸畑区、北九州市八幡東区の一部、北九州市八幡西区、北九州市若松区、中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)
- 8 本計画の策定にあたり、関係機関及び関係者に多大なるご協力をいただいたことを謹んで感謝申し上げます。また、地域住民の方々には調査にご協力いただいたことを、この場を借りてお礼申し上げます。

## 目次

第1章	計画策定の沿革・目的	1
第1節	計画策定の沿革	
第2節	計画策定の目的	
第3節	計画策定の体制	
第4節	計画対象範囲	
第5節	本市における他の計画との関係	
第6節	法規制状況	
第7節	計画の実施	
第2章	筑豊炭田遺跡群の概要	10
第1節	筑豊地域	
第2節	地理的環境	
第3節	歴史的環境	
第4節	社会的環境	
第3章	旧直方会議所等の概要	30
第1節	筑豊石炭鉱業組合と救護練習所の沿革	
第2節	調査の成果	
第3節	指定に至る経緯	
第4節	史跡の概要	
第4章	筑豊炭田遺跡群の価値と旧直方会議所等の構成要素	40
第1節	筑豊炭田遺跡群の価値	
第2節	旧直方会議所等の構成要素	
第5章	旧直方会議所等の現状と課題	50
第1節	保存管理の現状と課題	
第2節	活用に関する現状と課題	
第3節	整備に関する現状と課題	
第4節	運営・体制に関する現状と課題	
第6章	筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念	53
第7章	旧直方会議所等の目指す方向と保存活用方針	54
第1節	旧直方会議所等の目指す方向	
第2節	旧直方会議所等の保存活用方針	
第8章	旧直方会議所等の保存管理	56
第1節	保存管理の方向性	
第2節	地区区分	
第3節	保存管理の方法	

第4節	史跡指定地における現状変更等の取扱	
第5節	保護を要する範囲における土木工事等の取扱	
第6節	追加指定の方針	
第7節	調査研究の方針	
第9章	旧直方会議所等の活用	・ ・ ・ ・ ・ 65
第1節	活用の方向性	
第2節	活用の方法	
第10章	旧直方会議所等の整備	・ ・ ・ ・ ・ 68
第1節	整備の方向性	
第2節	整備の方法	
第11章	旧直方会議所等の運営・体制	・ ・ ・ ・ ・ 70
第1節	運営・体制の方向性	
第2節	運営・体制の方法	
第12章	旧直方会議所等に関する施策の実施計画	・ ・ ・ ・ ・ 72
第1節	実施計画	
第2節	経過観察	
第3節	計画の見直し	
参考資料		・ ・ ・ ・ ・ 74

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

北部九州を縦貫する遠賀川流域は、かつて我が国最大の産炭地だった筑豊炭田と呼ばれ、膨大な量の石炭を供給することで日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした。しかし、1960年代の石炭産業の斜陽化にともなって筑豊地域の炭鉱は次々と閉山し、昭和51年（1976）の貝島大之浦露天掘炭鉱の閉山によって、筑豊炭田は終焉を迎えた。

閉山後50年が過ぎようとする現在、当時の環境が激変した中で、筑豊炭田を象徴する種々の文化財の価値が再認識され始めた。そこで、三菱飯塚炭礦巻上機台座（飯塚市）、旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所（直方市、以下「旧直方会議所」）、旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓・同第一・第二煙突（田川市）などの比較的容易に視認できる地上遺構を対象に、文化財指定等の保護措置がまずは図られるようになった。特に、平成17年（2005）から始まった「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録運動の一環で、筑豊炭田の文化財を見直す動きが加速した。結果的に、筑豊地域の資産は「明治日本の産業革命遺産」（平成27年（2015）に世界文化遺産登録）の構成資産となり得なかったが、史跡としての価値づけを行うため、地下遺構の範囲内容と変遷過程を明らかにする調査を実施した。

直方市（以下「本市」）は平成28年度に旧直方会議所と救護練習所模擬坑道（以下「模擬坑道」）に関わる建造物、構造物、史料等を対象とした保存対策調査を行って、翌年度に調査報告書を刊行した。田川市は平成21～27年度に伊田坑跡の数度にわたる発掘調査を実施して、最終年度に調査報告書を刊行した。飯塚市は平成20～27年度に目尾炭坑跡の発掘調査を行っている。各市とも、前述の課題に応える成果を得た。

あわせて、福岡県教育委員会ならびに筑豊炭田関連市町村の文化財担当者により、筑豊に点在する坑口、あるいは、炭坑の事業所、石炭を輸送した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社やその組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などの炭坑関連遺跡（以下「筑豊地域の炭坑関連遺跡」）の悉皆調査を実施したことで、群としての文化財的価値が再認識された。

筑豊地域の炭坑関連遺跡のなかでも、筑豊最大級の炭鉱であった三井田川鉱業所伊田坑跡（田川市、以下「伊田坑跡」）、筑豊で初めて機械排水に成功した目尾炭坑跡（飯塚市）、筑豊地域の石炭流通及び保安等の中心だった旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道（直方市、以下「旧直方会議所等」）といった歴史的意義が深く、残存状況が良好な3遺跡がそろって意見具申を行い、平成30年（2018）10月15日の官報告示によって、国指定史跡筑豊炭田遺跡群（以下「筑豊炭田遺跡群」）となった。

このように、歴史的な環境が変化していく中で、日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした筑豊地域の炭坑関連遺跡が、歴史の証左として、今後重要な役割を果たすことは容易に予想される。その代表的、かつ、典型となる筑豊炭田遺跡群を確実に後世へ引き継ぐため、令和元年度（平成31年度）から本計画を策定するに至った。

## 第2節 計画策定の目的

筑豊炭田遺跡群は、筑豊地域、そしてそれぞれが所在する各市にとって、近代化と戦後復興の歴史を象徴する重要な史跡であり、次世代へ確実に伝えていかなければならない。そのためには、今後、適正な保存を図った上で、観光や教育など幅広く活用していく必要がある。

本市は、筑豊炭田遺跡群が所在する田川市、飯塚市と協議しつつ、有識者等の意見を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値と構成要素を明確化し、1つの史跡として一体的な保存管理、活用、整備、運営の推進を図ることを目的に、保存活用計画を策定する。

## 第3節 計画策定の体制

### (1) 策定の考え方

筑豊炭田遺跡群は、同一の歴史的背景を共有しながら、3つの史跡指定地が地理的に離れ、置かれる環境が異なるという特徴を有している。

上記を踏まえ、史跡指定地がそれぞれ所在する3市が、理念や方針を共有しつつ、各史跡指定地の実情に応じて保存活用計画をそれぞれ策定することとした。

#### 【直方市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編 -

#### 【田川市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 三井田川鉱業所伊田坑跡編 -

#### 【飯塚市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 目尾炭坑跡編 - (令和2年度策定予定)



## (2) 直方市文化財等に関する有識者委員会

本市は、本計画の策定に向けて、景観工学、都市計画、産業経済史の各分野の専門家と地元の代表からなる「直方市文化財等に関する有識者委員会」を設置した。

### 直方市文化財等に関する有識者委員会（五十音順）

氏名	所属	分野
岩尾一豊	地元選出	FM ちょっくらじお 直方市観光物産振興協会理事長
岡田 昌彰 (○)	近畿大学教授	景観工学
河野 雅也 (◎)	西日本工業大学教授	都市計画
北澤 満	九州大学准教授	産業経済史
野崎 幸子	地元選出	CHICHIYA 代表 直方市観光物産振興協会副理事長
八尋 孝司	地元選出	直方市石炭記念館館長

◎：委員長 ○：副委員長

### オブザーバー

氏名	所属	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官	
入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長	
松本 将一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 文化財保護係主任技師	

事務局 直方市教育委員会  
 教育長 山本栄司  
 教育部長 安永由美子  
 直方市教育委員会文化・スポーツ推進課  
 課長 古賀 淳  
 社会教育係長 壇 泰寛  
 主査 田村 悟  
 主任 松下直道

### 第1回直方市文化財等に関する有識者委員会

日時：令和元年（2019）10月6日（日）

場所：直方市中央公民館

内容：・策定スケジュールについて

- ・計画骨子について
- ・保存活用計画策定にかかる意見交換会について
- ・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編－（案）について

第2回直方市文化財等に関する有識者委員会

日時：令和元年（2019）12月25日（水）

場所：直方市中央公民館

内容：・策定スケジュールについて

・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編－（案）について

### （3）有識者による現地指導

第1回直方市文化財等に関する有識者委員会の開催前に、有識者による現地指導を実施した。

日時：令和元年（2019）8月22日（木）

場所：直方市石炭記念館

内容：河野雅也委員による現地指導

日時：令和元年（2019）9月13日（金）

場所：直方市石炭記念館

内容：北澤満委員による現地指導

日時：令和元年（2019）9月25日（水）

場所：直方市石炭記念館

内容：岡田昌彰委員による現地指導

### （4）保存活用計画策定に係る意見交換会

旧直方会議所等に関連する市民の意見交換会としてワークショップを実施した。

日時：令和元年（2019）8月28日（水）

場所：直方市中央公民館第3会議室

参加人数：11名

### （5）文化庁協議

本計画の内容について文化庁との協議を行った。

日時：令和元年（2019）11月19日（火）

場所：文化庁文化財第二課

内容：計画構成や記載内容について

## (6) パブリックコメント

本計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画策定の参考とするため、パブリックコメントを募った。

閲覧・意見提出期間：令和2年（2020）1月15日～令和2年2月14日

意見提出方法：インターネットホームページならびに、直方市中央公民館で本計画案を公開し、Email、ファックス、郵便、窓口で意見を受け付けた。

## 第4節 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲は、旧直方会議所等における史跡として指定を受けている範囲（以下「史跡指定地」）と保護を要する範囲である。

保護を要する範囲は文化財保護法第93条の「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」）となっている（図1-4-1、図1-4-2）。

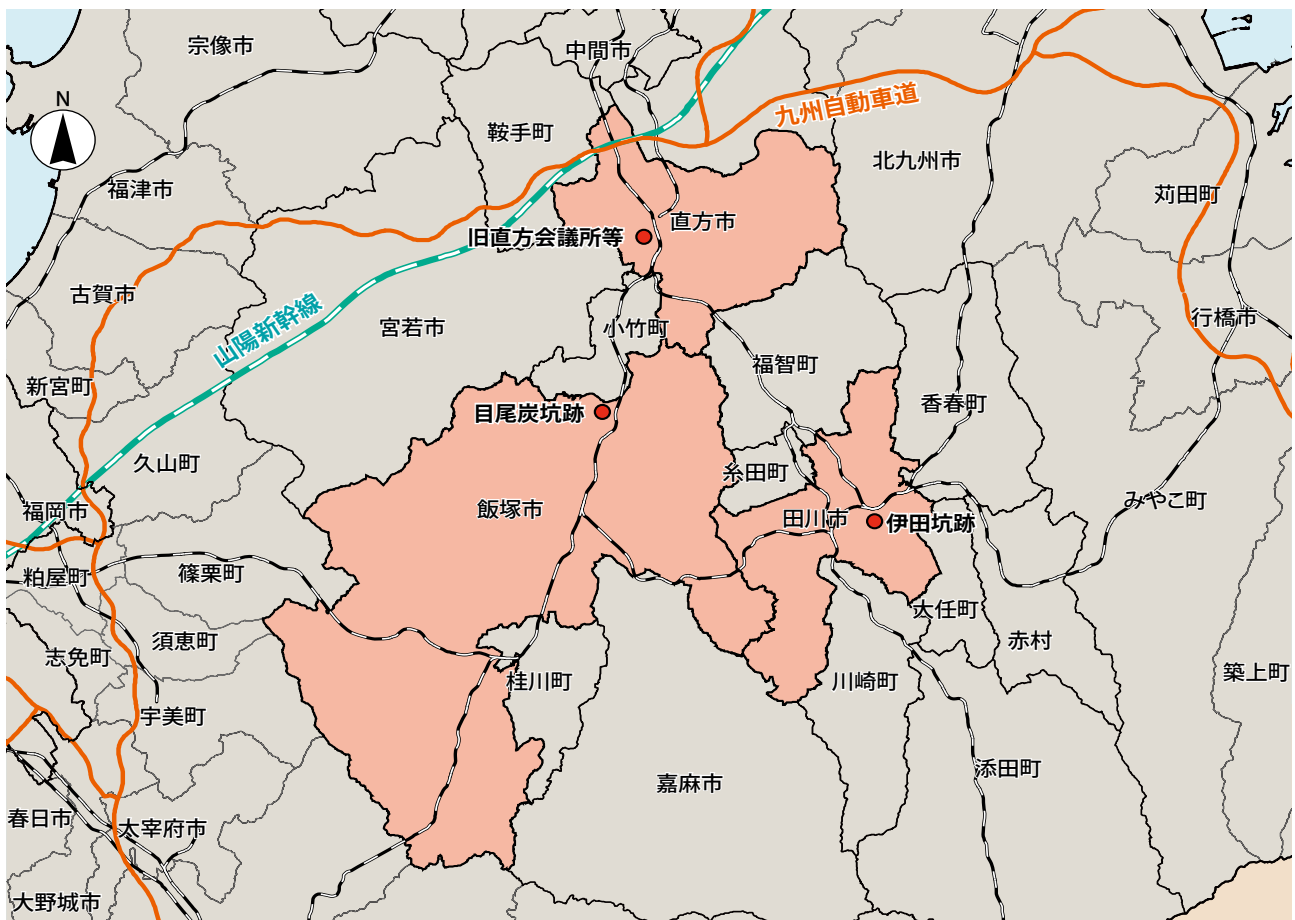


図1-4-1 史跡指定地の分布

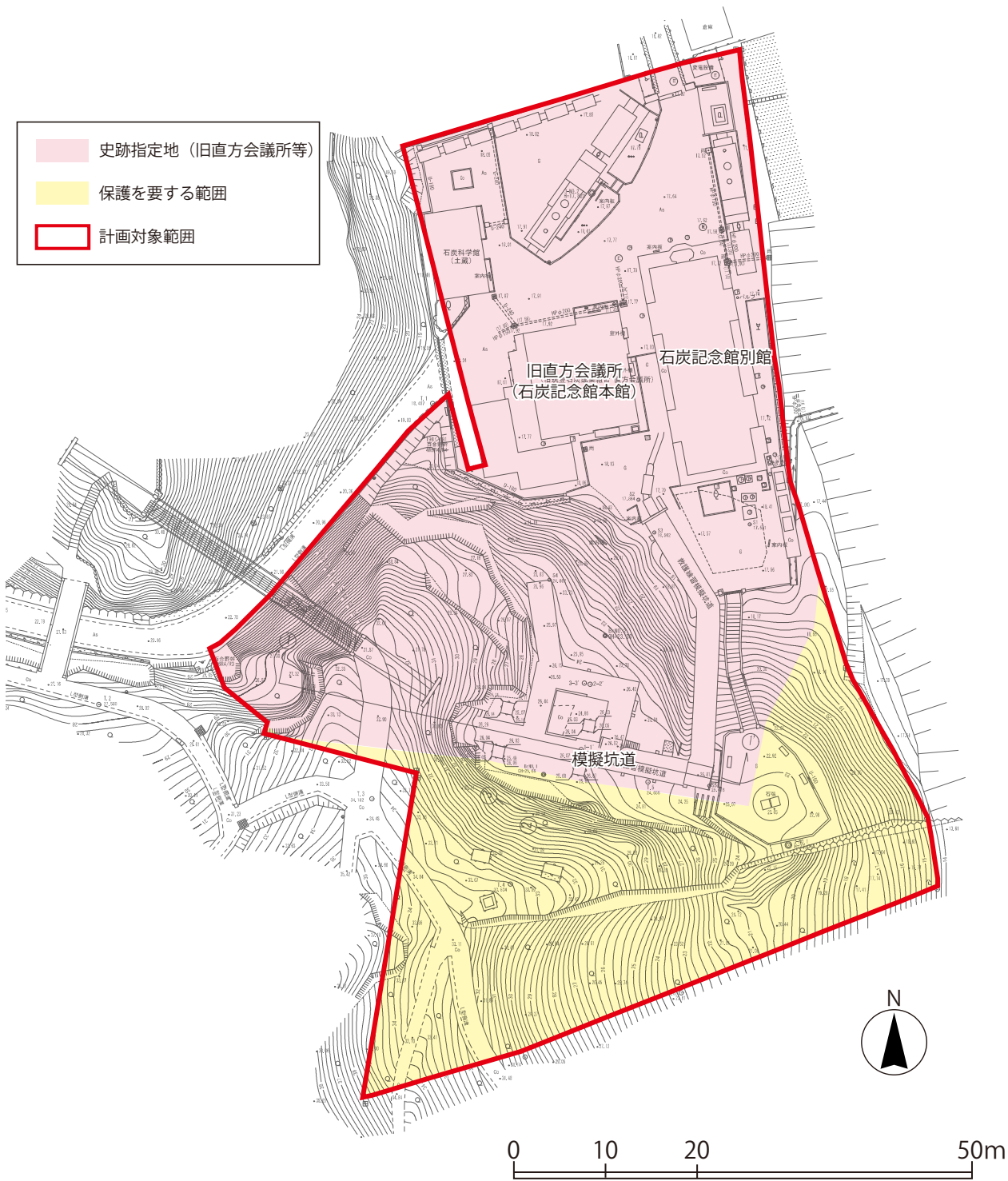


図 1-4-2 計画対象範囲

## 第5節 本市における他の計画との関係

筑豊炭田遺跡群は、文化財保護法を基にその保存と活用が行われているものであるが、本市の最上位計画である『直方市第5次総合計画』の基本理念などに則した保存や活用を進める必要がある。

また、土地利用に関する諸計画や生涯学習、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要がある。

上記を踏まえ、ここで保存と活用に関わる他の計画との関係について整理する。

### (1) 第5次直方市総合計画（平成23～令和2年度）

『第5次直方市総合計画』は、目指すべきまちの将来像を掲げた基本構想と、その実現方針を示した基本計画で構成される。

基本構想では、目指すべきまちの将来像を「市民一人ひとりが輝き笑顔つながるまち」としている。また、まちづくりの4つの基本目標のひとつとして「いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち」を掲げており、文化遺産や伝統文化の保全に努めることを明記している。

基本構想実現のための施策を体系的に示した基本計画では、文化の振興に関する現状と課題として、市民のふるさとを愛する気持ちを高めるために適切な文化財の保護の必要性が示されている。

本計画に関連する施策として文化遺産・文化財・伝統文化の保存・活用を掲げており、文化財の保存、整備による郷土の歴史を学ぶ機会の創出や、近隣の「明治日本の産業革命遺産群」と連携した石炭産業関連施設の整備、文化財の保存・継承に携わる団体の支援などを明記している。

### (2) 直方市都市計画マスタープラン（平成27～令和5年度）

『直方市都市計画マスタープラン』では、まちづくりのテーマとして「自然と共生し快適に安心して暮らせるまち～生活・産業・文化の魅力と活力にあふれ、多様な交流が育まれる地域中心都市・直方～」を掲げている。また、4つの将来のまちづくりの目標を掲げ、旧直方会議所等の保存活用と関係する目標としては、「自然・文化・歴史を生かし多様な市民ニーズや価値観に対応したまち」を掲げている。

また、旧直方会議所等が位置する場所は文教スポーツ施設等集積地区に位置付けられている。同地区では「施設間の移動や相互利用を高める遊歩道やサイン等の整備」や「市内外からの来訪者に対する誘導、また中心拠点内の回遊性を高めるため、景観にも配慮した案内・サインの充実等を推進」などの方針を掲げ、旧直方会議所等にも関係している。

### (3) 直方市立地適正化計画（平成31年度～）

『直方市立地適正化計画』では、生活サービス施設などを優先的に誘導していく都市機能誘導区域と、人口密度を維持するために居住を誘導していく居住誘導区域を定めている。

旧直方会議所等は都市機能誘導区域のうちJR直方駅周辺地区に位置付けられており、今後、店舗、病院、福祉施設のほか教育・文化施設や地域交流施設などの施設の立地の可能性が想定されている（図1-5-1）。

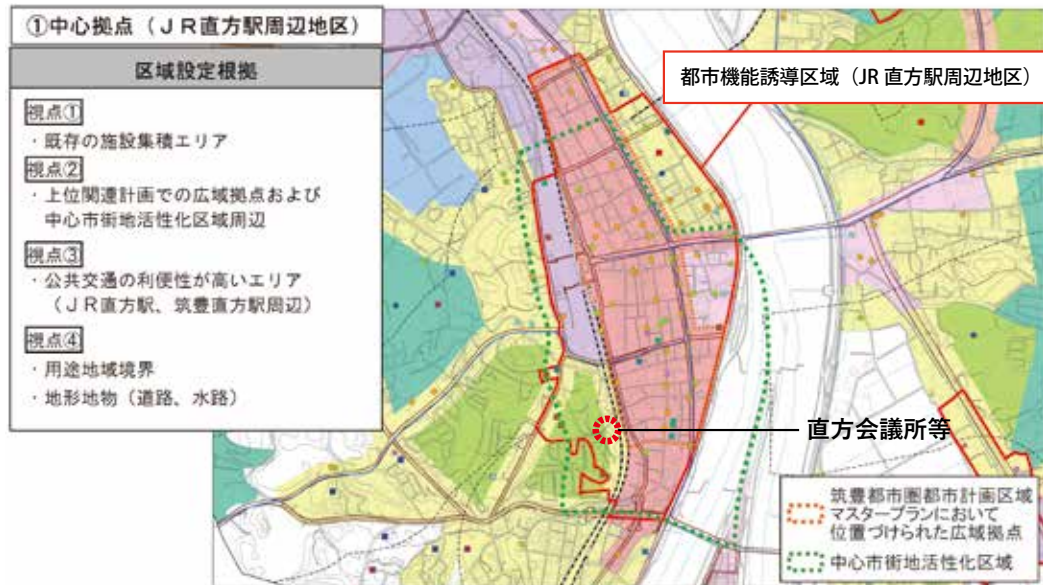


図 1-5-1 都市機能誘導区域

#### (4) 第2次直方市環境基本計画（平成26～令和5年度）

『第5次直方市総合計画』で示された将来像である「市民一人ひとりが輝き 笑顔つながるまち」を環境面から実現する環境目標や行動方針を5つの環境分野ごとに定めている。

旧直方会議所等と関係する環境目標に「ふるさとの歴史がただよう、ゆとりのある美しいまちを目指します。」を掲げ、行動指針には歴史資源に触れる機会の創出や歴史的、文化的資源の保全、活用方法の検討を掲げている。

#### (5) 直方市公共施設等総合管理計画（平成29～令和38年度）

『直方市公共施設等総合管理計画』では、市内の公共施設等を維持するための基本的な考え方として、「公共施設等の保有総量の最適化」、「公共施設等の適切な維持管理」、「公共施設等の効率的な施設運営」を掲げている。

旧直方会議所等を公開活用した石炭記念館については、建物自体が市の指定文化財であることを踏まえ、現在の位置で現状のまま、維持・補修を行うことが示されている。

## 第6節 法規制状況

計画対象範囲の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

### (1) 文化財保護法

文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に

資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

史跡指定地の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）を行う場合には、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、基本、文化庁長官の許可を受けなければならない。

史跡指定地外は、文化財保護法第 93 条の周知の埋蔵文化財包蔵地である。その範囲内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第 93 条に基づき文化庁長官に土木工事等のための発掘の届出、あるいは文化財保護法第 94 条に基づき文化庁長官に通知しなければならない。

また、本計画は文化財保護法第 129 条の 2 に基づく史跡名勝天然記念物保存活用計画である。史跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容を記載するものであり、文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月施行）により、文化庁長官の計画認定を申請することができることとなった。

## （2）都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

計画対象範囲は、都市計画区域内、第 1 種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）、第 1 種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）に位置している。

主に住居の住居の環境を保護するための地域であり、店舗や事務所、ホテルなども建築可能な地域となっている。

## （3）建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

計画対象範囲は、都市計画区域内であるため、10 m<sup>2</sup>を超える建築物を建築しようとする場合、建築基準関係規定の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。また、建築基準法における集団規定（第 3 章）が適用される。

本市が建築行為を行う場合も、本市は特定行政庁でないため、10 m<sup>2</sup>を超える建築物を建築しようとする場合は、県への確認申請が必要である。

## 第 7 節 計画の実施

本計画は、令和 2 年（2020）4 月 1 日より実施するものとする。なお、本計画の計画期間は令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とする。

## 第2章 筑豊炭田遺跡群の概要

### 第1節 筑豊地域

「筑豊」という地域名称は、明治以後、富国強兵策を支えるエネルギー源である石炭産地、遠賀川の流域一帯を指して一般に使われるようになったものである。この地が筑前（鞍手・嘉穂郡）と豊前（田川郡）の旧二国にまたがることから、両方の名をとって「筑豊」と称されるようになる。

筑豊の名の初見は、明治18年（1885）に筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の五郡が「筑前国豊前国石炭坑業人組合」を組織し、翌明治19年（1886）に「筑豊五郡川艦同業組合」が設立された頃とされる。

筑前国豊前国石炭坑業人組合はその後、明治26年（1893）に筑豊石炭鉱業組合と改称。この頃から「筑前豊前二州の炭田」や「豊筑五郡煤田」などと称されていた炭田も筑豊炭田と呼ばれ始め、石炭産地と結びついて遠賀川の流域が筑豊地域といわれるようになった。

なお、歴史的に言えば、明治32年（1899）に企救郡が筑豊石炭鉱業組合に加入したため、現在の北九州門司区、小倉北区、小倉南区も筑豊炭田の一部とされることもあるが、ここでいう筑豊地域では、企救郡を除外している（図2-1-1）。

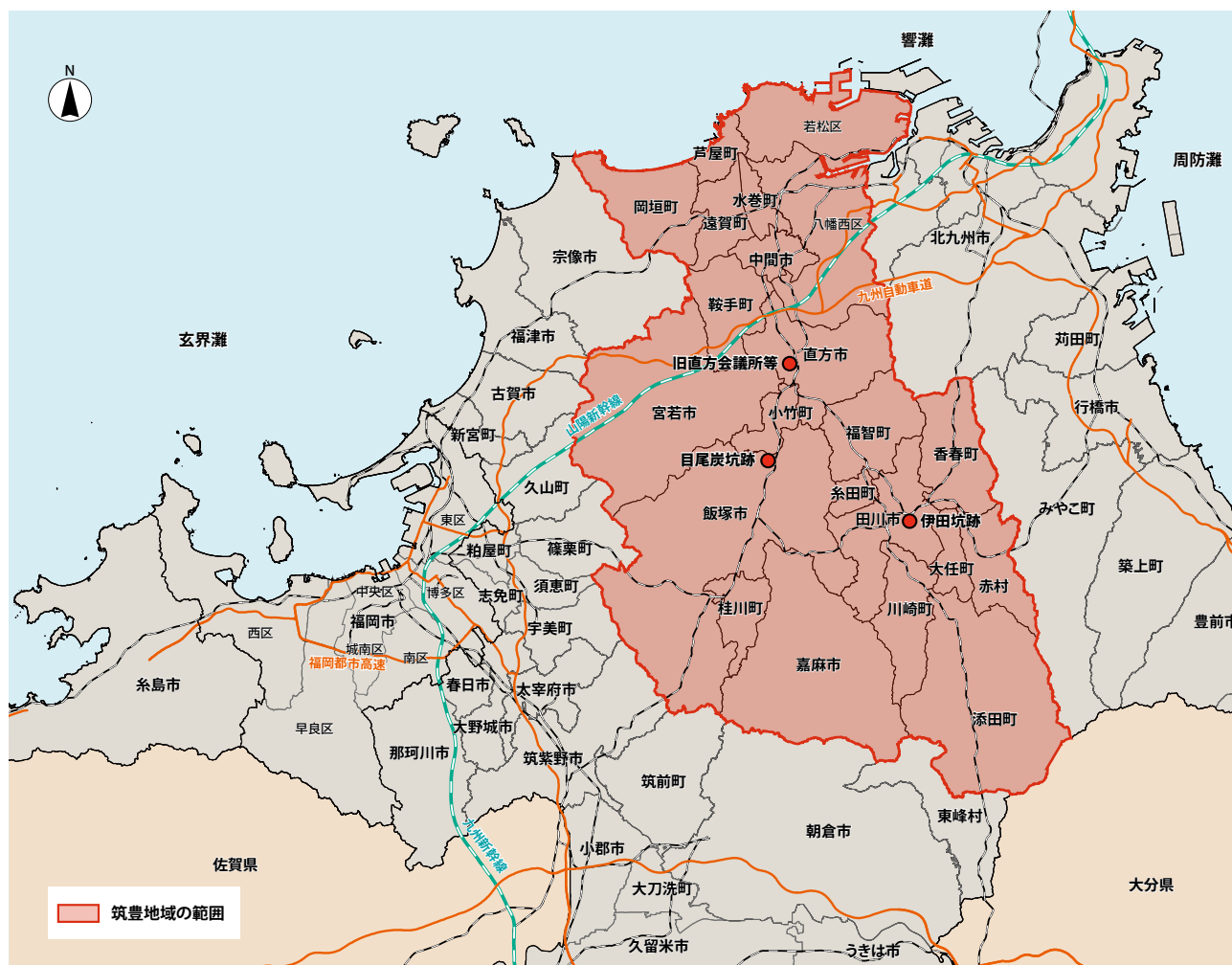


図2-1-1 筑豊地域の範囲



## 第2節 地理的環境

### (1) 地勢

筑豊地域は、北部九州を縦貫する遠賀川の流域に所在する。遠賀川及びその支流である穂波川、彦山川、中元寺川、犬鳴川、及び西川の流域に広がり、延長約47km、東西12～28kmに達し、約787km<sup>2</sup>の面積を占める。

地勢は、東を福智山地、西の三郡山地、南の英彦山山地などで三方を囲まれ、北の遠賀川河口に向けて開ける盆地状の地形である。盆地の中央をほぼ南北に走る金国・船尾山地及び六ヶ岳によっておよそ東西に分かれ、北は遠賀川下流域の遠賀・鞍手地域、東は彦山川・中元寺川流域の田川地域、西は遠賀川上流で穂波川流域の嘉穂地域で構成される（図2-2-1）。

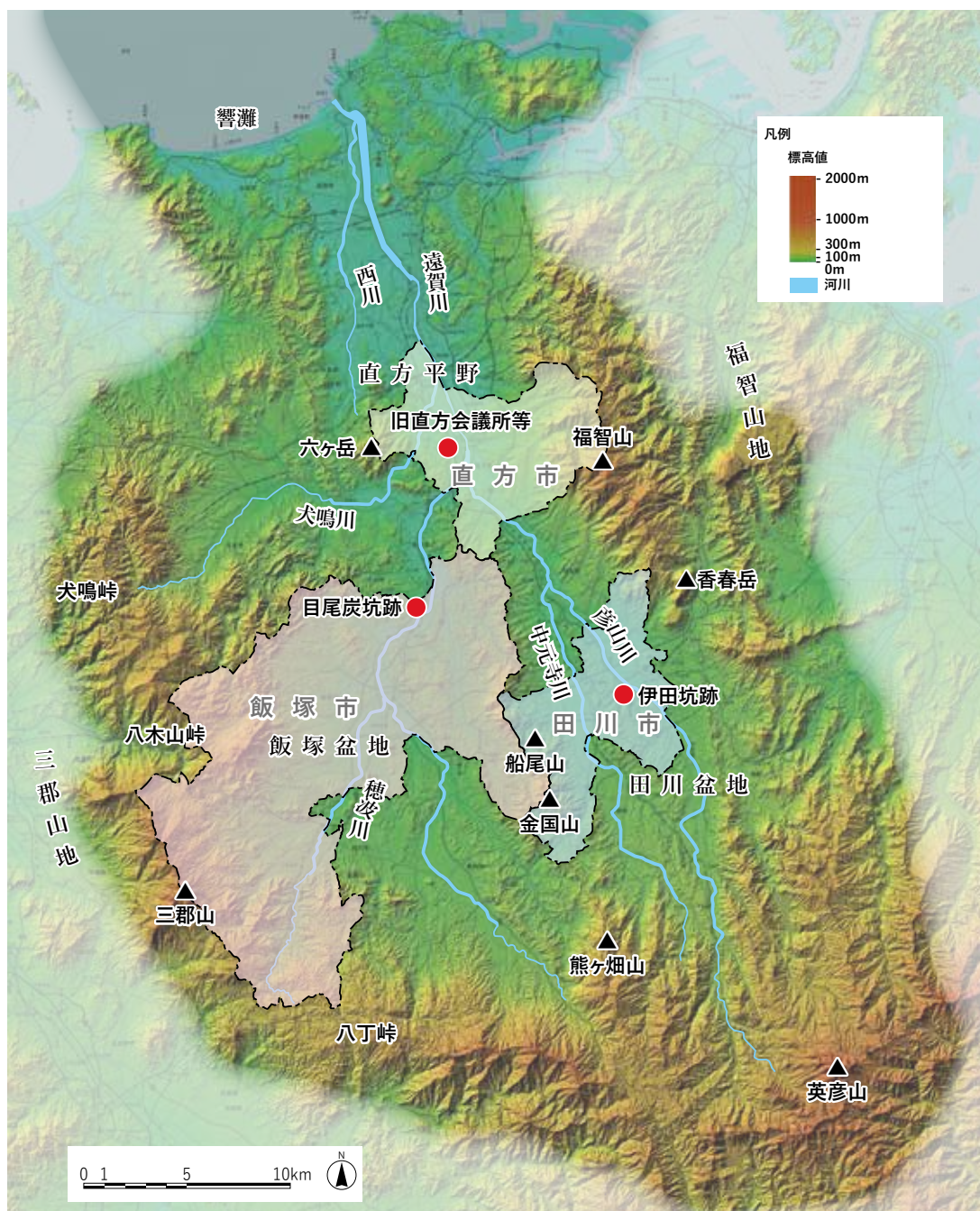


図2-2-1 地勢（出典：地理院地図（電子国土 Web）色別標高図、陰影起伏図、標準地図（一部改変）

## (2) 地質

遠賀川の流域には砂岩・頁岩・礫岩と炭層の互層である古第三紀層（約 6,500 万～2,500 万年前）が発達しており、筑豊炭田興隆の源とされる。古第三紀層の走向はほぼ北西で、強い横圧力を受け各所で湾曲および断層を生じていた。包含される炭層の傾斜は西から東へ約 15°～20° だが、金国・船尾山地や東端の福智山地付近では、山地の隆起に伴って急傾斜となる場合もある。古第三紀層における夾炭層の全厚は 2,600m 以上に達する。炭層は数十に及ぶが、層群別に分類すると、上から順に遠賀層群、出山層群、上石層群、竹谷層群、本層群（中心は三尺層及び五尺層）、大焼層群の六群であった（図 2-2-2）。石炭は主として瀝青炭だが、田川地域や嘉穂地域の一部では煽石や無煙炭も産出する。粘結性と不粘結性があり、用途別では船舶用、機関車用、機関用、コークス用、ガス製造用などに適する各種のものがあつた。筑豊炭田の採掘鉱区は 1 億 3,254 万 8,617 坪、試掘鉱区は 2,743 万 3,574 坪に及んだ（図 2-2-3）。筑豊に賦存する豊富な石炭埋蔵量のうち、約 8.5 億トンの石炭を生産して産出したと言われ、理論的には地下になお約 15 億トンの石炭が眠っているとされる。

なお、採掘時に排出されるボタの処理にあたって、島嶼や臨海地域の炭鉱ではボタで海を埋め立てるなどが可能であるが、筑豊炭田は内陸部であるためボ

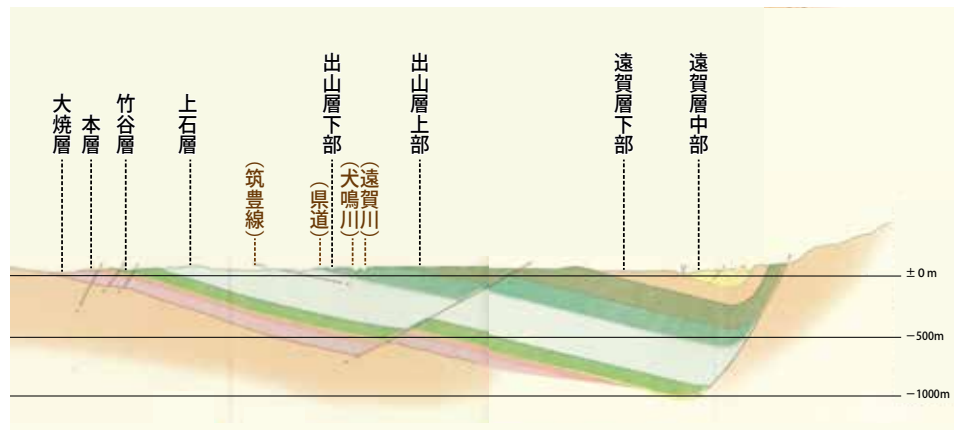


図 2-2-2 地質断面図（出典：「直方地区地質断面図」）

タを海に捨てることができない。

当初は沢地にボタを廃棄していたが、昭和になりスキップ巻が導入されると各地にボタ山が出現し、筑豊炭田の象徴となった。

しかしながら、昭和 30～40 年代に石炭産業が斜陽を迎えると、以後次々と姿を消していき、往時の面影が失われていった。

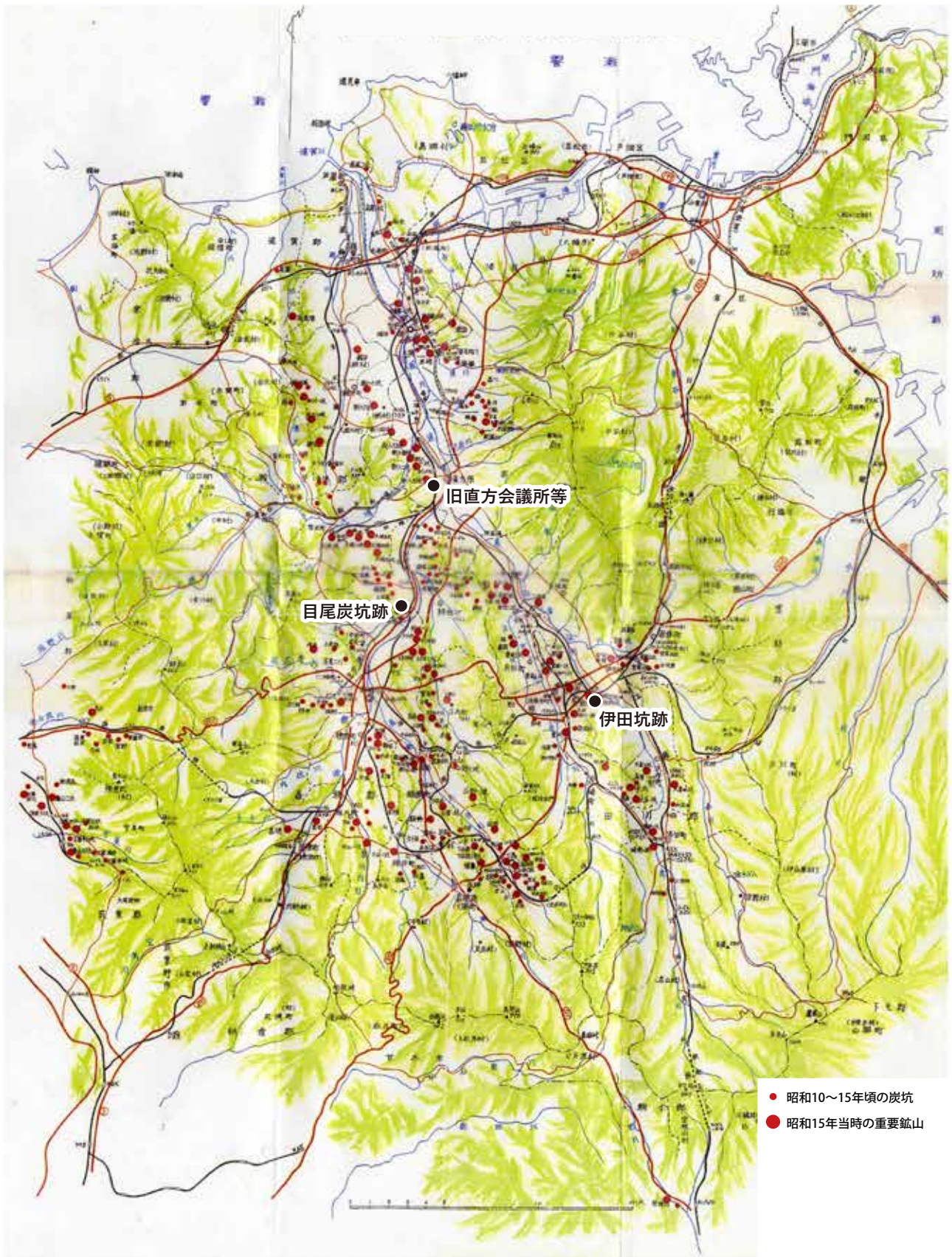


図 2-2-3 最盛期の筑豊炭田炭坑分布図（昭和 15 年頃）（出典：筑豊石炭礦業史年表）

### 第3節 歴史的環境

#### (1) 原始・古代～中世

筑豊地域、いわゆる遠賀川流域の各所では、旧石器時代の遺物が採集されており、この頃からこの地での人々の活動の痕跡がうかがわれる。縄文時代になると、海進により形成された古遠賀湾沿岸に貝塚が点在するが、海退現象とともに古遠賀湾は縮小化し、古遠賀潟となる。縄文後期には英彦山山麓などで遺跡の数が増え、遠賀川河口の芦屋町山鹿貝塚では、緑色大珠と貝輪を身に着けた女性とみられる埋葬人骨も検出されている。



図 2-3-1 立岩堀田 10 号甕棺鏡出土状況

弥生時代前期になると、稲作文化が定着したものとみられ、水巻町立屋敷遺跡に代表され、学史に名高い「遠賀川式土器」や大陸系磨製石器類を出土する集落遺跡が流域各地に形成される。中期では飯塚市立岩堀田遺跡（図 2-3-1）が輝緑凝灰岩を原料とした石庖丁（穂摘具）の産地であり、周辺地域に石庖丁を供給した拠点集落としても重要である。また、嘉麻市鎌田原遺跡や立岩堀田遺跡などで中国鏡や銅矛、鉄戈などの金属器類が副葬品として出土する。

古墳時代前期には、飯塚市忠隈古墳などが造営されるようになり、前期末には上流域に沖出古墳、下流域に豊前坊 1 号墳などの 70 m 級の前方後円墳が築造され、近畿地方との結びつきが強くなるが、中期になると、田川市猫迫 1 号墳、同セスドノ古墳、飯塚市山の神古墳など、朝鮮半島との結びつきを示唆する遺物を出土する古墳がみられる。後期になると、桂川町王塚古墳や宮若市竹原古墳などの、装飾古墳が流域各地に築かれる。また、古第三紀層の硬質砂岩層が発達している地域性から、各地に横穴墓群が盛んに造営される。福智町城山横穴群は、流域最大規模の横穴墓群で、鞍手町古月横穴には、墳丘を有し彩色壁画を描く装飾横穴墓が所在する。

古代になると、神籠石系山城である飯塚市鹿毛馬神籠石が築かれる。白村江の敗戦後の列島防衛のための古代山城とみられる。また、仏教の普及に伴い官道沿いに田川市天台寺跡（上伊田廃寺）や飯塚市大分廃寺などが造営された。一方、添田町の英彦山は修験道の聖地として古代から近世にいたるまで大きな影響力を持っていた。なお、律令期には彦山川流域の田川郡のみが豊前国に編入され、それ以外の遠賀川流域は筑前国となった。この行政区分は廃藩置県まで継続した。

古代末から中世には流域各地に荘園が現れる。地域の西部には観世音寺領や安楽寺領などの大宰府系の荘園が、東部には宇佐八幡領や弥勒寺領など宇佐系の荘園が分布する。一方、現在の直方市域とその周辺に広がっていた粥田荘など、地方武士による荘園もみられる。なお、画僧・雪舟の築庭とされる添田町旧亀石坊庭園や川崎町藤江氏魚楽園といった庭園も英彦山山麓に所在する。戦国期には多くの国人領主が割拠し、周防の大内氏や豊後の大友氏などの戦国大名の傘下に入る者も多かった。

## (2) 近世

関ヶ原の戦い後は、筑前に黒田氏、豊前に細川氏（後の小笠原氏）が配置され、前者では高取、後者では上野という、朝鮮半島出身者を陶祖とする国焼が発達する。江戸期は直方が福岡藩の支藩となり、木屋瀬、飯塚、内野、香春、猪膝、大隈などが主要な街道沿いの宿場町として発展した。以降、遠賀川流域は筑前国（遠賀郡、鞍手郡、穂波郡、嘉麻郡）と豊前国（田川郡）の境界地として幕藩体制に組み込まれた。

一方、この地での石炭発見は、文明10年（1478）、遠賀郡垣生村で「燃える石」を発見したことに遡る。元和9年（1623）の細川家記録には田川郡で石炭が採掘されたとあり、元禄4年（1691）のオランダ人医師ケンペルによる「江戸参府紀行」の記述でも、遠賀川に沿って黒崎に至る途中で、一村をあげて石炭を燃料としていたことが窺われる。また、貝原益軒「筑前国続風土記」にも、元禄16年（1703）「燃石 遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、宗像郡の中、処々山野に有之、村民是を掘り取て薪に代用ふ。遠賀、鞍手殊に多し。」とあり、石炭が自家燃料として普及していたようである。

18世紀中頃からは、製塩の燃料用として宗像郡の塩浜へ、また都市燃料として小倉や下関に送られた。18世紀末には福岡・博多の両市中でも筑豊の石炭が利用され、この頃から瀬戸内の塩田でも盛んに石炭が利用されるようになった。

福岡藩では天明8年（1788）に石炭仕組を実施して市中への供給増加を図ったが、文政9年（1826）には領外販売による財政収入獲得を目指した積極的な焚石の採掘・販売政策がとられるようになった。さらに天保6年（1835）には藩財政収入増大を目的とする焚石仕組が実施された。小倉藩でも、都市や塩田への石炭販売が進んだ寛政元年（1789）、金田手永の大庄屋六角に田川郡内の石炭採掘状況調査を命じている。天保15年（1844）には藩営炭坑の経営推進と民営炭坑の管理統制の確立、独占販売体制整備を目的として赤池会所の設立を進め、この石炭専売制度は明治6年（1873）まで続けられた。

## (3) 明治時代

明治時代に入ると藩の統制下におかれていた筑豊の石炭業は、明治2年（1869）、明治新政府が鉱山開放の布告で「所在村民の反対がなければ、府県藩に願書を出した上で何人も自由に鉱物を採掘してよい」とされた。明治4年（1871）の廃藩置県を経て、明治5年（1872）には鉱山心得書を発布し、石炭は「鉱物」であることを明確化して、全ての鉱物は政府の所有であることも明らかにした。さらに明治6年には、我が国で初めての近代的鉱業法制である「日本坑法」が施行され、全面的に採掘許可制とした。

以後、筑豊の「借区」面積は広がりを見せ、明治19年（1886）には総面積200万坪へと増加し、明治12年（1879）の炭鉱の数は600坑と言われるまでとなった。このため、乱掘の弊害が顕著となり、福岡県では明治18年（1885）に「石炭坑業人組合準則」を発布し



図 2-3-2 竣工時の筑豊石炭鉱業組合  
直方会議所

て、組合を設けることを命じた。これに応じて筑豊五郡ではそれぞれ同業組合を設立したが、さらに11月には遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・田川の五郡の組合が統合されて、小坑濫立と川艦の統制のために「筑前国豊前国石炭坑業組合」を結成、同組合は明治26年(1893)に「筑豊石炭鉱業組合」と改称した(図2-3-2)。これ以降、遠賀川流域の地域概念として、この地域は「筑豊炭田」と呼ばれるようになった。

また、政府は福岡県の申請を受け、1本の豎坑で採掘できる区域を1坑区とする「選定坑区」を実施し、明治21年(1888)、福岡県布告で最初の8坑区の選定が告示され、翌22年末までに34の坑区が選定された。その結果、筑豊炭田における選定坑区は1,500万坪にも及ぶ規模になり、筑豊の石炭鉱区面積を10倍近く拡大した。一方、海軍では明治18年に福岡県下一帯の増借区出願を差し止め、糟屋・鞍手・嘉麻・田川の四郡38ヶ村を海軍予備炭田として指定した。しかしながら、開放の世論により、明治24年(1891)、鞍手郡御徳と糟屋郡新原以外を開放した。

これら一連の動向によって、明治20年代には中央大手資本が筑豊の石炭に注目するに至り、三井・三菱・住友などの財閥資本が、熾烈な競争によって筑豊への進出を果たした。

明治前期頃までの採掘法は、露頭から人力だけで掘り進み、排水も人力によるはね釣瓶で行い、排水が困難になると採炭を中止して他へと移る採掘方法が主であった。明治14年(1881)、杉山徳三郎が目尾炭坑(図2-3-3)で、蒸気ポンプの揚水が筑豊で初めて成功すると、瞬く間に機械排水が筑豊の炭坑へ普及し、炭坑の近代化を促進した。



図2-3-3 目尾炭坑

当時の石炭輸送は、遠賀川を下って河口の芦屋や、途中から堀川を經由して若松港へと河川での舟運が行われた。遠賀川の水運に使用された川舟は「川艦」と呼ばれた。しかしながら、出炭量の増加は輸送力の増強を必要としたため、明治24年に筑豊興業鉄道が若松―直方間で開通。以後、石炭産業の興隆に比例して、筑豊には網の目のような鉄道網が敷設されていった。石炭の輸送は水運から徐々に陸運に切り替えられ、明治28年(1895)に陸運が水運を超えると、以降陸運の割合は増大する一方であった。

折からの船舶、鉄道、工業分野への需要の拡大に加えて、明治27年(1894)に日清戦争が始まると炭価は高騰し、国内石炭市場は急速に拡大した。また、明治22年(1889)から門司港が特別輸出港として石炭を直接海外へ輸出できるようになると、筑豊の石炭は盛んに海外へと輸出されるようになった。筑豊石炭産業発展の最大の要因は、輸出市場の拡大にあったともいえる。需要の力強い拡大によって筑豊の産出量は飛躍的に増大し、明治30年(1897)にはついに全国産出量の50%を超え、名実ともに我が国最大の産炭地となった。

明治後期には、採掘技術面でも大幅な進展があった。坑内では支柱を掘り残して碁盤形に採掘する残柱式から長壁式へと、新たな方式が採用され始めた。資力に恵まれた大炭鉱では、大型の蒸気ボイラーや巻上機、スペシャルポンプ等の蒸気ポンプを使用して、機械化を進めた。特に明治末期には、採掘場が地下浅部から深部に移行するに伴って、坑内通

気・運搬の改善が必要となり、技術の進歩で大型  
堅坑の開削が可能となった筑豊では、日本三大堅  
坑と呼ばれた三菱方城炭礦（273m）、三井田川伊田  
坑（一坑 361.8m、二坑 362.4m）、日鉄二瀬中央坑  
（334.4m）が竣工し、我が国石炭産業における新時  
代の象徴となった（図 2-3-4）。

反面、坑道が長距離化、大規模化するにしたが  
い、ガスや落盤、出水、火災などの災害が増加し、  
その規模も大きくなった。頻発する炭鉱爆発事故に  
対し、筑豊石炭鉱業組合でも明治 45 年頃から知識  
向上、各種安全機器の設置に取り組むなどの対策を  
講じた。



図 2-3-4 伊田堅坑

#### （4）大正～昭和戦中期

大正 3 年（1914）に勃発した第一次世界大戦の影  
響による国内各種工業の勃興によって、石炭需要も  
増大した。好況は大正 8 年（1919）頃まで続いたが、  
6 月の大戦終結による反動で翌 9 年（1920）以降は  
不況に転じた。大正 10 年（1921）には事業を休止  
または縮小する炭鉱が続出、その結果として鉱員の  
大量解雇や賃金切り下げも行われた。同年には、筑  
豊石炭鉱業組合が中心となって発足した石炭鉱業連  
合会により、全国的な送炭制限が実施された。一方  
で、生産能率向上や合理化を目的とし、各炭鉱では、  
採炭現場のコールカッター（図 2-3-5）やチェーン  
コンベヤーなどの切羽機械化、長壁式採炭を一層推  
進するようになった。



図 2-3-5 コールカッター

大正 10 年（1921）には事業を休止  
または縮小する炭鉱が続出、その結果として鉱員の  
大量解雇や賃金切り下げも行われた。同年には、筑  
豊石炭鉱業組合が中心となって発足した石炭鉱業連  
合会により、全国的な送炭制限が実施された。一方  
で、生産能率向上や合理化を目的とし、各炭鉱では、  
採炭現場のコールカッター（図 2-3-5）やチェーン  
コンベヤーなどの切羽機械化、長壁式採炭を一層推  
進するようになった。

昭和 5 年（1930）の昭和恐慌の影響で炭価は暴落し、炭価の低落を防止する一方、労務者の整理を柱に経営の合理化を図り、生産コストの引き下げに腐心した。わけても昭和 3 年（1928）9 月から昭和 8 年（1933）9 月までの 5 年間は、女性の坑内作業及び深夜業禁止の移行期間とし、同 8 年以降は原則として禁止となった。これに伴って、採炭過程への機械導入を軸に生産体系全体に及ぶ再編が進行し、大手炭鉱を中心に技術革新が行われて、切羽集約などの合理化がますます推進された。

昭和 6 年（1931）に勃発した満州事変で戦時経済へと進み、昭和 12 年（1937）の日中戦争本格化に伴い需要は激増した。炭価の暴騰とともに出炭が強行され、筑豊炭田も増産体制となった。昭和 15 年（1940）には、史上最高となる全国 5,632 万ト（筑豊 2,049 万ト）を記録した。しかし、戦争激化に伴う熟練鉱員の応召などによって、出炭量は漸減した。筑豊では、女性の就業や朝鮮人労働者、戦時捕虜の導入によって打開を図ったが、出炭量低下は結局解消されず、昭和 20 年（1945）には全国出炭 2,234 万ト（筑豊 722 万ト）に激減した。

## (5) 昭和戦後

終戦直後の復興にとって、荒廃した産業の再建と国民生活安定のためには石炭の増産が至上命令となり、政府は昭和20年(1945)に「炭鉱労務緊急充足実施要綱」を決定し、就労希望者の募集を始めた。GHQも物資を配給するなどして石炭増産政策を指導した。政府は昭和22年(1947)、鉄鋼や石炭の超重点的増産による「傾斜生産方式」を閣議決定し、昭和23年(1948)に「臨時石炭鉱業管理法」を施行して優遇策を推進した。一方で、炭鉱労働者の急激な増加と熟練労働者の不足、資材の入手難や設備改善の不備は災害の上昇を招く結果となり、昭和24年(1949)に「鉱山保安法」が制定された。

こうした中、昭和25年(1950)に勃発した朝鮮戦争は、いわゆる特需ブームを巻き起こし、直ちに石炭業界にも波及、各地に中小の新鉱がにわかに続出した。出炭量も上昇し、昭和26年(1951)には戦前の水準を回復した。しかし、朝鮮戦争終結後は再び不況へと転じ、大手炭鉱でも企業整備のための人員整理が強行された。各炭鉱では生き残りをかけて、坑木の代わりにドイツから導入された鉄柱と鉄梁、コンベヤーの組み合わせによるカッペ採炭という新技術で生産能力の向上を図るとともに、大型堅坑開削で体質改善を図った。

また、昭和20年代後半頃から、それまで石炭が独占してきた日本のエネルギー市場に国際石油資本が進出しはじめた。政府は石炭産業の体質改善を図るために、昭和30年(1955)、5年間の時限立法で「石炭鉱業合理化臨時措置法」を制定した。この法律では生産構造の立て直しを目指すとともに、非効率炭鉱の買い上げと労働者の減員を図った。昭和31年(1956)頃には石炭産業界も一時的に活況を呈したが、昭和33年(1958)以降は、石油へのエネルギー転換は避けられず、石炭産業には「斜陽産業」の烙印が押された。

非効率炭鉱の買収は予想以上の状態で炭鉱の閉山も続出し、大量の失業者が発生した。離職者問題は炭鉱離職者救援運動へと発展し、「黒い羽根運動」として全国規模で展開された。政府は昭和34年(1959)に「炭鉱離職者臨時措置法」を制定、「緊急就労対策事業」によって炭鉱離職者を吸収し、自治体が事業主体となって各種土木・建設事業が行われた。また昭和36年(1961)には政策転換闘争(図2-3-6)を経て、産炭地域振興臨時措置法も成立した。



図2-3-6 政策転換闘争

昭和34年1月から翌年11月におよぶ三井三池の争議を経て、石炭鉱業調査団の派遣や労資の休戦を内容とする石炭政策を閣議決定するまでに至ったが抜本的な改善には至らず、昭和37年(1962)以後石油の輸入は自由化を迎えた。同年「石炭対策大綱」(第一次答申)が発表され、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式の下で石炭産業の再構築が進められた。昭和40年代に入るとエネルギー政策は石油全面依存の方向へ傾斜し、昭和41年(1966)の第三次答申で出された石炭鉱業の漸次的、計画的撤退方針、昭和43年(1968)の第4次および昭和47年(1972)の第5次答申で出された、急激な石炭鉱業崩壊防止のための再建交付金制度が採用されたにもかかわらず、閉山の波に抗うことは叶わなかった。

こうして筑豊では、昭和48年(1973)に貝島大之浦炭鉱の閉山で坑内掘が終焉となり、



昭和 51 年（1976）には同鉱の露天掘りが終掘して、石炭産業が完全に終焉した。

## （6）炭鉱閉山後

石炭産業消失後の筑豊では、新たな基幹産業の促進、炭鉱労働者の失業による生活危機への対応、鉱害問題の解決といった諸問題が噴出した。財政問題を抱えた各市町は代替産業の振興を目指して構造転換を企図し、地域振興計画に基づく工業団地の造成等を行って企業誘致を推進するなどして旧産炭地からの脱却を進めたが、産業の不振は炭鉱閉山後の筑豊を覆う大きな影となった。昭和 44 年（1969）には、第四次石炭答申に基づいて、失業者の就労と基盤整備、産炭地域の開発振興を目的として産炭地域開発就労事業が実施されることとなり、各地で様々な就労事業が進められた。道路や耕地は再整備が進み、沈下した地盤や河川の改修も急速に進められた。その反面、炭鉱の面影は負の遺産として脱石炭と財政再建推進のための払拭の対象となり、多くの炭鉱関連建造物が姿を消していった。炭鉱跡地は工業団地などとして整備が行われ、筑豊の象徴でもあった大小のボタ山も、その後の再利用や造成事業等によってほぼ消滅した（図 2-3-7）。往時の姿をとどめるボタ山は現在では数えるほどである。また石炭運搬用路線として整備された鉄道網も、国鉄の赤字ローカル線廃止方針に従って昭和 50 年代後半頃を中心に次々と廃止が決定した。



図 2-3-7 ボタ山を崩す様子

こうして、かつての炭鉱景観は急速に様変わりする一方で、筑豊が炭鉱と共に辿った歴史を顕彰し、関連する資料や遺産を保存する動きも見られた。直方市石炭記念館（昭和 46 年（1971））、宮田町石炭記念館（昭和 52 年（1977）現、宮若市石炭記念館）が開館し、田川市では、閉山した三井田川伊田堅坑跡を石炭記念公園として整備し、堅坑櫓と煉瓦煙突は現状保存されることとなった。昭和 58 年（1983）には、敷地内に石炭資料館（現、田川市石炭・歴史博物館）が開館した。近年では、各地に残る炭鉱関連遺産や記録類は、地域の重要な文化財として指定・選定による保護が図られており、特に、平成 23 年（2011）に「山本作兵衛コレクション」が日本で初めてユネスコ「世界の記憶」に登録されたことは、記憶に新しい。

さらには、伊田坑跡や目尾炭坑跡のように、炭鉱跡が埋蔵文化財として発掘調査が行われ、旧直方会議所等とともに筑豊炭田遺跡群として国指定史跡となった（図 2-3-8）。石炭産業が失われて半世紀が過ぎようとする現在の筑豊では、種々の文化財によって当時の記憶を呼び起こすという、新しい局面を迎えつつある。

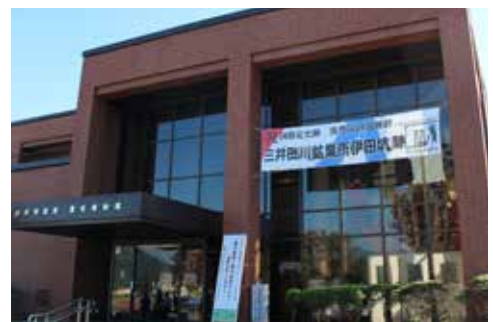


図 2-3-8 祝国指定史跡の横断幕

## 第4節 社会的環境

社会的環境では、筑豊地域と本市に分けて、その状況を整理する。なお本節では、統計データを集計するにあたり、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町を含む範囲を筑豊地域の範囲とする。

### (1) 筑豊地域の概要

#### 1) 人口

筑豊地域の人口のピークは、昭和30年（1955）前後である。この年以降、エネルギー革命や石炭不況により、筑豊地域は炭鉱の閉山が相次いだ（図2-4-1）。

昭和30年から昭和50年（1975）にかけては、約30万人近く人口が激減している。炭鉱の閉山などが相次ぎ、人口が流出した時期である。

昭和60年（1985）には人口が微増するが、これは企業誘致による代替産業の振興、様々な就労事業なども要因と考えられる。以後、現在に至るまで人口減少が続いている。現在人口416,564人は大正14年（1925）より少なく、ピーク時の約54%となっている。

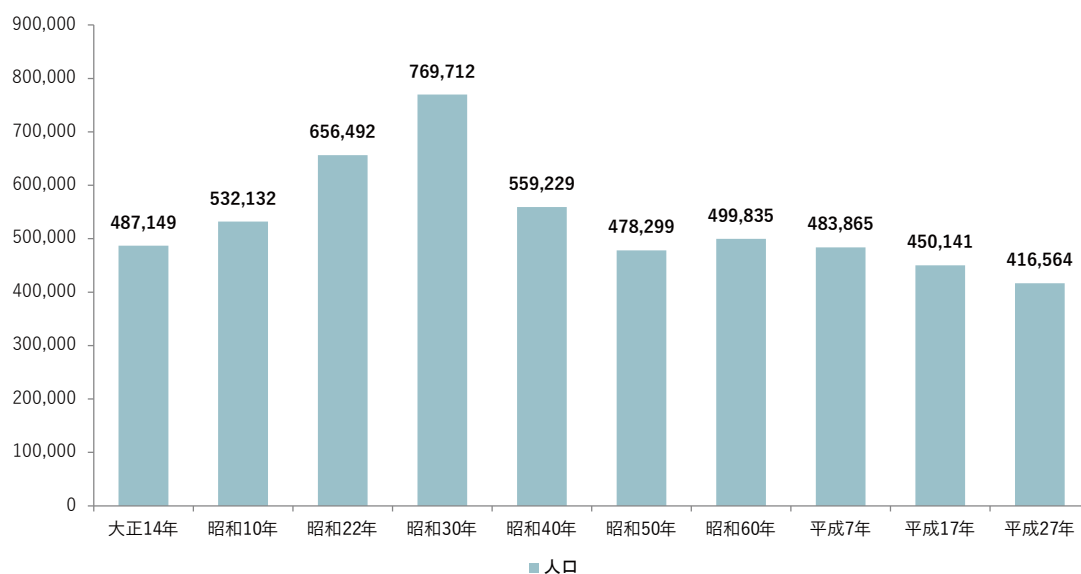


図2-4-1 筑豊地域の人口推移（出典：国勢調査）

#### 2) 交通

##### ① 鉄道

近世から明治前半までは遠賀川の水運で河口の芦屋や洞海湾の若松港まで石炭を輸送していたが、出炭量が水運の輸送量を上回り、明治24年（1891）に筑豊興業鉄道が若松 - 直方間で鉄道を開設した。以降は鉄道が石炭輸送を一手に引き受けた。内陸部の炭田であるため、積出港までの距離を克服する必要があり、炭鉱と鉄道を結ぶ引込線などの鉄道網が張り巡らされていった。

炭鉱の閉山に伴い、昭和50年代後半を中心に多くが廃線となったが、現在もJR筑豊本線、同福北ゆたか線、同後藤寺線、同日田彦山線、平成筑豊鉄道伊田線、同田川線、同糸

田線、筑豊電気鉄道などの鉄道網が地域を結んでいる。

旧直方会議所等と伊田坑跡の最寄り駅は、それぞれ直方駅、田川伊田駅である。高台に位置する史跡指定地から駅と鉄道を望むことができる。

一方、目尾炭坑を通った幸袋線は廃線となっているが、現地には幹線への引込線が遺構として残されている（図 2-4-2）。

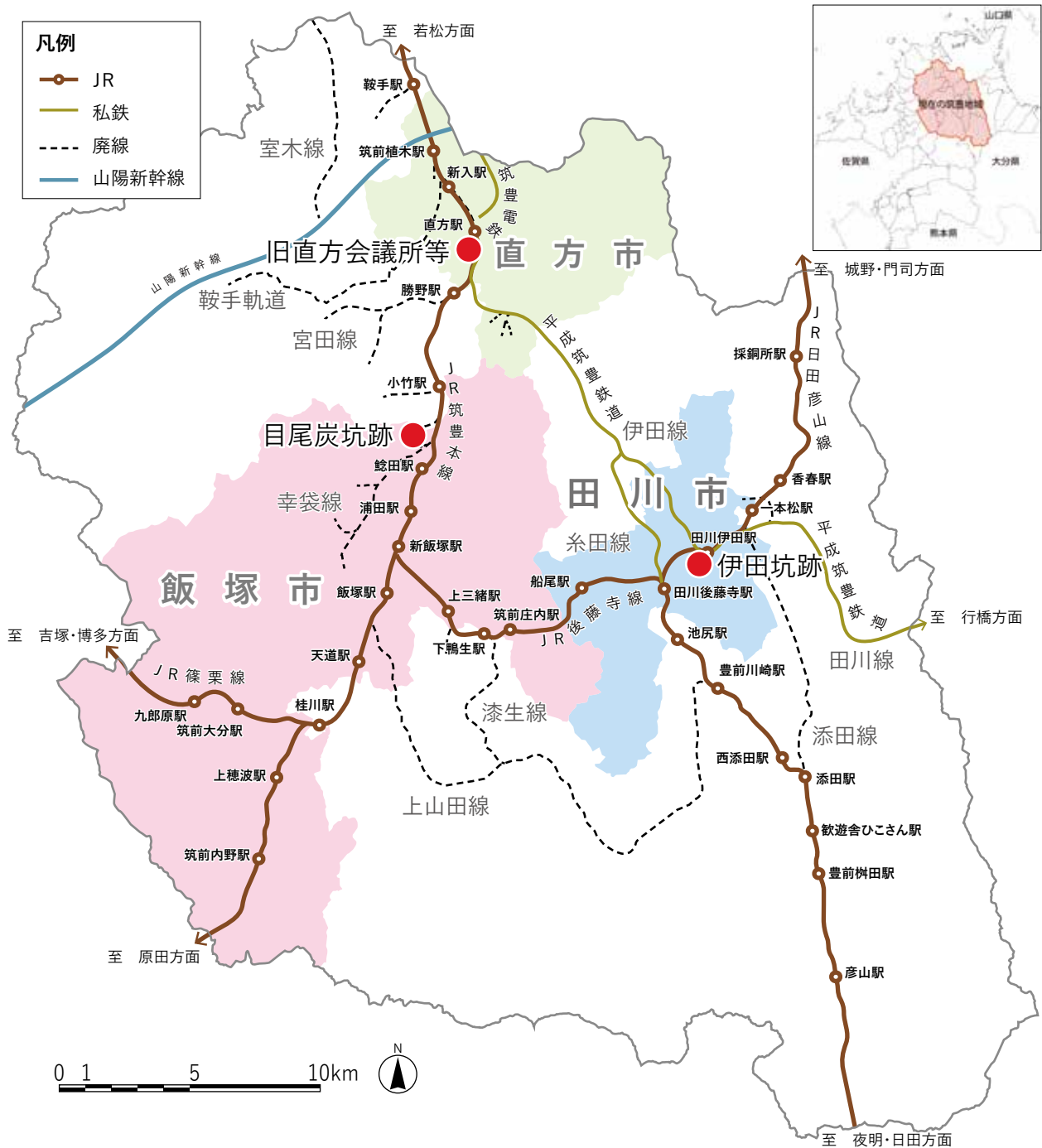


図 2-4-2 筑豊地域の鉄道網

## ②道路

伊田坑跡、目尾炭坑跡、旧直方会議所等はそれぞれ 10 km 前後離れており、その間の移動は一般的に自動車に頼る方が多いと考えられる。

主なアクセスルートは、旧直方会議所等 - 伊田坑跡は県道 22 号、旧直方会議所等 - 目尾炭坑跡は国道 200 号、目尾炭坑跡 - 伊田坑跡は国道 201 号が主にその役割を担っている。

福岡市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 201 号、北九州市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 200 号と国道 322 号がその役割を担っており、福岡市、北九州市から約 1 時間程度でアクセスすることができる（図 2-4-3）。

なお、本市と福岡市及び北九州市間を高速バス、田川市、飯塚市と福岡市間を特急バス、田川市と北九州市間を在来バスが運行している。

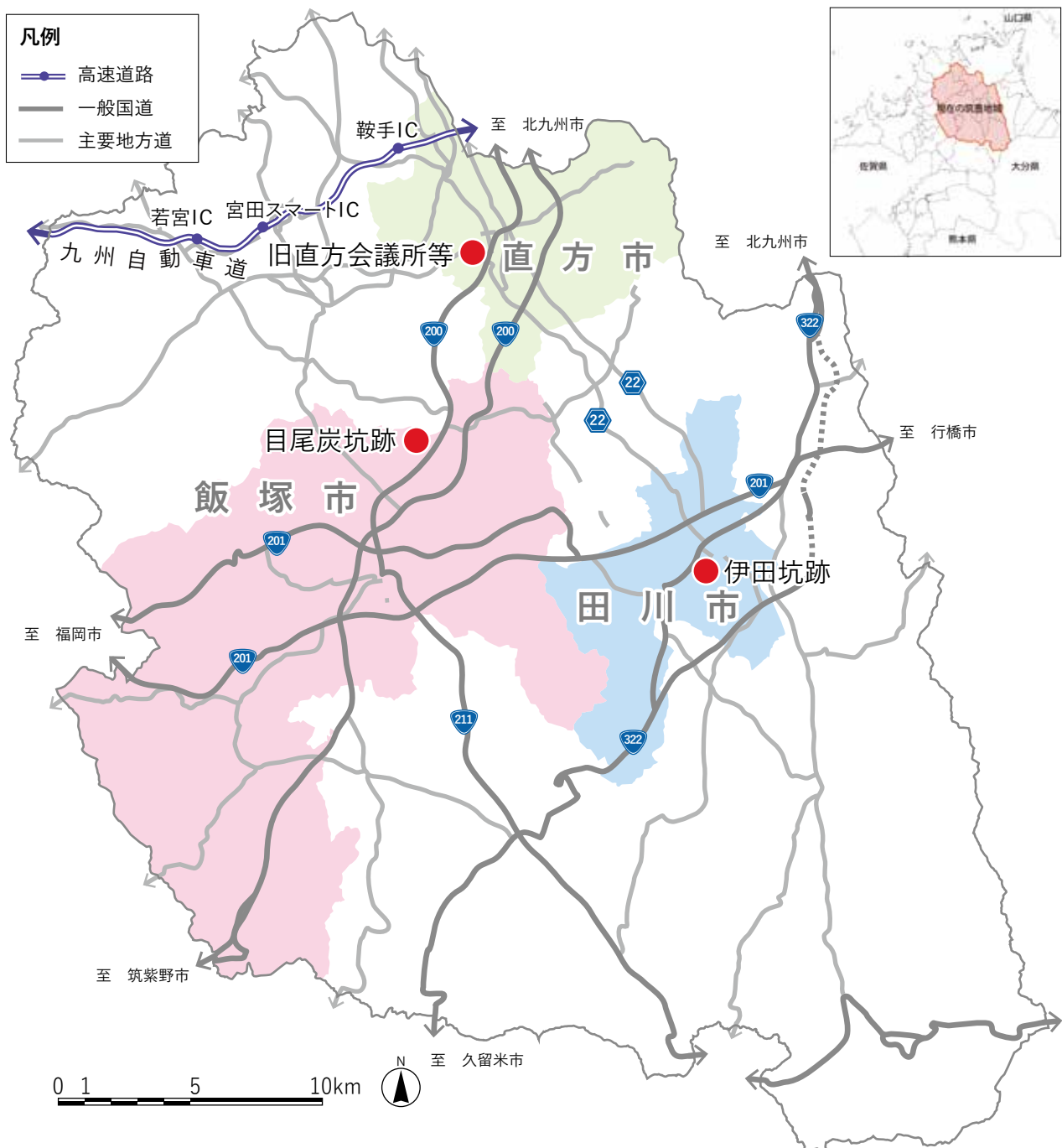


図 2-4-3 筑豊地域の道路網

## (2) 直方市の社会的環境

### 1) 人口

本市の人口は筑豊炭田の繁栄とともに増加し、昭和30年（1955）には6万人を超えるが、筑豊炭田の衰退とともに減少に転じる（図2-4-4）。その後、企業誘致による代替産業の振興などで昭和60年（1985）に人口のピークを迎える。その要因の一つとして、筑豊地域の中で流通拠点としての役割が強かったことも影響していると考えられる。平成以降は人口減少が進行している。一方、世帯数は昭和30年から微増傾向が続いている。

昭和30年と平成27年（2015）を世代別に比較すると、生産年齢人口の割合は大きく減少してない。一方、少子高齢化の傾向が顕著である。（図2-4-5）

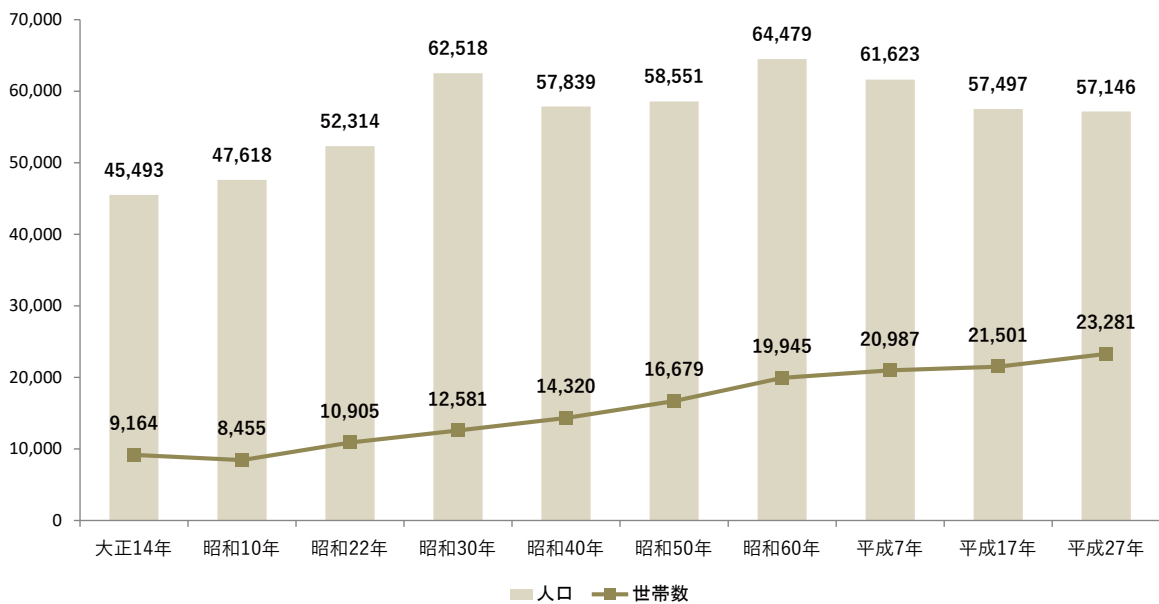


図 2-4-4 直方市の人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

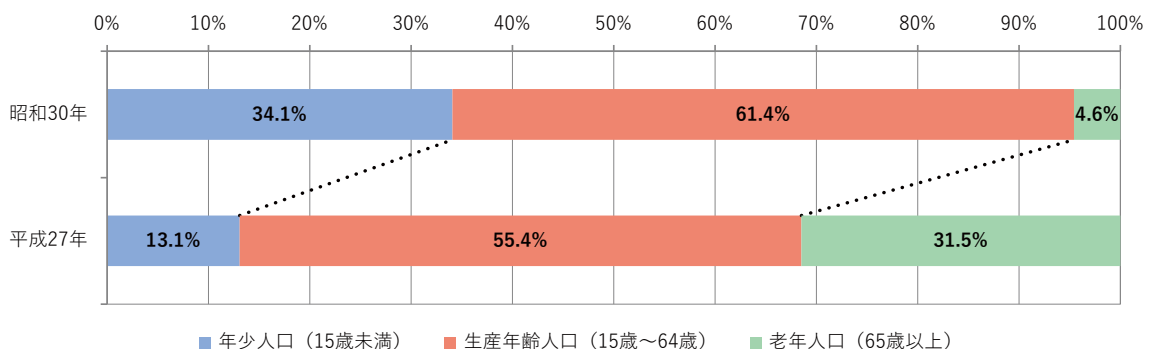


図 2-4-5 直方市の年齢3区分別人口比の推移（出典：国勢調査）

## 2) 産業

本市の就業人口から産業の状況をみていくと、石炭業を含む第2次産業は、昭和30年(1955)と平成27年(2015)を比較して実数、割合ともに増加している。その一因としては、炭鉱閉山後の製造業の誘致等が順調に進展した影響と考えられる。

最も増加したのは第3次産業である。昭和30年時点の5割強から平成27年時点の6割強へ増加が顕著である(図2-4-6)。

一方、第一次産業については、昭和30年時点では2割近くを占めていたが、平成27年時点には大きく減少している。

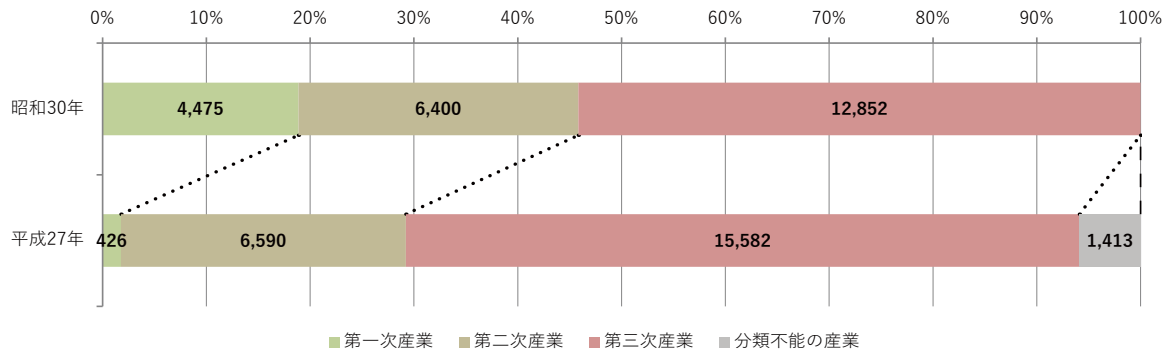


図2-4-6 直方市の産業別従業者数の推移(出典:国勢調査)

## 3) 土地利用

本市の土地利用の現況を概観すると、自然的な土地利用としては、市域の東側に福智山山系を中心とする山林地帯が、西端には六岳山山系を中心とする山地・緑地が広がっている。遠賀川、彦山川、犬鳴川や、それぞれの支流沿いには田園が広がり、昔ながらの農村風景となっている。特に北部一帯は農業が盛んで、米とともにイチゴ「あまおう」やブドウの栽培が盛んである。

都市的土地利用では、遠賀川の西側にJR直方駅や行政機関等を有する中心市街地を形成するとともに、東側には住居系を主体とした市街地が広がり、県道田川直方線や国道200号バイパス沿いに商業施設が集積している(図2-4-7)。

本市の中心市街地は、江戸時代に福岡藩の支藩、東蓮寺藩(後に直方藩に改名)4万石の城下町を基礎としている。江戸中期に廃藩となり、江戸時代後期には在郷町となった。明治時代に筑豊炭田の中心都市となったことから、市街地は順次北側に拡大した。

大正期には多くの鉄工所が創業し、炭鉱用機械等を製造していた。現在では一般産業機械へ生産転換を行われ、北東部の直方工業団地や南部の中泉工業団地などに製造業を中心とした工場が集積している。

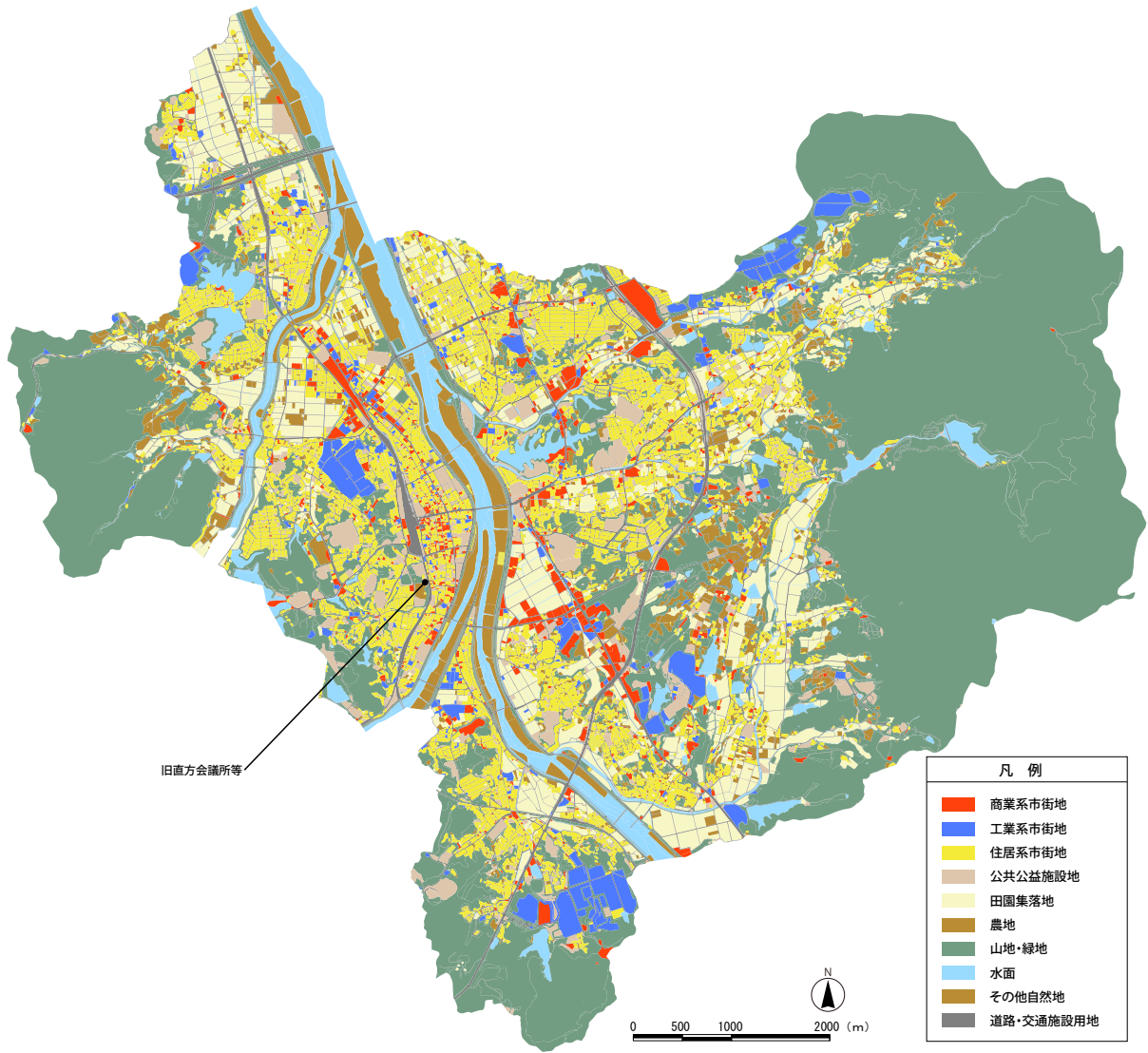


図 2-4-7 土地利用現況図 (出典：都市計画基礎調査を加工して作成)

#### 4) 観光

本市の観光入込客数は、平成20年（2008）の1,392千人をピークに減少傾向が続いており、平成26年（2014）以降は1,000千人を下回っている。観光入込客数のほとんどは県内の日帰り客であり、宿泊客は少ない（図2-4-8）。

直方市石炭記念館の入館者数は平成27年（2015）と平成28年（2016）に1万人を超えるがその後減少に転じている（図2-4-9）。

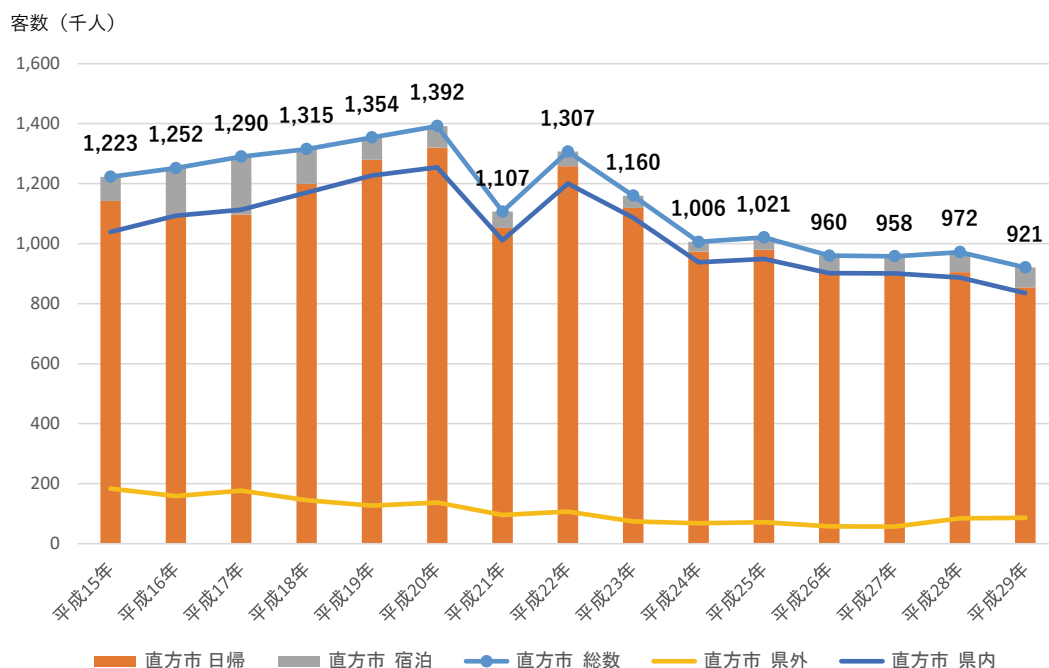


図2-4-8 直方市の観光入込客数の推移（出典：福岡県観光入込客推計調査）

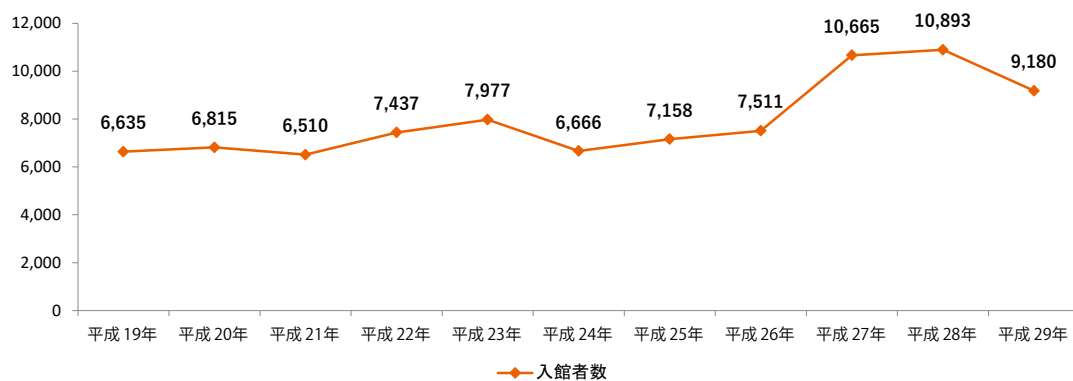


図2-4-9 直方市石炭記念館の入館者数の推移（出典：福岡県観光入込客推計調査）

#### 5) 地域文化

本市の中心は、江戸時代の城下町を基礎としていることから、様々な地域文化が継承されている。以下、炭坑にまつわる主な地域文化を紹介する。

県指定無形民俗文化財の「直方日若踊」は多賀神社に奉納されていた日若舞などを祖形とした民俗芸能である。江戸時代に関西方面から伝わった思案橋踊などと融合し現在の形となっている。大正～昭和初期に大きく復興し、炭坑王・貝島太助・太市親子もこの踊りを愛し、第二代社長、貝島太市の下関（長府）の別邸でも、折を見て踊っていたと伝えられている。



「成金饅頭」は、明治時代にうずら豆の相場で儲けを企んでいた人が、大量の豆を注文したものの、値段が大暴落して大量に余った豆でつくりはじめた菓子と伝える。大きなものは直径30センチほどのものもあり、貝島太助もこの豪快な饅頭がお気に入りであったと言われる。飯塚の「千鳥饅頭」「ひよ子」などと並び、筑豊炭田で愛された銘菓である（図2-4-10）。



図2-4-10 成金饅頭

他方、炭鉱が繁栄した時代の直方を描いた著名作家の文学作品がいくつかみられる。林芙美子の「放浪記」は直方の情景描写からはじまる。夢野久作の「犬神博士」では、明治期の直方市街地の情景が描かれ、「女坑主」では直方市山部の炭坑が舞台となっている。また、森鷗外は「小倉日記」に有名な人力車による乗車拒否事件が記録されている。プロレタリア作家橋本英吉の「筑豊炭田」では、目尾炭坑でポンプによる機械排水が成功する情景や、直方の藤棚炭坑の火災などが描写されている。

このほか、直方では野見山朱鳥、阿部王樹らによる俳壇が興隆し、美術の世界でも筑豊美術協会による筑豊美術展が現在も直方で開催されるなど、炭坑の繁栄を背景とした地域文化が根付いている。

## 6) 文化財

本市には史跡指定を受ける旧直方会議所等以外にも、国登録文化財が8件（図2-4-11、図2-4-12等）、県指定文化財が12件、市指定文化財が7件ある（表2-4-1）。指定物件については、史跡や天然記念物、有形文化財（建造物、工芸、考古資料）、有形・無形民俗文化財である。

史跡指定地の旧直方会議所は石炭記念館本館として市の指定文化財となっている（表2-4-2、図2-4-13）。

指定は受けていないが、歴史や文化的価値のある文化的所産も市内に多く存在している。

表2-4-1 市内の文化財

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	-	-	2	8	10
	工芸品	-	2	1	-	3
	考古資料	-	3	-	-	3
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	-	-	1
	無形民俗文化財	-	3	1	-	4
記念物	史跡	1	1	3	-	5
	天然記念物	-	2	-	-	2
合計		1	12	7	8	28

表 2-4-2 市内の文化財一覧

国指定文化財

部門	種別	名称
記念物	史跡	筑豊炭田遺跡群 筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道※

県指定文化財

部門	種別	名称
有形文化財	工芸品	西徳寺の梵鐘
		木造十一面観音坐像
	考古資料	建武の板碑
		石柱梵字曼荼羅碑
石製経筒		
民俗文化財	有形民俗	空也上人像
	無形民俗	多賀神社神幸行事
		直方日若踊
記念物	史跡	植木三申踊
		水町遺跡群
	天然記念物	花ノ木堰の大公孫樹 多賀神社の黄玉樹

市指定文化財

部門	種別	名称
有形文化財	建造物	石炭記念館本館※
		西徳寺の山門
	工芸品	八幡神社の洪鐘
民俗文化財	無形民俗	筑前植木岡分流大名行列
記念物	史跡	感田の堰跡
		植木の堰跡
		永満寺宅間窯跡

国登録文化財

部門	種別	名称
有形文化財	建造物	旧十七銀行直方支店（アールスペース谷尾）※
		旧讃井病院（向野堅一記念館）※
		石原商店家屋※
		前田園本店 店舗※
		前田園本店 倉庫※
		旧奥野医院（直方谷尾美術館 洋館）※
		旧奥野家住居（直方谷尾美術館 洋館）※
		鉄牛庵（直方谷尾美術館 茶室）※

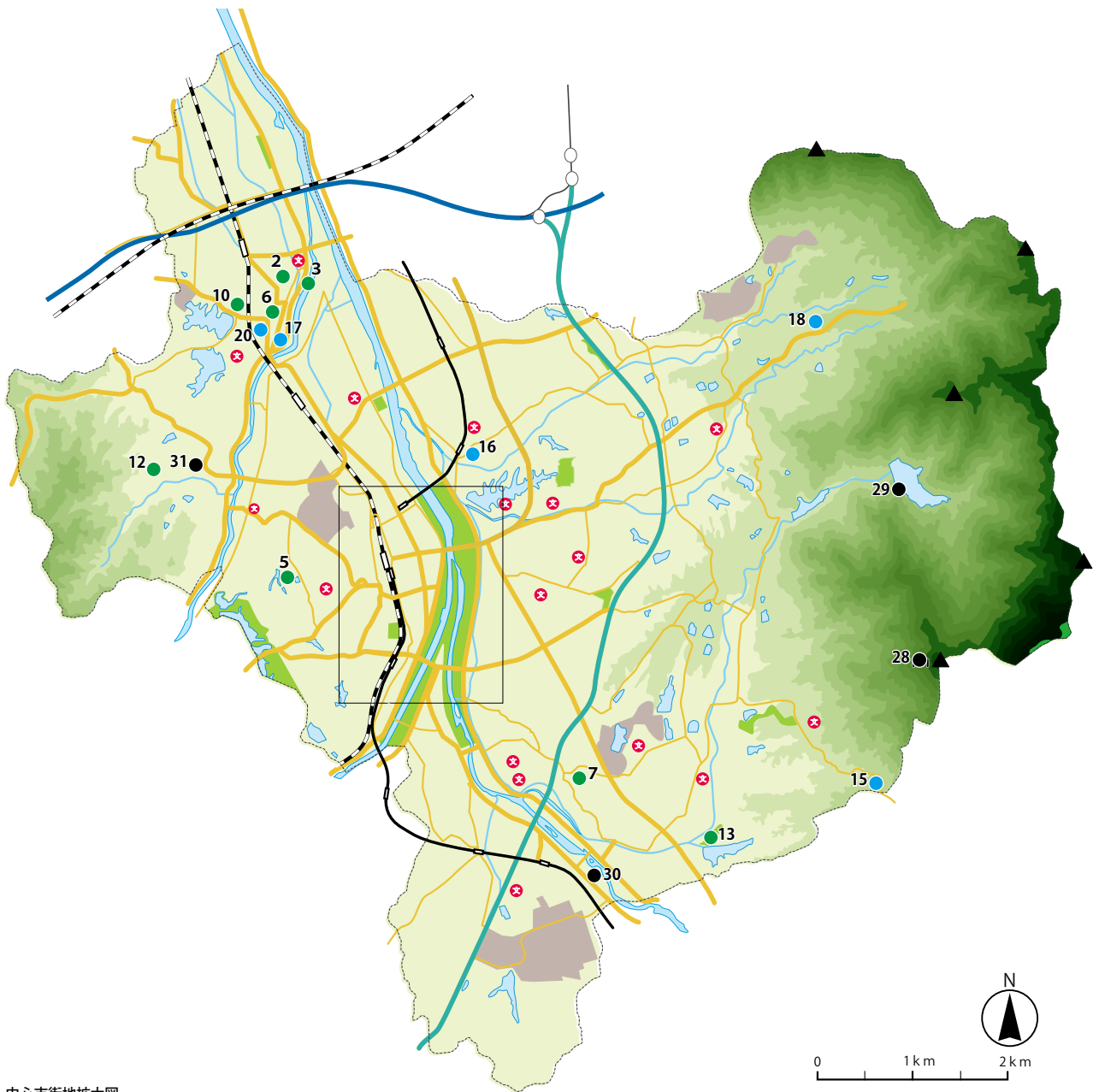
※：炭坑関係の文化財



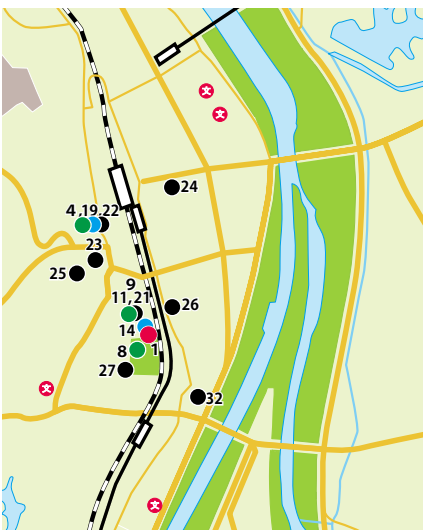
図 2-4-11 旧十七銀行直方支店  
（アールスペース谷尾）



図 2-4-12 旧奥野医院（直方谷尾美術館 洋館）



中心市街地拡大図



- | ● 国指定文化財                                       | ● 県指定文化財   | ● 市指定文化財  | ● 歴史遺産  |
|--|--|---|---|
| 1 筑豊炭田遺跡群<br>旧筑豊石炭鉱業組合<br>直方会議所及び救護練習所<br>模擬坑道 | 2 空也上人像<br>3 花の木塚の大イチョウ<br>4 西徳寺の梵鐘<br>5 滑石製経筒<br>6 石柱梵字曼荼羅碑<br>7 建武の板碑<br>8 多賀神社の黄玉樹<br>9 直方日若踊<br>10 植木三申踊<br>11 多賀神社御神幸<br>12 木造十一面観音坐像<br>13 水町遺跡群 | 14 直方市石炭記念館<br>15 永満寺宅間窯跡<br>16 感田の堰跡<br>17 植木の堰跡<br>18 八幡神社の洪鐘<br>19 西徳寺山門<br>20 筑前植木岡分流<br>大名行列 | 21 多賀神社<br>22 西徳寺<br>23 雲心寺<br>24 圓徳寺<br>25 随専寺<br>26 双林院<br>27 直方藩主館跡(御館跡)<br>28 鷹取城跡<br>29 内ヶ磯窯跡<br>30 岡森堰<br>31 剣神社御神幸<br>32 須賀神社御神幸 |

図 2-4-13 直方市の文化財の位置

## 第3章 旧直方会議所等の概要

### 第1節 筑豊石炭鉱業組合と救護練習所の沿革

筑豊石炭鉱業組合の始まりは、明治18年(1885)11月の筑前国遠賀鞍手嘉麻穂波豊前国田川五郡坑業組合の成立である。同組合は、筑豊炭田において各郡の小組合が連合し成立した組合であり、日本で最初に発足した本格的な同業組合となる。組合は、若松に「筑豊五郡坑業組合取締所」置き、石炭一括販売所を併設、直方、芦屋を支部とし、福岡県属官石野寛平が初代組合総長に就任した(図3-1-1)。



図3-1-1 筑豊石炭鉱業組合若松事務所

その後、筑豊地域は小坑分立の整理、鉄道の開通により飛躍的な発展をとげ、同組合も各郡別の小組合では弊害も多く、明治26年(1893)の秋、新たに企救郡を加え「筑豊石炭鉱業組合」と改称、直接各炭坑を基礎とする同業組合に改組した。

筑豊石炭鉱業組合は、筑豊炭鉱業の勃興とともに鉱業改良をはじめとする活動を積極的に推進し、業界および地域社会に対して強い影響力を発揮した。そして昭和9年(1934)に至って中小炭鉱の組織である筑豊石炭鉱業互助会系の炭鉱が脱退したため、大手炭鉱を中心に財団法人筑豊石炭鉱業会に改組し、再発足した。しかしながら昭和16年(1941)11月に石炭統制会が設立されるに及び、筑豊石炭鉱業会は解散することとなった。

筑豊石炭鉱業組合は、戦前期日本における最大の炭田地帯であった筑豊において各炭鉱を組合員として網羅する同業組合であった。その主な活動は筑豊炭鉱業界の共同利益の保護と利害の調整に当たると同時に、救護練習所の設置、石炭坑爆発予防調査所の設立、鉱山学校の設立などの事業に積極的に取り組み、また「筑豊石炭鉱業組合月報」をはじめとするさまざまな刊行事業も行った。とりわけ業界活動としては、大正10年(1921)には、生産カルテルの全国組織である石炭鉱業連合会を発足リードした。大正3～5年(1914～1916)に筑豊で採炭制限を成功させた経験をふまえて、生産カルテルにおいてリーダーシップを発揮したことは特筆に値する。

また、大正5年の鉱夫労役扶助規則の改正、大正7年(1918)の米騒動後における労働運動の台頭に際しては、使用者団体として強い影響力を行使したことも注目される。さらに地域社会に対しては公共施設への寄付などを通して大きな貢献をすると同時に、最有力同業団体として様々な分野で強い影響力を発揮した。このような同業団体としての活動を推進するためにも活発な交渉・折衝を繰り返した。その相手は、石炭業界団体(生産・販売)、石炭輸送に当る川艦同業組合・九州鉄道株式会社・鉄道院(鉄道省)、鉱山局・鉱務署(鉱山監督局)など鉱業行政当局、県庁をはじめとする地方行政機関およびその他関連する諸組織など広範囲に及んでいる。

筑豊炭田では、明治30年代以降、本格的な堅坑時代に入り深部掘削が本格化する。しかし、深部になればなるほど爆発性ガスの発生が増加するとともに、坑道の延長化に伴って

落盤や出水、爆発、火災などの災害が増加し、その規模も大きくなった。炭坑災害の被害者は一度に数百人単位を数えるようになり、炭坑火災が発生すると有毒ガスが坑内に充満し、救助活動や消火・復旧活動も満足に行えない状況であった。こうした中、組合ではヨーロッパ製救命器の導入を決定し、明治43年（1910）に新築された直方会議所そばに倉庫を1棟設けてこれら救命器を保管した。明治45年（1912）には会議所の裏手に非常用器具練習室を設け、救命器の機密検査と救命器練習会を開催した。

しかし、大正3年（1914）12月には犠牲者687人を出す未曾有の三菱方城炭鉱の爆発事故が発生した。同年11月には石狩炭田の若鍋炭鉱でも大爆発事故が発生し、農商務省は炭鉱の防災規則強化を図るため、筑豊石炭鉱業組合にも諮問を行った。大正4年（1915）12月、石炭坑爆発取締規則が公布された。同規則第28条によって指定炭鉱は単独または共同で救護隊を設置することが定められ、5年間の猶予期間が認められた。大正9年（1920）12月、猶予期間が満了し、各炭鉱で救護隊を組織することとなったが、組合傘下の炭鉱の多くは組合事業として共同救護隊を組織する。この年、組合では会議所裏の高台に総延長78.5mの煉瓦造（一部鉄筋コンクリート造）の模擬坑道を増設した。さらに、大正12年（1923）4月、組合は従来の救助器練習会を変更して、筑豊石炭鉱業組合救護練習所とした。

また、三菱方城炭鉱の爆発事故の原因が安全燈の不備にあるとされ、大正4年5月に直方会議所南西側の御館山山頂に組合と農商務省の共同で安全燈試験所が設置された。さらに大正6年（1917）11月には隣接して爆発試験坑道が設置され、安全燈試験所は石炭坑爆発予防調査所



図 3-1-2 爆発試験坑道

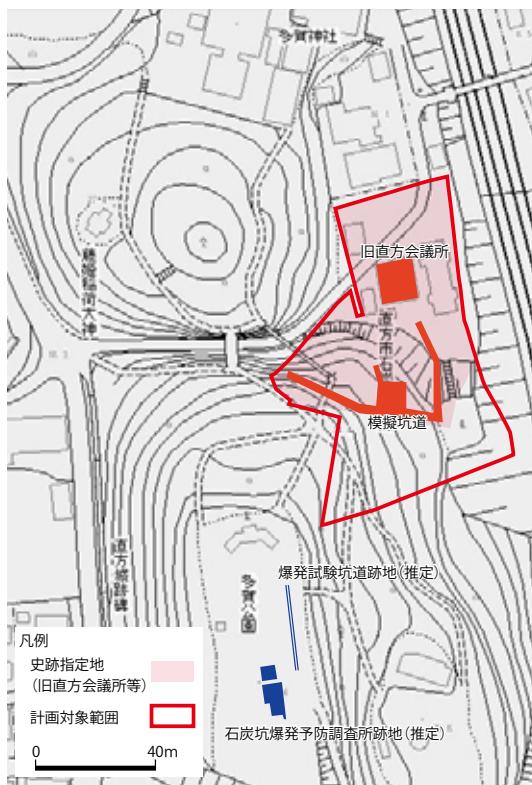


図 3-1-3 石炭坑爆発予防調査所位置図

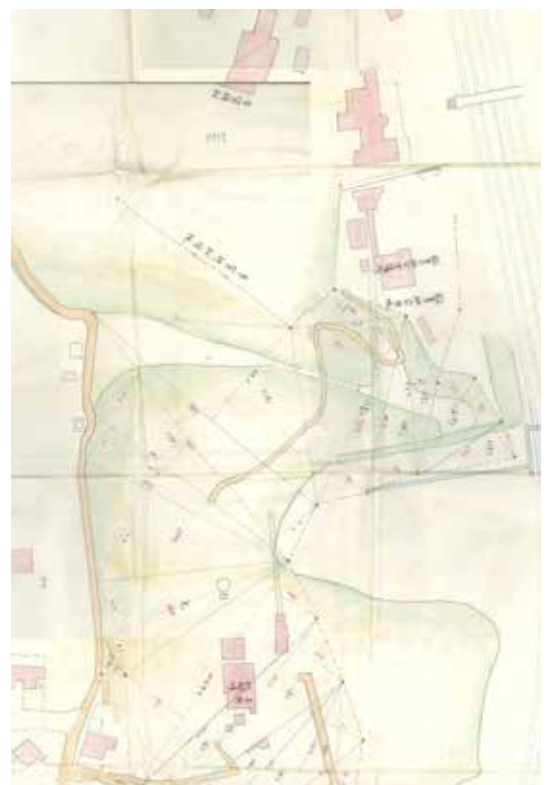


図 3-1-4 『地所賃借証書』付図（大正7年）

と改称した。これによって、炭塵爆発やガス爆発を人工的に発生させ、火薬などの安全性を確認できるようになった。なお、この試験坑道は、陸軍宇治火薬製造所に設置されたものに次いで、日本で2番目に設置されたものであり、一部が地下に残存している可能性がある（図3-1-2～図3-1-4）。

この爆発試験坑道は市街地に近いため騒音の弊害があり、構造が木造鉄板張りで腐朽も進んだため、昭和3年（1928）には、石炭坑爆発予防調査所は市街地から約2km離れた頓野に移転し、鋼鉄製の爆発試験坑道を設置したが、この試験坑道も筑豊石炭鉱業組合の費用で設置されている。

救護練習所は、昭和9年（1934）筑豊石炭鉱業会の発足に伴って同会の所属となり、昭和16年（1941）には、戦時体制に臨んで筑豊石炭鉱業会は解散し、石炭統制会の管轄となった。戦後は九州石炭鉱業会の管理となり、九州炭鉱救護隊連盟直方救護練習所と称した。この時点では、直方会議所の建物も完全に練習施設となり、三井三池鉱を含む福岡県内一帯や宇部炭鉱等からの救護訓練を受け入れたが、救護練習所が糟屋町に移転することとなり、昭和43年（1968）12月練習所を閉鎖。約半世紀の歴史を閉じた。

## 第2節 調査の成果

### （1）旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所

明治43年（1910）8月に完成した建物で、木造2階建て、瓦葺の洋風建築である。建築面積133.76㎡、延床面積245.98㎡を測る。平成28年度の棟札調査で、設計は長瀬兵馬が担当し、施工は鴻池忠治郎が請負人となり、桧和田房吉が工事監督、神門鹿治郎が大工棟梁であったことが判明した。主構造が木造軸組みで、小屋組みは洋小屋組み、外壁は大壁の漆喰仕上げ（またはモルタル上塗り仕上げ）であり、胴部には水平帯を廻し、西面にはベランダを備えて、屋根の上には暖炉の煙突が出ており、洋風の外観である（図3-2-1）。

直方会議所は、明治末期から昭和初期にかけて、筑豊石炭鉱業組合の意思決定にかかわる多くの会議が行われた場所として重要な位置を占める。この場所で討議された議題は、石炭運輸問題、鉱山保安問題、鉱業法制問題、鉱夫労役取締規則の改正問題など多岐にわたるが、特に、大正期の採炭制限による炭価調整は、後に石炭鉱業連合会によって全国に広がり、日本の近代経済史上でも特筆されよう。

若松の組合本部事務所、門司倶楽部とともに、筑豊石炭鉱業組合の意思決定に関わる様々な協議が行われた歴史的建造物であることが理解できる。前者はいずれも現存せず、旧直方会議所は現存する唯一の遺構として、きわめて貴重な建物といえる。



図3-2-1 旧直方会議所立面図

## (2) 旧筑豊石炭鉱業組合救護練習所模擬坑道

平成 28 年度に実施した調査の結果、模擬坑道の規模、構造や特徴が明らかとなった（図 3-2-2）。上段部分に位置する煉瓦造アーチ部分、RC 造アーチ部分は大正 9 年（1920）に築造されたものである。煉瓦造アーチ部分は幅 2.8 m、高さ 2.7 m、延長 59.5 m を測り、地上に露出していて表面はモルタルを巻いている。RC 造アーチ部分は幅 1.8 m、高さ 1.75 m、延長 17.8 m、うち斜坑部分 10.9 m で、大半がトンネルとなっている。また、煉瓦造アーチ部分には、救護練習のための暖房、煙およびガス発生炉などの設備が良好な状態で残されている。さらに屋外には、小屋跡、階段、排水柵、排水管などが残存している。下段の水平坑道および、そこから上段に至る斜坑部分のあわせて延長 28.7 m は、明治 45 年（1912）に水平坑道が、大正 12 年（1923）に斜坑部分がそれぞれ木造模擬坑道として構築されたが、昭和 41 年、老朽化のため廃棄され、昭和 40 年代に PC 板鉄骨造アーチ構造で建造されたものである。鉄道のレールをまげてアーチをつくり、構造体としている。

模擬坑道は、炭鉱大規模化と深部掘削に伴う災害の増加に対応するため、明治 45 年、日本で最初に設置されたものであり、大正期に建設された煉瓦造アーチ及び RC 造アーチの模擬坑道は、当初の姿をそのまま残している。当施設では、筑豊石炭鉱業組合時代の明治 45 年から直方救護練習所が閉鎖される昭和 43 年（1968）12 月までの間に、約 4 万 5 千人が救護練習を行った。彼らは各炭鉱で救護要員として災害に備えた（図 3-2-2）。当模擬坑道は、過酷な災害と隣りあわせであった近代炭鉱の実態を伝える遺構として、きわめて重要な存在である。また、大正 9 年以降、国によって義務付けられた救護隊練習施設として、各産炭地に設けられた模擬坑道の先駆をなすものである。



図 3-2-2 救護練習状況（昭和 4 年頃）

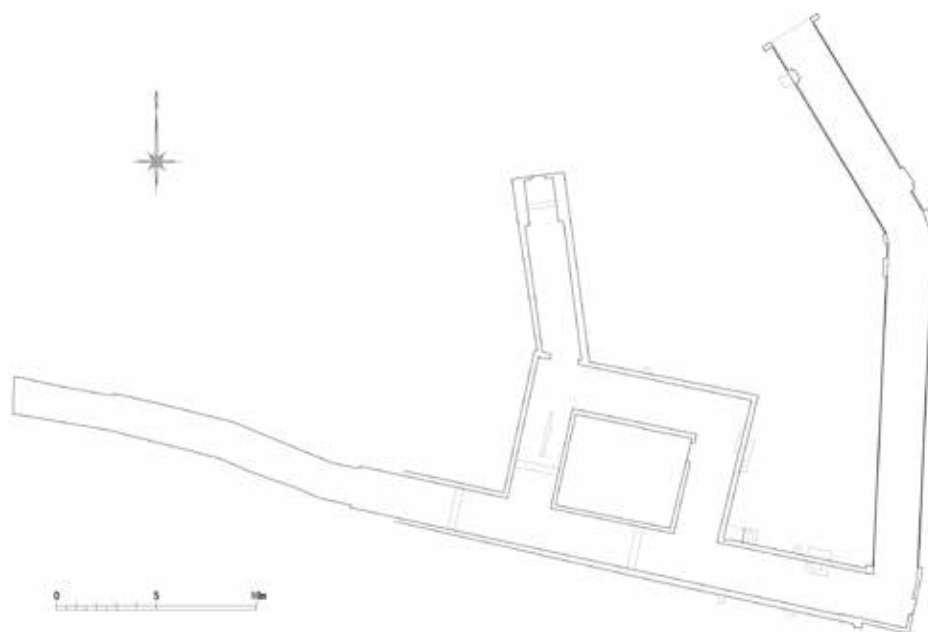


図 3-2-3 模擬坑道平面図

### 第3節 指定に至る経緯

平成21年(2009)1月、筑豊地域の旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓及び同第一・第二煙突(田川市)、旧伊藤伝右衛門邸(飯塚市)を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。この過程で、田川市では伊田坑跡の地下遺構を把握して、一帯を国指定史跡として保護する方法を検討するため、平成21年度より範囲内容確認を目的とした発掘調査を開始した。一方、飯塚市では、旧伊藤伝右衛門邸に加えて、筑豊炭田初期の技術移転を示す目尾炭坑跡への関心も高まり、竪坑の位置特定を目的とした範囲内容確認調査を、平成20年度より開始した。

しかしながら、田川市及び飯塚市の資産を含む筑豊地域の炭坑関連遺跡は、重要性は高く評価されながらも、平成21年10月に「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産から除外された。その後の方針として、国・福岡県及び関係市と協議の結果、伊田坑跡と目尾炭坑跡を群としてまとめた「筑豊炭田遺跡群」として、引き続き国指定史跡を目指すこととし、両遺跡では範囲内容確認調査を継続して実施することとした。

田川市及び飯塚市では、それぞれで設置した調査指導委員会の指導のもと、遺跡の範囲内容確認を目的とした発掘調査を平成27年度まで継続して行った。なお、調査後は両者とも埋戻しを行って、原状に復旧し保存を図っている。調査成果については、『三井田川鉱業所伊田坑跡』(田川市文化財調査報告書第15集、田川市教育委員会、2016年)、『目尾炭坑跡』(飯塚市文化財調査報告書第50集、飯塚市教育委員会、2016年)を刊行した。同様に、福岡県教育委員会及び関係市町村教育委員会の担当者らによって、筑豊炭田遺跡群の現況把握を目的とした悉皆調査を実施した。この成果については、『三井田川鉱業所伊田坑跡』に掲載し、今後の保護のための前提資料とした。

一方、当初は田川市及び飯塚市で国指定史跡の枠組みを検討していたが、本市においても旧直方会議所等の国指定史跡を念頭に置いた調査を行い、『筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習模擬坑道保存対策調査報告書』(直方市文化財調査報告書第48集、直方市教育委員会、2017年)を刊行したことで、3市による国指定史跡の枠組みで進めることとなった。

条件が整ったことから、平成30年(2018)1月に3市はそろって意見具申を行って、同6月に国文化審議会の答申を経て、平成30年10月15日の官報告示により、筑豊炭田遺跡群は国指定史跡となった。



## 第4節 史跡の概要

旧直方会議所等は、田川市に所在する伊田坑跡、飯塚市に所在する目尾炭坑跡とともに、筑豊炭田遺跡群として国の指定を受けている。

以下、指定告示と指定説明等を示す。

### (1) 指定告示

官報告示文

名称 筑豊炭田遺跡群

指定年月日 平成30年10月15日

文部科学省告示第百八十九号（史跡に指定する件）

名称	所在地	地域
筑豊炭田遺跡群	三井田川鉱業所伊田坑跡	
三井田川鉱業所伊田坑跡	福岡県田川市大字伊田	二七一三番四、二七二八番二、二七三四番一、二七三四番二、二七三四番三、二七三五番一、二七三五番二、二七三五番四、二七三五番一五、二七三五番一八、二七三五番二一、二七三五番二二、二八〇二番七、二八二四番一、二八二五番、二八二六番、二八二七番、二八二八番二、二八二九番二、二八三二番一、二八三三番、二八三四番、二八三四番二、二八三二五番一、二八三五番三、二八三七番、二八六〇番、二八六一番、二八六一番二、二八六二番、二八六三番、二八六四番、二八六五番一、二八六六番一、二八七七番一
目尾炭坑跡	目尾炭坑跡 同 飯塚市目尾字松崎	九三七番三のうち実測六三.三四平方メートル
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	同 飯塚市目尾字山の谷 同 飯塚市目尾	一一五五番、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一五九番、一一六二番四のうち実測一六七六.七七平方メートル、一一六二番六のうち実測二四三〇.六九平方メートル 二六三七番六のうち実測二八八四.七二平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び飯塚市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道 同 直方市大字直方	六七四番一九のうち実測九三四.六四平方メートル、六七四番四〇のうち実測六四.七七平方メートル、六七四番四五のうち実測一三一.二一平方メートル、六九三番四のうち実測二二三〇.六九平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び直方市教育委員会に備え置いて縦覧に供する

## (2) 指定説明

指定理由について、『月刊文化財』平成30年9月号より全文引用し、以下に記載する。

筑豊炭田遺跡群は、福岡県北部、旧筑前国四郡（遠賀・鞍手・嘉麻・穂波）・旧豊前国田川郡（これら五郡を筑豊地域と呼ぶ）に位置し、かつ遠賀川流域に南北四六キロメートル、東西二六キロメートルにわたって開発された炭田遺跡群である。炭鉱開発が本格化した明治中期から第二次大戦中にかけて、我が国最大の炭田であった。

筑豊で採炭された石炭は、西日本を中心に供給され、鉄道・船舶の燃料や鉄鋼業、紡績業等の燃料として利用され、香港・上海でも使用された。炭鉱経営は三井、三菱、住友などの中央財閥によるものの他、筑豊御三家といわれる貝島、安川、麻生などの筑豊地方の有力者、小坑主によるものまで、最盛期は二六五鉱に達した。

筑豊の石炭は、一八世紀中頃から塩田の燃料として利用されていたが、明治政府は明治六年に日本坑法を施行し、それに基づき明治七年には筑豊五郡で二一〇の借区が誕生し、二五万坪が許可された。明治十九年には筑豊の借区は四八三借区、二〇〇万坪となった。明治政府は明治六年に三池炭鉱、同七年に高島炭鉱を官収したが、筑豊では官営は進まなかったため、福岡県では、石炭鉱業の改良発展のための施策を民間鉱業を軸としたものとした。小坑濫立と遠賀川による石炭運搬に使用された川艦の統制のために明治十八年に「筑前国豊前国石炭坑業組合」が発足し、明治二十六年には「筑豊石炭鉱業組合」と改称した。明治二十七年に日清戦争が始まると、日本海軍に石炭を供給したことで炭価が高騰し石炭市場が拡大した。そして、戦争終了後は極東に列強が進出すると、門司港から石炭が輸出されていき、明治三十年には筑豊炭田は全国産出量の五〇%を超えた。その背景には蒸気機関による排水や、堅坑の巻上げなどの機械化があった。また、明治末期には地下二〇〇～三〇〇メートルに及ぶ堅坑が現れたが、堅坑が深部になると爆発事故が起きるようになり、筑豊石炭鉱業組合でも安全対策が大きな課題となった。昭和十五年を出炭量のピークとしてその後は漸減し、昭和四十八年までに筑豊炭田は閉鎖となった。

福岡県教育委員会では、筑豊炭田の重要性に鑑み、平成二十二から二十七年まで筑豊炭田遺跡群の悉皆調査を行った。調査対象の遺跡には、坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがある。今回保護を図ろうとする遺跡は、このうち歴史的意義が深く、残存状況が良好な以下の三箇所の遺跡である。

三井田川鉱業所伊田坑跡は、筑豊炭田東南部の内陸部にあり、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡である。明治三十三年に三井鉱山が伊田斜坑を買収し、隣接した伊田堅坑（深さ、第一堅坑三六一メートル、第二堅坑三六二メートル）を明治四十二から四十三年に掘削し、日本三大堅坑の一つと称され、大正末期には三池炭鉱に次ぐ大炭鉱となった。エネルギー革命後の昭和三十九年に閉山した。閉山後にほとんどの炭鉱施設は撤去されたが、明治四十三年築の鉄骨造第一堅坑櫓一基と、炭坑節でも唄われた明治四十一年築の煉瓦煙突二基が残存する。平成二十一から二十七年にかけて田

川市教育委員会により発掘調査が行われ、堅坑の巻上機室や汽缶場の基礎などの地上遺構とかかわりのある遺構や、隣接する鉄道に石炭を排出した選炭場の基礎が確認された。

目尾炭坑跡は嘉穂盆地の北部にあり、隣接して遠賀川が流れている。明治五年に開坑し明治十三年に杉山徳三郎<sup>すぎやまとくさぶろう</sup>が所有した。翌十四年にスペシャルポンプを活用して筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功し、明治十八年には深さ一八〇尺の堅坑の掘削に成功した。この成功によって筑豊に深い堅坑が展開していった。明治二十九年に古河市兵衛<sup>ふるかわいちべえ</sup>が目尾坑を買収し、三十六年には筑豊屈指の炭坑となったが、三十九年頃には採炭予定量の掘削を終えた。飯塚市教育委員会では平成二十一から二十七年に発掘調査を行い、杉山が蒸気機関による排水に成功した堅坑を覆うコンクリート製蓋とその堅坑から出る排気を外に出すための扇風機の煉瓦積台座、円形や八角形の煙突基礎、鉄道の引き込み線などを確認した。

旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所は、先述の筑豊石炭鉱業組合が明治四十三年に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所である。木造二階建て瓦葺の洋風建築で、二階が会議室であった。安川、麻生、貝島、伊藤をはじめとする筑豊の炭坑経営者たちが集まり、採炭制限や石炭カルテル、労働問題、保安対策、筑豊鉱山学校の建設などについて議論した。救護練習所模擬坑道は、筑豊石炭鉱業組合により明治四十五年に作られた木造の坑道に始まり、現存のものは大正九年に設置された、煉瓦造と鉄筋コンクリート造の部分及びのちに付加されたプレキャスト板鉄骨造の部分があるアーチ型の練習坑道である。総延長一〇五.九メートルあり、暖房設備や煙やガスを発生させる設備を併設する。炭坑の深部掘削を背景とした爆発事故に対応して作られ、昭和四十三年まで述べ四万五〇〇〇人以上が救護練習を行った。平成二十八年に直方市教育委員会により調査が行われ、会議所の施工が鴻池忠治郎<sup>こうのいけちゅうじろう</sup>であることが明らかになり、詳細な図面が作成された。現在は直方市石炭記念館となっており、これら施設のほかに記念館別館などが建てられている。

以上のように筑豊炭田遺跡群は、我が国を代表する炭田である筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要である。よって史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

### (3) 旧直方会議所等の現況

#### 1) 土地所有状況

史跡指定地及び保護を要する範囲は全て市有地となっている（図3-4-1）。

進入路の法面部分の一部及び保護を要する範囲の南端の通路部分は、直方市都市公園条例に基づく都市公園の多賀公園の一部となっている。直方市都市計画課公園街路係（市都市計画所管課）が管理している。

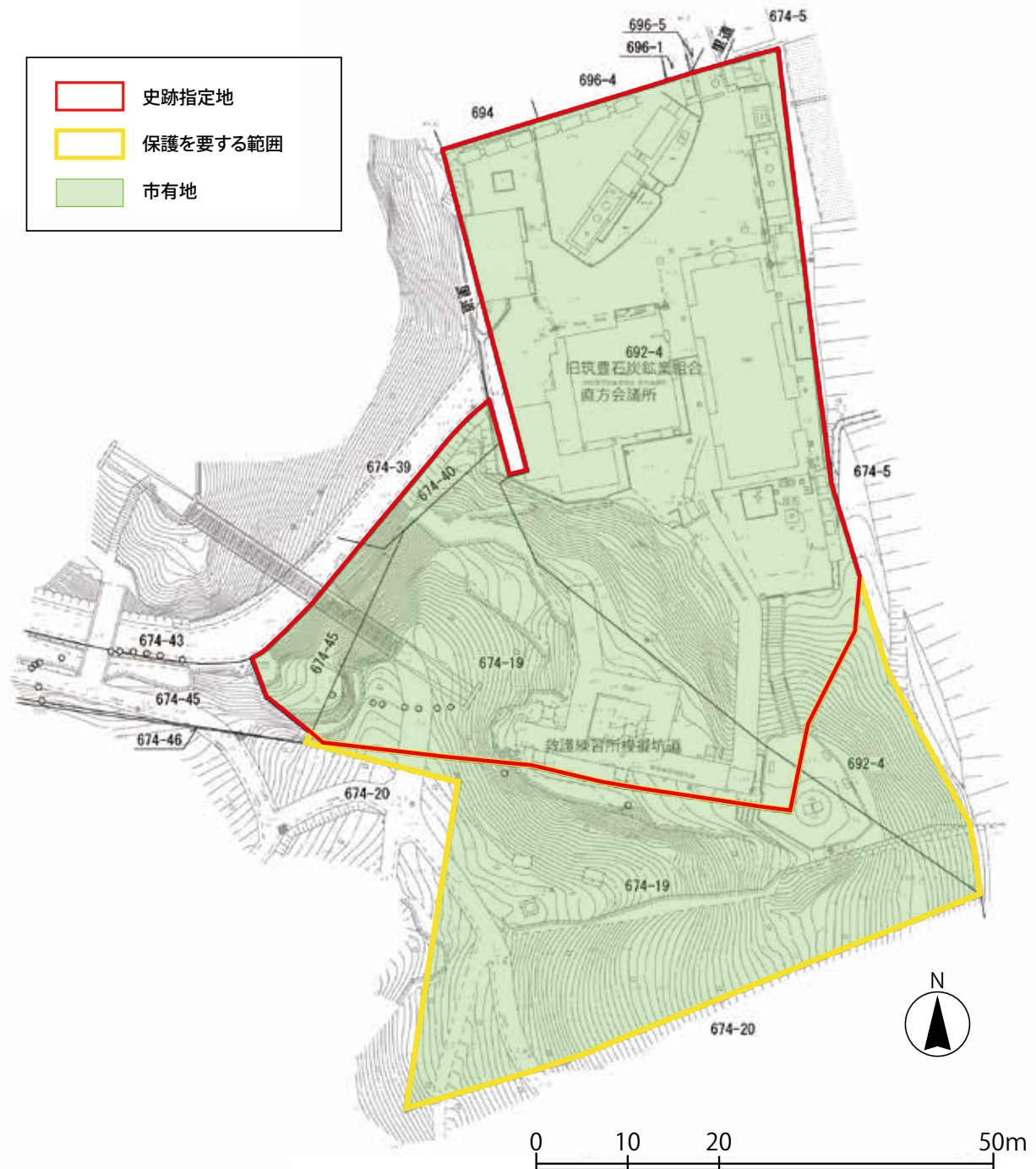


図3-4-1 土地所有状況

## 2) 土地利用状況

史跡指定地のうち、大部分は石炭記念館が立地する公益施設用地となっている。

それ以外の部分はほとんどが斜面地の山林であり、一部の通路・道路用地は多賀公園内の園路である（図 3-4-2）。

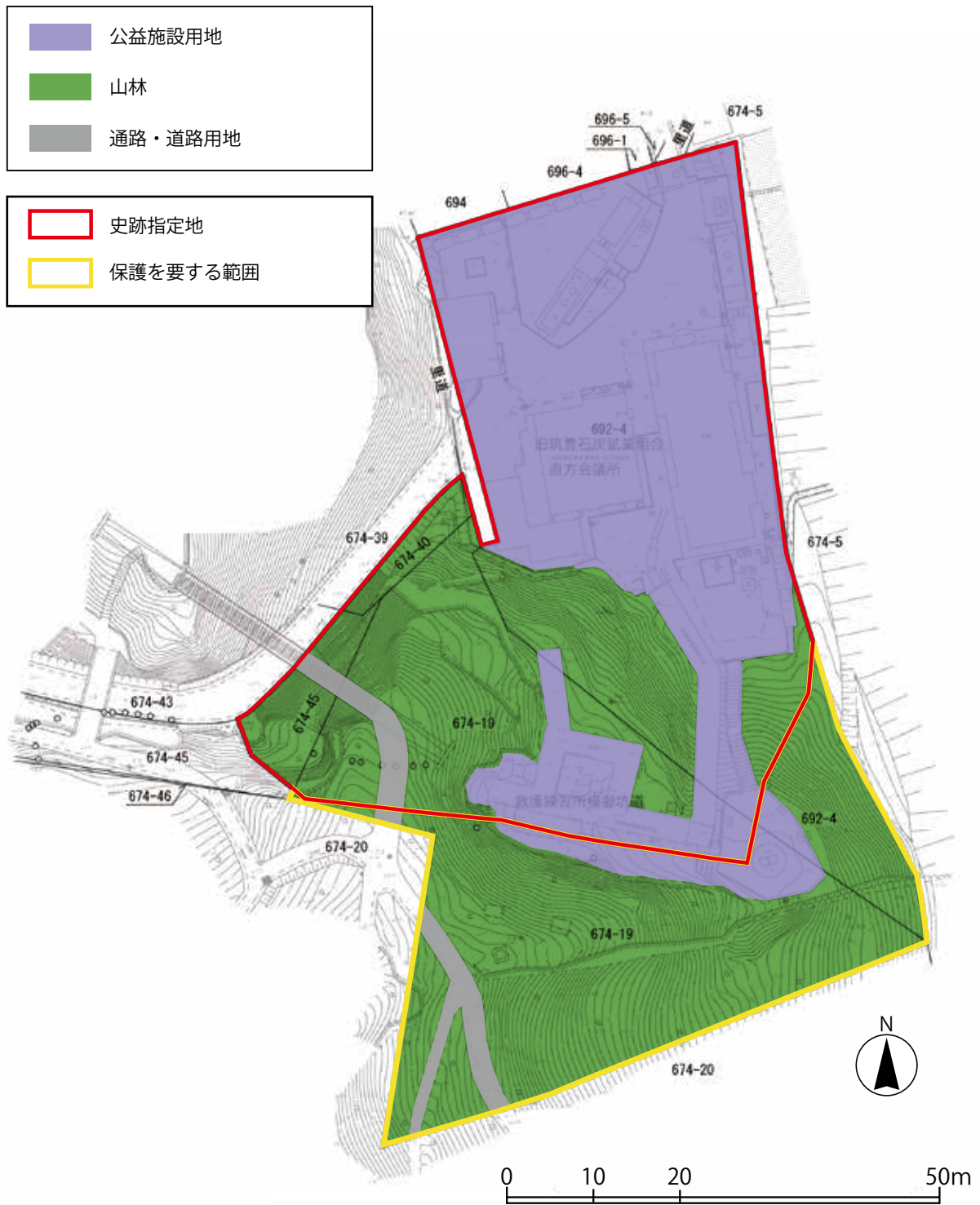


図 3-4-2 土地利用状況

## 第4章 筑豊炭田遺跡群の価値と旧直方会議所等の構成要素

### 第1節 筑豊炭田遺跡群の価値

「第2章 筑豊炭田遺跡群の概要」、「第3章 旧直方会議所等の概要」を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値を以下の大きく2つに整理する。

#### (1) 史跡としての価値

平成30年(2018)10月15日の史跡指定にあたって、指定説明では、群としての説明と単体としての説明が記されている。

以下、筑豊炭田遺跡群の史跡としての価値を、遺跡群としての価値、そして旧直方会議所等としての価値(単体としての価値)の要点を以下に整理する。

##### 1) 遺跡群としての価値

筑豊地域には坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがあるが、このうち、筑豊炭田遺跡群を構成する伊田坑跡、目尾炭坑、旧直方会議所等の三か所は特に残存状況が良好であり、歴史的意義も深い。

筑豊炭田遺跡群は、日本の近代化と第二次世界大戦後の復興を支えた日本最大の炭田であり、出炭量は明治後期から昭和初期にかけて、国内の石炭の約半数の出炭量を誇った我が国を代表する炭田である。筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭産業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要である。

##### 2) 旧直方会議所等としての価値

###### ①産炭地の指令塔(直方会議所)

直方会議所は、筑豊石炭鉱業組合が明治43年(1910)に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所である。安川、麻生、貝島、伊藤をはじめとする筑豊の炭坑経営者たちや三井、三菱、住友、古河といった中央の大手資本たちが集まり、採炭制限や石炭カルテル、労働問題、保安対策、筑豊鉱山学校の建設などについて議論した。日本の石炭産業をリードした筑豊石炭鉱業組合の意思決定を行った唯一現存する遺構である

###### ②事故との闘い、人命救助(模擬坑道)

直方会議所の傍にある模擬坑道は、明治45年(1912)に作られた木造の坑道に始まり、現存のものは大正9年(1920)に設置された、煉瓦造と鉄筋コンクリート造の部分及びのちに付加されたプレキャスト板鉄骨造の部分があるアーチ型の模擬坑道である。炭坑深部掘削を背景とした爆発事故に対応するため、会議所に隣接してヨーロッパ製救命器の保管庫を設置したことを端緒に、会議所周辺は炭坑保安の拠点となった。救護練習所は、国内最古の本格的な救護練習施設であり、戦前・戦後を通じて延べ45,000人以上が救護練習を行った。また、全国各地の炭鉱地帯には、直方のものに倣って模擬坑道がつけられている。

## (2) 石炭記念館としての価値

直方市石炭記念館は、国内最大の産炭地であった筑豊炭田の意義を後世に伝えるために整備された記念館であり、昭和46年(1971)に日本で2番目の石炭記念館として開館した。

石炭記念館本館として利用されている旧直方会議所は昭和63年(1988)には市文化財に指定されており、建造物としても貴重である。日本最古のドイツ製救命器、筑豊石炭鉱業組合決議録など、戦前のものを含む貴重な展示品を多く所蔵しており、直方市民の多くが社会見学に訪れた記憶を持っている。また、当時を懐かしむ炭鉱関係者や研究目的の学生など全国各地からの来館者が絶えない。

半世紀近くにわたって石炭記念館として親しまれていることも1つの価値となっている。

## 第2節 旧直方会議所等の構成要素

筑豊炭田遺跡群の価値の構成要素は、3つの史跡指定地毎に設定する。

ここでは、旧直方会議所等の構成要素を整理する（図4-2-1）。

### （1）基本的な考え方

筑豊炭田遺跡群の価値を踏まえ、旧直方会議所等の構成要素を以下に整理する。

#### 1) 史跡としての価値を構成する要素

旧直方会議所や模擬坑道が当初の役割としての会議所や救護練習の場として機能していた頃の遺構を含む（図4-2-3、図4-2-4）。

#### 2) 石炭記念館としての価値を構成する要素

石炭記念館に建てられた石炭産業に関連する記念碑や展示物等を含む。

#### 3) 筑豊炭田遺跡群の価値を補完する要素

上記の価値を構成する要素を公開活用する上で、必要不可欠な石炭記念館別館を含む。

#### 4) その他の要素

上記以外で史跡指定地に所在する要素を含む。

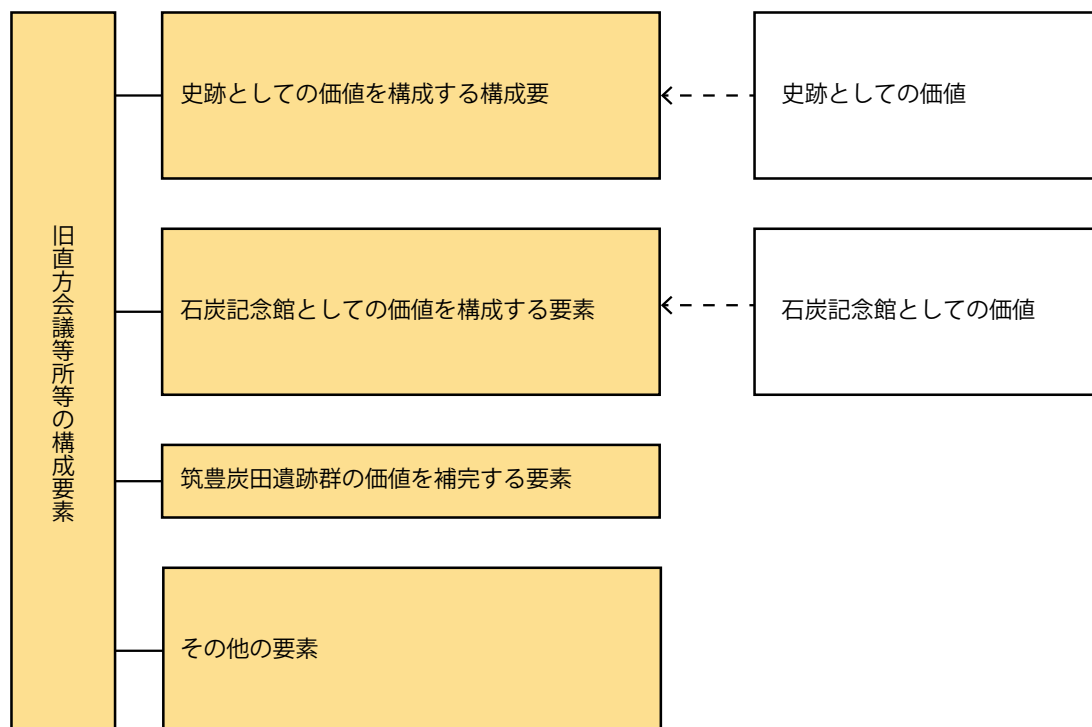


図4-2-1 価値と構成要素の関係



(2) 構成要素の整理

計画対象範囲における史跡指定地と史跡指定地外では、保存活用の方向性や方法が異なることから、それぞれ分けて構成要素を整理する。

なお、計画対象範囲の周辺については、旧直方会議所等に近接する炭坑関連遺跡や街なみを整理する（表 4-2-1）。

表 4-2-1 構成要素の整理

範囲		構成要素の分類	構成要素
計画対象範囲	史跡指定地	史跡としての価値を構成する要素	① 旧直方会議所 ② 模擬坑道 ③ 石段 ④ 石段跡 ⑤ コンクリート柱 ⑥ フジ
		石炭記念館としての価値を構成する要素	⑦ 門柱（正門側） ⑧ 蒸気・ディーゼル・電気・圧縮空気式機関車・石炭車・救急車 ⑨ 大型機械（屋外展示） ⑩ 松岩（珪化木） ⑪ メタセコイア ⑫ 石炭記念館が収蔵する展示品・収蔵品 ⑬ 石炭産業に関連する記念碑 ⑭ 石炭化学館 ⑮ 伊田坑竪坑跡の基礎
		筑豊炭田遺跡群の価値を補完する要素	⑯ 石炭記念館別館 ⑰ フジの支柱
		その他の要素	⑱ 門柱（自動車進入路側） ⑲ 倉庫 ⑳ 解説板 ㉑ ベンチ ㉒ 階段 ㉓ 合併浄化槽 ㉔ フェンス ㉕ 土留め ㉖ コンクリート塀・擁壁 ㉗ 排水施設（コンクリート側溝、グレーチング、柵蓋等） ㉘ 電気設備 ㉙ 電柱 ㉚ 街路灯・防犯灯 ㉛ 吊り橋 ㉜ 樹木 ㉝ 花壇
計画対象範囲	保護を要する範囲	石炭記念館としての価値を構成する要素	⑳ 石炭産業に関連する記念碑 ㉞ 伊田坑竪坑跡の基礎
		その他の要素	㉟ ベンチ ㊱ 階段

丸数字は p46~49 の写真に対応

[参考] 計画対象範囲周辺	旧直方会議所等に近接する炭坑関連遺跡や街なみ	○石炭坑爆発予防調査所跡地（多賀公園内） ○殿町通りの洋館や近代和風建築 （国登録文化財：向野堅一記念館（旧 讚井病院）、直方谷尾美術館（旧 奥野医院）、石原商店、前田園茶舗本店等） ○雲心寺の貝島太助一族の墓 ○圓徳寺（駅前） ○多賀神社
------------------	------------------------	---

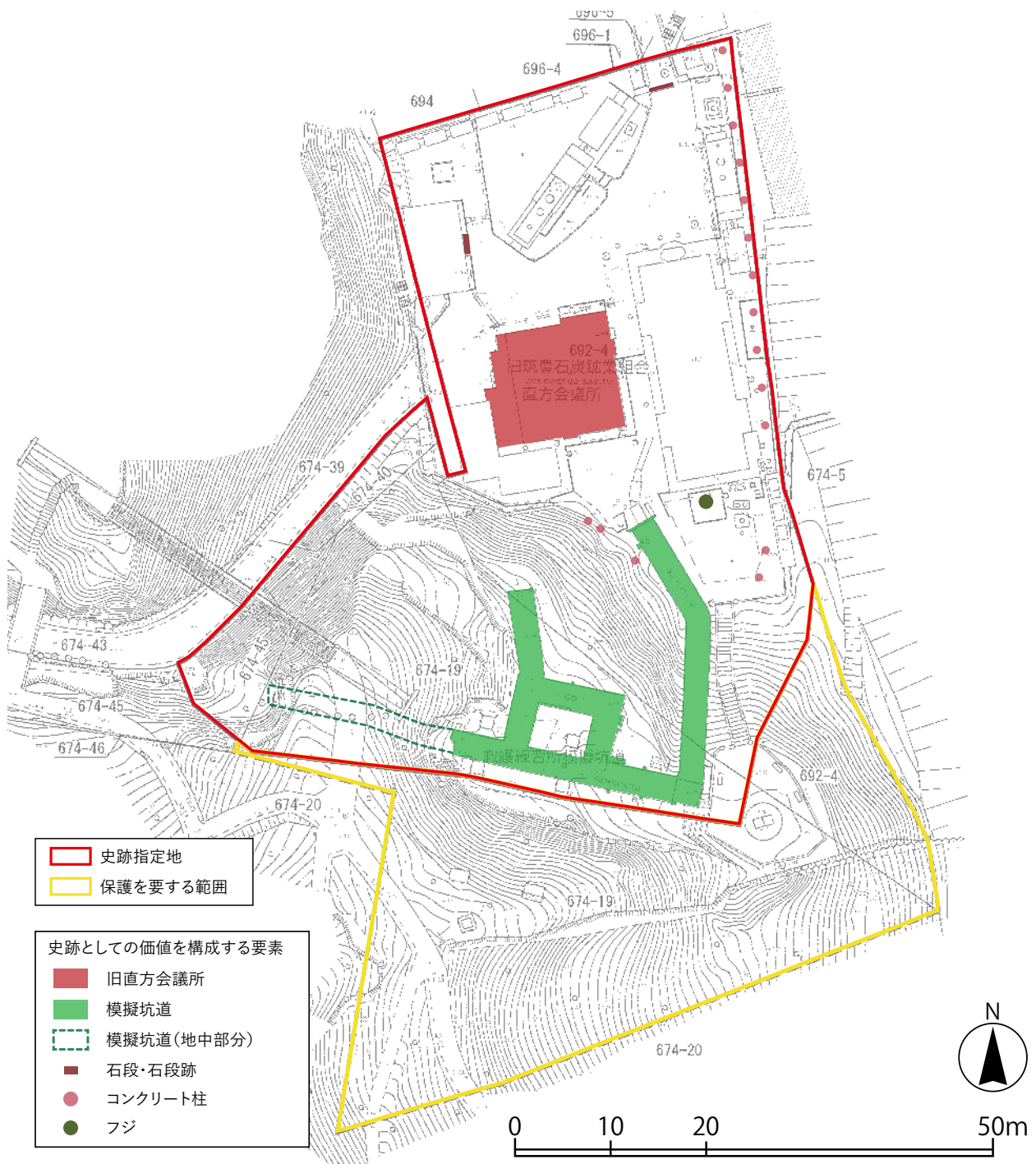


図 4-2-2 史跡としての価値を構成する要素の分布図



図 4-2-3 直方会議所全景 (明治 43 年頃)

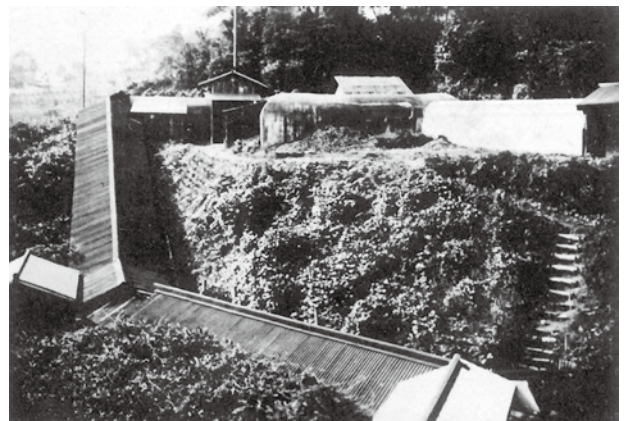
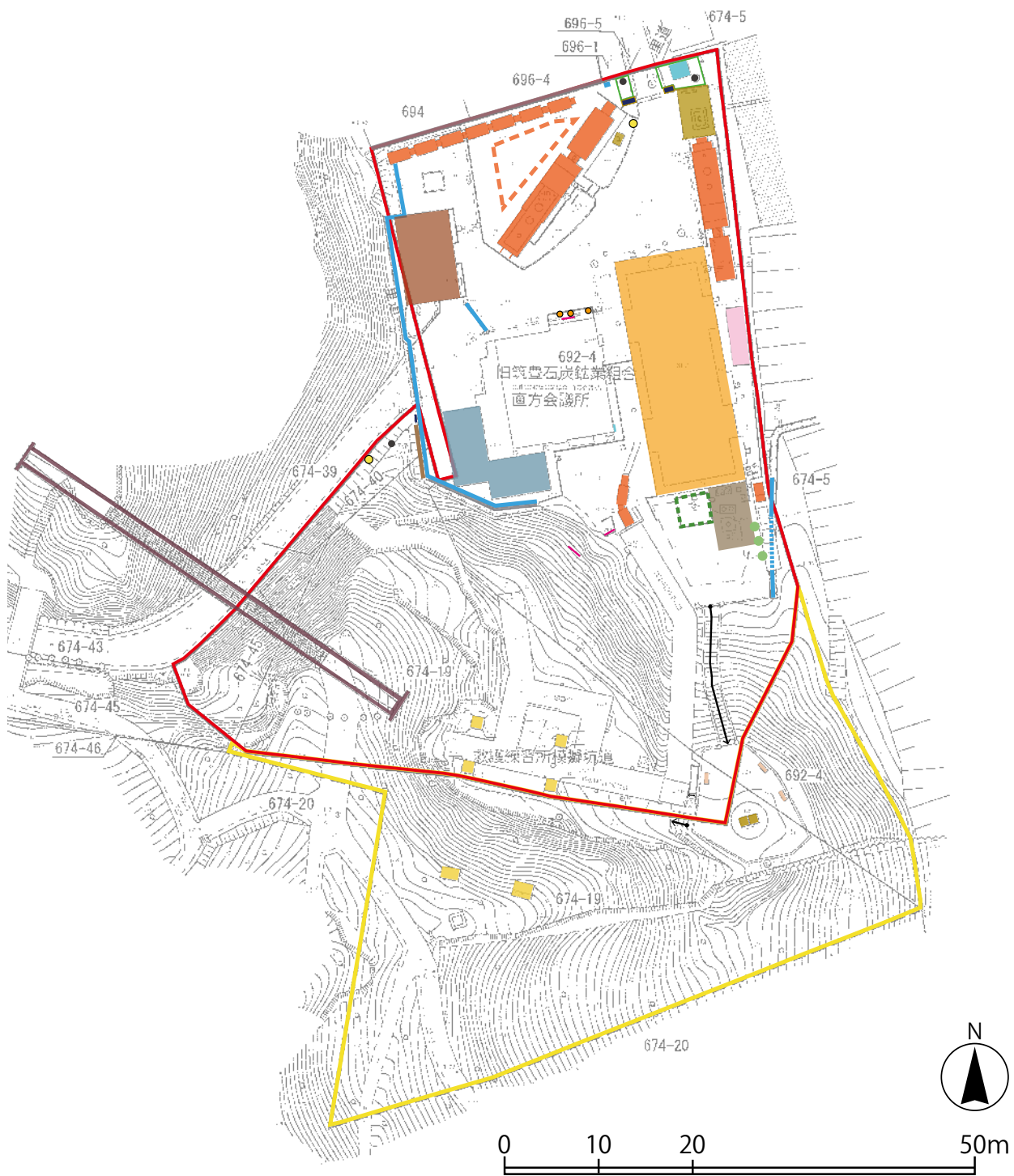


図 4-2-4 模擬坑道 (昭和 10 年頃)



<p><b>石炭記念館としての価値を構成する要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 蒸気機関車等</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 2px dashed orange; margin-right: 5px;"></span> 大型機械(屋外展示)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: brown; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 石炭化学館</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: olive; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 石炭産業に関連する記念碑</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 伊田坑跡竖坑跡の基礎</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid orange; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> 松岩(珪化木)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid green; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> メタセコイア</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 門柱(正門側)</li> </ul>	<p><b>その他の要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; background-color: magenta; margin-right: 5px;"></span> 解説板</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; background-color: lightcoral; margin-right: 5px;"></span> ベンチ</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></span> 倉庫</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; border-bottom: 2px solid black; margin-right: 5px;"></span> 階段</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightgrey; margin-right: 5px;"></span> 合併浄化槽</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: darkblue; margin-right: 5px;"></span> 門柱(自動車進入路側)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; border-bottom: 2px solid green; margin-right: 5px;"></span> フェンス</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; background-color: brown; margin-right: 5px;"></span> 土留め</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: grey; margin-right: 5px;"></span> コンクリート塀・擁壁</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; border-bottom: 2px solid blue; margin-right: 5px;"></span> 排水施設</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></span> 電気設備</li> <li><span style="display: inline-block; width: 5px; height: 5px; background-color: black; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> 電柱</li> <li><span style="display: inline-block; width: 5px; height: 5px; background-color: yellow; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> 街路灯・防犯灯</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 5px; border-bottom: 2px solid brown; margin-right: 5px;"></span> 吊り橋</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: pink; margin-right: 5px;"></span> 花壇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 5px; border: 2px solid red; margin-right: 5px;"></span> 史跡指定地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 5px; border: 2px solid yellow; margin-right: 5px;"></span> 保護を要する範囲</li> </ul>
<p><b>筑豊炭田遺跡群の価値を補完する要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 石炭記念館別館</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 2px dashed green; margin-right: 5px;"></span> フジの支柱</li> </ul>		

図 4-2-5 石炭記念館としての価値を構成する要素、筑豊炭田遺跡群の価値を補完する要素、その他の構成要素の分布

## 【史跡指定地】

史跡としての価値を構成する要素



① 旧直方会議所（明治43年）

日本の近代化に大きな影響力を持っていた筑豊石炭鉱業組合の意思決定を行った重要な施設である。



② 模擬坑道

（現存部の大半は大正9年）  
東アジア最古級の炭鉱救護隊の練習用模擬坑道。大正9年のものは煉瓦及び鉄筋コンクリート造である。



③ 石段（明治43年）

救命器（酸素マスク）を収納した倉庫入り口の石段2段が現存している。



④ 石段跡（明治43年）

旧直方会議所正門に設けられた石段の最上段が現存している。



⑤ -1 コンクリート柱（明治43年）

旧直方会議所の敷地を画したコンクリート柱が現存している。



⑤ -2 コンクリート柱（不明）

用途が不明である。



⑤ -3 コンクリート柱（明治43年）

旧直方会議所の敷地を画したコンクリートが現存している。



⑥ フジ（明治43年頃）

フジの老木。旧直方会議所の建設当初の写真に藤棚が写っており、明治43年頃に植えられたものだと考えられる。

石炭記念館としての価値を構成する要素



⑦ 門柱（正門側）



⑧ -1 蒸気機関車



⑧ -2 ディーゼル機関車



⑧-3 電気機関車



⑧-4 圧縮空気式機関車



⑧-5 石炭車



⑧-6 救急車 (人車)



⑨ 大型機械 (屋外展示)



⑩ 松岩 (珪化木)



⑪ メタセコイア



⑫-1 石炭記念館が収蔵する展示品  
・収蔵品



⑫-2 石炭記念館が収蔵する展示品  
・収蔵品



⑬-1 石炭産業に関連する記念碑



⑬-2 石炭産業に関連する記念碑



⑭ 石炭化学館



⑮ 伊田坑豎坑跡の基礎

筑豊炭田遺跡群の価値を補完する要素



⑩ 石炭記念館別館



⑪ フジの支柱

その他の要素



⑫ 門柱（自動車進入路側）



⑬ 倉庫



⑭ 解説板



⑮ ベンチ



⑯ 階段



⑰ 合併浄化槽



⑱ フェンス



⑲ 土留め



⑳ -1 コンクリート塀



⑳ -2 コンクリート擁壁



㉑ 排水施設



㉒ 電気設備



②9 電柱



③0 -1 街路灯



③0 -2 防犯灯



③1 吊り橋



③2 樹木



③3 花壇

【保護を要する範囲】

石炭記念館としての価値を構成する要素



③4 石炭産業に関連する記念碑



③5 伊田坑竖坑跡の基礎

その他の要素



③6 ベンチ



③7 階段

## 第5章 旧直方会議所等の現状と課題

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 現状

旧直方会議所には、石炭記念館として、当時の会議の決議録などを含む明治時代以降の貴重な炭鉱関係資料を収蔵・展示している。また、紙媒体の資料については原史料の電子化に取り組んでいる。

公益財団法人直方文化青少年協会（以下「協会」）が指定管理者として、日常的な清掃、草刈りや草抜き、簡単な枝打ち、割れた側溝の蓋の取り換え、流れ込んだ土砂の撤去等を行っている。

#### (2) 課題

保存管理に関する主な課題を、以下に整理する。

- 史跡指定地の通常管理の方法が明確になっていない。
- 自然災害や人的災害後の緊急時に対応する保存管理の方法が明確になっていない。
- 史跡指定地と都市公園の両立に配慮した建築・開発行為の取扱いが明確になっていない。
- 保護を要する範囲に隣接する民有地と一部敷地境界が確定していない。

### 第2節 活用に関する現状と課題

#### (1) 現状

旧直方会議所は、石炭記念館の本館として長く活用されている。石炭記念館の展示形態は、おおむね昭和46年（1971）開館当初のものを踏襲しているが、展示内容をわかりやすく伝えるために、レイアウト変更や解説シートの作成を行っているほか年4回の企画展を行っている。そのほかにも来訪者の回遊を促すことを目的として、市内の文化施設4館（美術館、美術館別館、歳時館、石炭記念館）で使用できる共通フリーパスを販売している。平成31年（2019）1月には、国史跡に指定されたことを記念してお祝いと周知を兼ねたイベント「燃ゆる石のおもてなし」を実施し、同年2月には筑豊炭田遺跡群所在地の3市でリレー形式のシンポジウムを行った。

また、市内の全小学校を対象にした社会科見学の際や、中学校で行われる職場体験の際に生徒達が訪れている。令和元年度には、史跡に愛着を持ってもらうことを目的として地元の小学生を対象とした絵画作品コンクールを行った。

一方、筑豊炭田遺跡群関連3市による活用に向けた連携が未だ具体的ではない。

#### (2) 課題

活用に関する主な課題を以下に整理する。

- 自治体の枠を越えた広域的な活用が十分ではない。



- 学びの場としての活用が十分ではない。
- 展示物のわかりやすさなど史跡のガイダンス機能が十分ではない。
- 安全性を担保した公開活用ができていない。
- 国史跡としての認知度が低い。
- 車での来訪者の受入環境が十分でない。

### 第3節 整備に関する現状と課題

#### (1) 現状

旧直方会議所は明治43年(1910)建築である。平成2年(1990)度に鉾害復旧工事で大規模改修を実施している。

別館は昭和9年(1934)建設の平屋建物(連絡所)を解体し、平成2年(1990)に新築したものである。

模擬坑道は、煉瓦造アーチ部(約70m)とRC造アーチ部(約20m)は大正9年(1920)に完成したものが現存している。PC板鉄骨造アーチ部(約30m)は、明治・大正期に木造で建設したものを、昭和40年(1965)頃にPC板アーチ構造に改修したものである。

外構は、昭和46年(1971)記念館整備時のものを踏襲している。会議所建設当初の柵のコンクリート柱が複数残存している。

現在の進入路は昭和10年(1935)頃に自動車乗り入れのため開削された。現在も車両の進入路となっている。駐車場は史跡指定地に4台分ある。

#### (2) 課題

整備に関する主な課題を保存整備と活用整備に分けて以下に整理する。

##### 【保存整備】

- 史跡周辺の斜面地の法面の安全対策が十分ではない。
- 旧直方会議所、模擬坑道ともに経年劣化による破損箇所が見られる。
- 旧直方会議所、模擬坑道ともに地震に対しての対策が十分ではない。
- 旧直方会議所は過去の改修により、竣工時は異なる部材が使用されるなど本来の雰囲気を感じにくい。
- 史跡周辺における雨水対策が十分ではない。
- 民間事業者への機械警備業務委託を行っているが防犯対策が十分ではない。
- 自動火災報知設備はあるが、消防設備等の防火対策が十分とは言えない。

##### 【活用整備】

- 広域に所在する筑豊炭田遺跡群としての関係を感じさせる表現が十分ではない。
- 多様な人々が訪れやすい環境整備が十分ではない。
- 繁茂する樹木が眺望景観を阻害している。
- 旧直方会議所の前面が駐車場として利用されている。
- Wi-Fiを活用しやすい環境や設備が不十分である。

## 第4節 運営・体制に関する現状と課題

### (1) 現状

旧直方会議所等は、石炭記念館として、指定管理者制度により運営管理を行っている。現指定管理者は、「公益財団法人直方文化青少年協会」である。石炭記念館のほか市内の4つの文化施設（市立図書館、谷尾美術館、歳時館、ユメニティのおがた）の指定管理も行っている。協会のスタッフは全部で43名で、うち石炭記念館の運営に関わるのは5名であり、原則として、2名が常駐している。

他方、筑豊炭田遺跡群全体の運営については、史跡指定を受けた後、担当者レベルの会合として、田川市、飯塚市と3市会議を続けている。

### (2) 課題

運営・体制に関する主な課題を以下に整理する。

- 3市の連携に対する重要度が高まっている。
- 学芸員が不在であり、現館長と現スタッフに頼った施設運営となっている。
- 資料整理や企画の準備、来訪者への対応、清掃など管理業務が多岐にわたっており人手が不足している。
- 指定管理者との連携に対する重要度が高まっている。

## 第6章 筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念

筑豊炭田は、中央の大手資本だけでなく、炭鉱王とよばれた貝島、安川、麻生などの地場資本、さらには多数の中小炭鉱が入り乱れて炭鉱開発を行ったことが、最大の特徴である。このことは、同業組合である筑豊石炭鉱業組合の存在にも表れている。

筑豊炭田は、一時は国内総出炭量の約半数を占めるほど、我が国最大の産炭地として、膨大な量の石炭を供給し続けてきた。目尾炭坑の蒸気ポンプ導入から本格化した筑豊炭田の近代化は、明治末期に完成した伊田堅坑で一定の到達点に達した。空高く屹立する伊田堅坑の二本の煉瓦煙突は、筑豊炭田繁栄の象徴となった。石炭産業の興隆により人口は増加して筑豊各地に活気あふれる炭都が出現した。また、戦後は「傾斜生産方式」によって鉄鋼とともに石炭の増産が奨励され、戦後復興を支えるエネルギー源となった。

しかしながら、石炭産業は戦後復興の礎になったにも関わらず、昭和25年(1950)以降、朝鮮戦争後の石炭不況に加えて、石油へのエネルギー転換により、筑豊の炭坑は閉山を余儀なくされた。昭和30年(1955)以降、日本が高度経済成長期を迎えた陰で、筑豊の石炭産業は灯りが消えつつあった。炭鉱離職者や失業者が発生し、鉱害に苦しむ「疲弊した」姿は、我が国最大の心臓部だった頃の誇りを失わせ、石炭産業の歴史は脱却すべき負の遺産とさえ言われた。

筑豊炭田が消失して約半世紀が過ぎようとする現在、炭鉱経験者の記憶も薄れ、ヤマの風景も一変した。そのような中、近年では旧伊藤傳右エ門氏庭園(飯塚市)が国指定名勝となり、山本作兵衛コレクション(田川市)が日本初のユネスコ「世界の記憶」に登録されるなど、国内外より筑豊炭田の歴史に大きな価値が与えられた。これら物言わぬ文化財は、筑豊の揺らいだアイデンティティーを取戻し、地域住民が再度、地域の誇りとして郷土の歴史を語り、未来へ投射する契機となった。

筑豊炭田遺跡群は、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡、石炭流通の中心地であった直方に作られた会議所と模擬坑道、筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功した炭坑跡が、一括して国指定史跡となった。この群としての指定は、数多くの炭坑の種々の物語を包含する筑豊炭田の特徴そのものである。今後は、3つの史跡指定地を分かち合う3市が切磋琢磨し、史跡指定地それぞれの個性を磨き、連携を図る中で、かつての筑豊炭田のように、一体感を高める保存活用の両立が求められる。

筑豊地域に暮らす人々や訪れた人々が、筑豊炭田遺跡群が語る物語に触れ、学び、筑豊地域を巡り、地域の歴史や文化に触れることから、日本の近代化と戦後復興を支えた筑豊炭田という大きな物語を一人ひとりが紡ぎ、未来への羅針盤としてほしいという思いを3市で共有し、筑豊炭田遺跡群の一体的な保存活用の推進を目指す。以上を踏まえて「日本の近代化と戦後復興を支えた筑豊炭田の物語を未来への羅針盤とする」を基本理念とする(図6-1-1)。

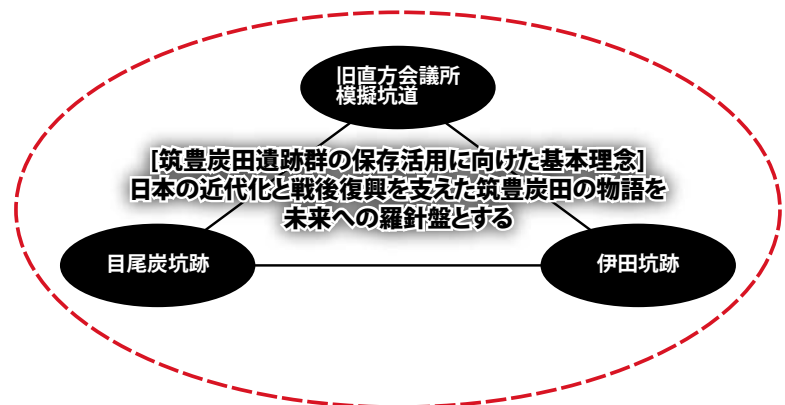


図 6-1-1 基本理念

# 第7章 旧直方会議所等の目指す方向と保存活用方針

## 第1節 旧直方会議所等の目指す方向

筑豊の炭坑経営者をはじめ多くの炭坑関係者が集い議論した往時の面影を感じることが出来る旧直方会議所と、炭坑深部掘削を背景とした爆発事故に対応するための国内最古の本格的な救護練習施設で死と隣り合わせだった炭坑の過酷な労働環境を乗り越えるための安全対策の歴史を物語る模擬坑道が良好な状態で残っている、そのことが旧直方会議所と模擬坑道の大きな特徴となっている。

我が国の近代化と戦後復興の歴史の中で、直方会議所は筑豊炭鉱業界の協働利益の保護を理解の調整を図る会議の場として少なくとも昭和16年（1941）まで機能し、模擬坑道は救護練習施設として昭和43年（1968）までその役割を果たした。

昭和43年に救護練習施設としての役割を終えて、昭和46年（1971）に旧直方会議所と模擬坑道を所有管理していた「日本石炭協会九州支部」が旧直方会議所を石炭記念館に改修した上で、直方市へ寄贈し、直方市石炭記念館が発足している。

直方市石炭記念館には、日本最古のドイツ製救命器、筑豊石炭鉱業組合決議録など、戦前のものを含む貴重な展示品が多い。国内最大の産炭地であった筑豊炭田の意義を後世に伝え、石炭産業の歴史を学ぶだけでなく、これからのエネルギー産業についても学べる場として半世紀近くにわたって市内外の人々に親しまれている。

時を経て、筑豊地域に残された炭坑施設を炭坑関連遺跡として捉える機運が高まる中で、平成28年（2016）に直方市教育委員会により調査が行われ、会議所の施工が鴻池忠治郎であることが明らかになり、旧直方会議所と模擬坑道が筑豊炭田遺跡群の一つとして国指定史跡となった。

今後は、国指定史跡として、また石炭記念館として、旧直方会議所と模擬坑道の一体的な保存活用が求められている。

史跡としての価値を損なうことなく次世代へ確実に継承するとともに、多くの炭坑関係者が集った旧直方会議所や模擬坑道が有する物語を顕在化し、エネルギー産業の学びの場としての機能の維持向上を図り、史跡周辺の炭坑関連遺跡との連携した保存活用の推進を目指す（図7-1-1）。

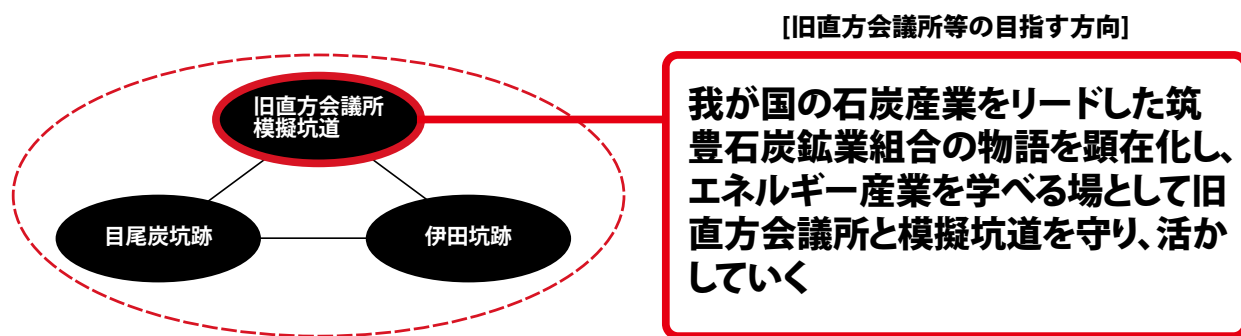


図 7-1-1 旧直方会議所等の目指す方向

## 第2節 旧直方会議所等の保存活用方針

旧直方会議所等の目指す方向「多くの炭坑関係者が集った旧直方会議所と模擬坑道の物語を顕在化し、エネルギー産業を学べる場として守り、活かしていく」の実現に向け、保存管理、活用、整備、運営・体制の4つの観点から保存活用方針を設定する。

以下に設定する保存管理、活用、整備、運営・体制方針の推進にあたっては、筑豊炭田遺跡群が3市にそれぞれ史跡指定地が存在することを踏まえ、可能な限り3市の相互連携に努めることを前提とする。

なお、各方針に基づく具体的な取組等については、第8章～11章で述べる。

### (1) 保存管理方針

産炭地の司令塔として、筑豊石炭鉱業組合の意思決定を行った旧直方会議所や炭坑における人命救助の歴史を伝える模擬坑道などの遺構を将来に確実に継承して保存管理の推進を目指す。

### (2) 活用方針

旧直方会議所や模擬坑道の確実な保存を第一としつつ、ひとつの時代を築いた石炭産業やそれを担った様々な人々の生きざまを通して、筑豊炭田の意義を後世に伝えるとともに、市民や来訪者に親しみや愛着を感じてもらえるような活用の推進を目指す。

また、3市にそれぞれ史跡指定地が存在することを活かし、旧直方会議所や模擬坑道が筑豊一帯の回遊拠点となることを目指し、旧直方会議所や模擬坑道の見せ方や活かし方の工夫によって、人々が訪れる、訪れたいくなる活用の推進を目指す。

### (3) 整備方針

経年劣化等の状況を把握し、旧直方会議所や模擬坑道を次世代に確実に継承していく保存整備を計画的に進めていく。また、離れて所在する3つの史跡指定地がそれぞれの価値で人々を惹きつけ、相互に訪れたいくなる活用整備の推進を目指す。

### (4) 運営・体制方針

3市、指定管理者、筑豊地域の市町村、有識者、市民や地域住民が参加する各種団体、その他教育機関等と連携・協力し、直方会議所や模擬坑道、もって筑豊炭田遺跡群の一体的な運営の推進を目指す。

# 第8章 旧直方会議所等の保存管理

## 第1節 保存管理の方向性

旧直方会議所と模擬坑道の確実な保存に取り組むとともに、旧直方会議所等本来の姿を解明し、適正な保存や新たな価値の発見につなげる調査研究を継続する。なお、旧直方会議所等は石炭記念館でもあることから、史跡としての保存にあたって、石炭記念館としての活用にも十分配慮する。

ここでは、上記を踏まえ、旧直方会議所等の持続可能な保存管理の推進に向けて、計画対象範囲の地区区分を行い、保存管理の方法、現状変更等の取扱、追加指定の方針等を設定する。

## 第2節 地区区分

今後の保存の運用に配慮し、範囲の複雑化を避け、明快な地区区分を設定する。

本計画では、地区区分の設定にあたって、史跡指定地を3地区、保護を要する範囲を1地区に区分する（表8-2-1、図8-2-1）。

表8-2-1 地区区分の概要

地区	概要
史跡指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法第109条に基づく史跡指定地。</li> <li>文化財保護法第125条に基づき、現状変更等に関して文化庁長官等の許可を受けなければならない。</li> </ul>
旧直方会議所とその周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地のうち、主に石炭記念館別館を除く平地部分を指す。</li> <li>史跡としての価値を構成する要素のうち、旧直方会議所、石段・石段跡、コンクリート柱、フジが位置している。</li> <li>旧直方会議所は石炭記念館本館として一般に公開されている。</li> <li>管理は指定管理者である協会が行っている。</li> </ul>
石炭記念館別館地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地のうち、主に石炭記念館別館を指す。</li> <li>石炭記念館別館として一般に公開されている。</li> <li>管理は指定管理者である協会が行っている。</li> </ul>
模擬坑道とその周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地のうち、主に模擬坑道を含む山林部分を指す。</li> <li>史跡としての価値を構成する要素のうち模擬坑道が位置している。</li> <li>管理は主に指定管理者である協会が行っているが、山林の一部は都市公園に含まれるため、市都市計画所管課が管理を行っている。</li> </ul>
保護を要する範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法93条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地。</li> <li>同法93条、94条に基づき、土木工事等に先立って届出または通知しなければならない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地外で公有地である。</li> <li>管理は主に指定管理者である協会が行っているが、山林の一部は都市公園に含まれるため、市都市計画所管課が管理を行っている。</li> </ul>

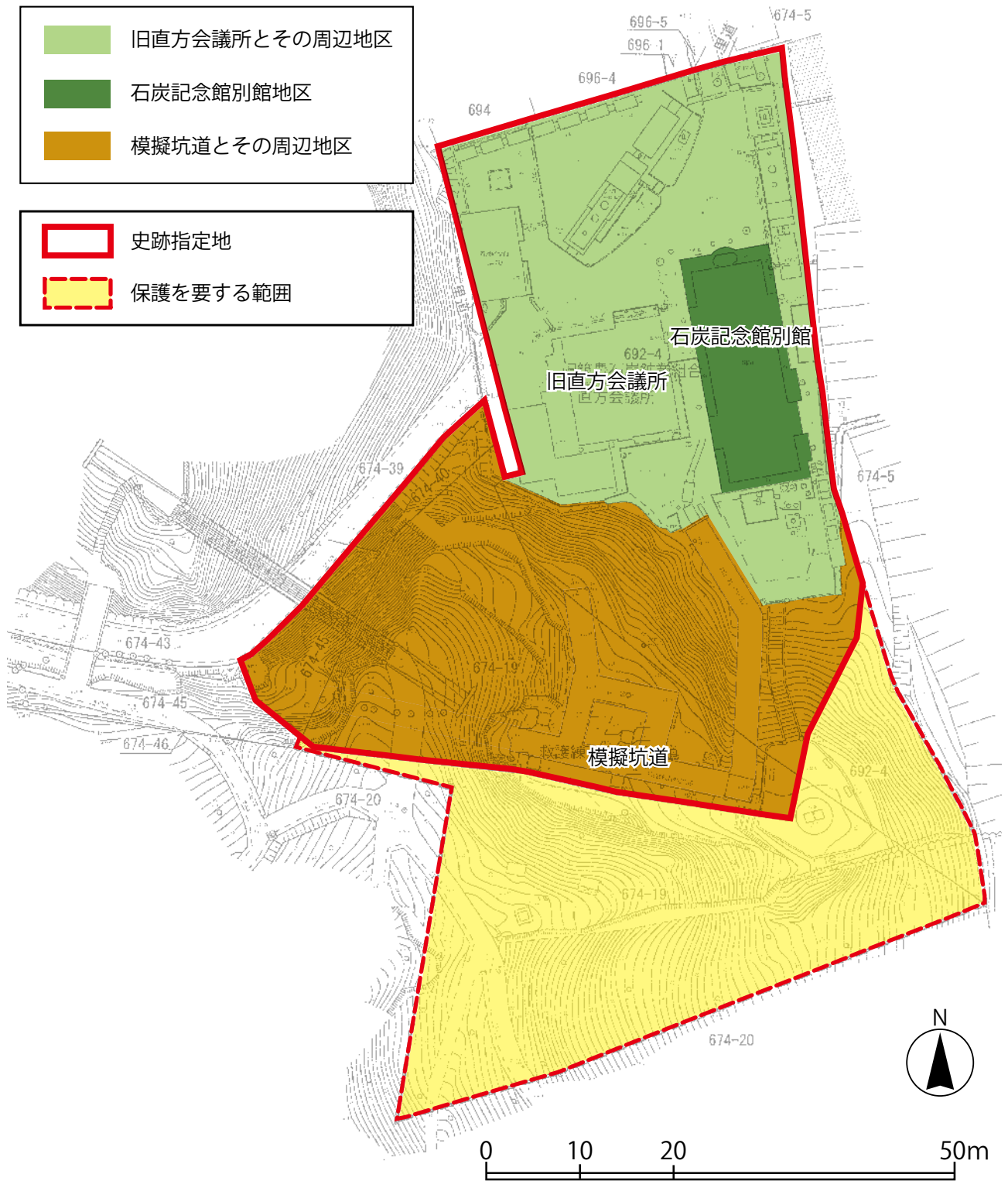


図 8-2-1 地区区分

### 第3節 保存管理の方法

史跡としての価値を構成する要素の保存を第一と考え、構成要素の毀損・滅失等を未然に防ぐ通常管理の継続に取り組む。

また、突発的な事態における毀損・滅失等の被害を最小限に抑えるべく、緊急時の対応方法を明確化する（表 8-3-1）。

#### 【通常管理とは】

遺構の毀損や遺物の盗難など、価値が損なわれる状況を未然に防ぐとともに、快適な空間を維持するための管理である。点検・見回り、史跡標柱・案内板など保存施設の管理、定期的な除草や日常的な清掃等を含む。

#### 【緊急時の対応とは】

風水災害や震災など自然災害、管理施設の破壊や盗難・火災などの人的災害が発生した後に行う緊急時の管理である。異常が発見された場合の適切な措置を含む。

表 8-3-1 保存管理の方法

地区	通常管理の方法	緊急時の対応
史跡指定地	旧直方会議所とその周辺地区 指定管理者と連携し、石炭記念館としての活用に配慮しつつ、旧直方会議所、石段・石段跡、コンクリート柱、フジ、地下遺構の保存に取り組む。 ●旧直方会議所の保存状況について定期的な点検・見回りを行う。 ・旧直方会議所の経年劣化、雨漏り等 ●石炭記念館利用に関連する施設や設備等を適切に管理する。 ・石炭記念館が収蔵する展示品・収蔵物、大型機械、蒸気機関車の経年劣化 ・解説板の経年劣化、排水施設の土砂の撤去等 ●定期的な除草、清掃を実施する。	●大規模な自然災害 ・人々の安全に目途が得られた段階で市文化財所管課が中心となって点検を実施し、各種構成要素の毀損・滅失状況を把握する。史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、所有者や関係機関との連携し、復旧にあたる。  ●人的災害 ・史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、所有者や関係機関との連携し、復旧にあたる。
	石炭記念館別館地区 指定管理者と連携し、石炭記念館としての活用に配慮しつつ、地下遺構の保存に取り組む。 ●石炭記念館利用に関連する施設や設備等を適切に管理する。 ・石炭記念館が収蔵する展示品・収蔵物 ●定期的な除草、清掃を実施する。	
	模擬坑道とその周辺地区 指定管理者及び市都市計画所管課と連携し、石炭記念館としての活用に配慮しつつ、模擬坑道、地下遺構の保存に取り組む。 ●模擬坑道の保存状況について定期的な点検・見回りを行う。 ・模擬坑道の経年劣化、落ち葉、自生木等 ●石炭記念館利用に関連する施設や設備等を適切に管理する ・階段、ベンチ、解説板、自動車進入路・模擬坑道裏口の法面等 ●定期的な除草、清掃、樹木の枝打ち等を実施する。	
史跡指定地外	保護を要する範囲 指定管理者及び市都市計画所管課と連携し、地下遺構を保存する。また、景観の保全に取り組む。 ●石炭記念館利用に関連する施設や設備等を適切に管理する ・階段、ベンチ等 ●定期的な除草、清掃、樹木の枝打ち等を実施する。	
共通	各種構成要素の毀損・滅失を発見した市民や来訪者からの報告を受け付ける。必要に応じて、市民や来訪者に各種構成要素の毀損・滅失の発見に協力を求める。	



## 第4節 史跡指定地における現状変更等の取扱

ここでは、史跡指定地を対象とし、文化財保護法に基づく現状変更等の取扱基準、市教育委員会が許可する現状変更等、現状変更等の許可を要しない行為を設定する（図8-4-1）。

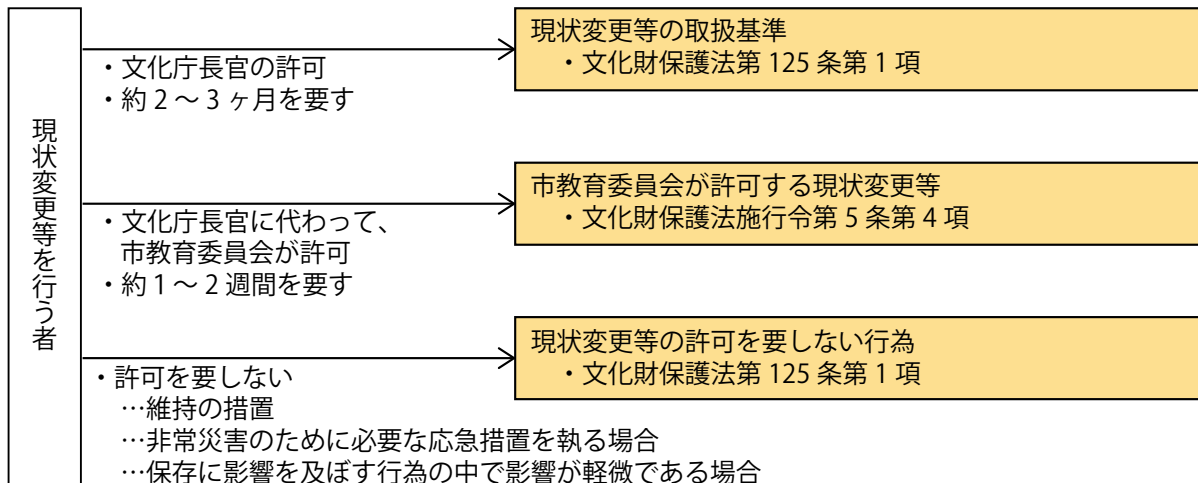


図8-4-1 現状変更等への対応

### (1) 現状変更等の取扱基準

旧直方会議所等の史跡指定地には様々な構成要素が存在する現状を踏まえつつ、史跡指定地の保存管理に取り組むにあたって、前述した地区区分の旧直方会議所とその周辺地区、石炭記念館別館地区、模擬坑道とその周辺地区を対象として、文化財保護法第125条1項の規定に基づく現状変更等の取扱基準を地区別に設定する（表8-4-1）。

表 8-4-1 現状変更等の取扱基準

全体基準	<p>1. 市が策定した史跡整備計画に基づく行為は認める。</p> <p>2. 旧直方会議所、模擬坑道関連の遺構への影響を最小限とすることを条件に、史跡整備等に伴う範囲内容確認や学術的調査研究を目的とした発掘調査で市が行うものについて認める。</p> <p>3. 上記1、2以外の現状変更等は原則認めない。ただし、筑豊炭田遺跡群の価値の維持向上に配慮した公益上必要な行為は市教育委員会との事前協議を前提に、下記地区別基準に基づき認める。</p>
------	--

	旧直方会議所とその周辺地区	石炭記念館別館地区	模擬坑道とその周辺地区
地区別基準	旧直方会議所、旧直方会議所関連の遺構が有する史跡としての価値に影響を与えない、かつ景観との調和を図る行為	旧直方会議所関連の遺構が有する史跡としての価値に影響を与えない、かつ景観との調和を図る行為	模擬坑道、模擬坑道関連の遺構が有する史跡としての価値に影響を与えない、かつ景観との調和を図る行為
建築物の改築、除却 <sup>※2</sup>	史跡としての価値を構成する旧直方会議所の改築 石炭記念館の維持管理を目的に行う石炭化学館、倉庫の改築、除却	石炭記念館の維持管理を目的に行う石炭記念館別館の改築、除却	/
工作物 <sup>※1</sup> の改築、新設、除却 <sup>※2</sup>	史跡としての価値を構成する石段、石段跡、コンクリート柱の改築 石炭記念館の維持管理を目的に行う上記以外の工作物の改築、新設、除却	史跡としての価値を構成するコンクリート柱の改築 石炭記念館の維持管理を目的に行う上記以外の工作物の改築、新設、除却	史跡としての価値を構成する模擬坑道、コンクリート柱の改築 石炭記念館および公園の維持管理を目的に行う上記以外の工作物の改築、新設、除却
地形の改変	/	/	石炭記念館および公園の維持管理を目的に行う地形の改変
樹木の植栽、伐採等	史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う樹木の植栽、伐採、整枝等	/	石炭記念館および公園の維持管理を目的に行う樹木の植栽、伐採、整枝等
仮設物の設置	史跡整備やイベント等による仮設物の設置		

※1：工作物には、門柱、記念碑、伊田坑竪坑跡の基礎、解説板、ベンチ、階段、フェンス、コンクリート塀・擁壁、排水施設、電気設備、電柱、街路灯・防犯灯、吊り橋等を含む。

※2：改築、新築（新設）、除去は以下とする。

- ・改築 既存の建築物や工作物の改修。同じ場所での建て替えを含む。
- ・新築（新設） 新たな場所に建築物を建てること（新たに工作物を設置すること）
- ・除却 既存の建築物や工作物を取り除くこと

## (2) 市教育委員会が許可する現状変更等

文化財保護法施行令第5条第4項に定められる軽微な現状変更等は、文化庁長官に代わり市教育委員会が許可を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する（表8-4-2）。

表8-4-2 市教育委員会が処理する軽微な行為

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

### (3) 現状変更等の許可を要しない行為

史跡指定地の現状変更等について、維持の措置（表 8-4-4）、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づく許可を要しない（表 8-4-3）。これらの行為に該当するか否かは、文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項に基づき、市教育委員会で判断する。

なお、現状変更等の許可を要しない行為に対しても、市教育委員会から遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 8-4-3 現状変更等の許可を要しない行為（文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項）

1	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2	前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

表 8-4-4 維持の措置の範囲（特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第 4 条）

史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき。

## 第 5 節 保護を要する範囲における土木工事等の取扱

土地の掘削を行う土木工事等が計画された場合は、事前連絡と協議を求め、史跡としての価値を構成する要素の保存や石炭記念館としての景観保全を前提として、調整を図る。

原則、確認調査や発掘調査を実施して、地下遺構の状況を確認する。調査成果に基づき、遺構の保存措置を勘案し、必要に応じて、計画変更や中止について協力を求める。

追加指定による遺構・遺物の保存も検討し、追加指定された場合は模擬坑道とその周辺地区として扱う。

## 第 6 節 追加指定の方針

保護を要する範囲を対象として追加指定の方針を設定する。

保護を要する範囲に隣接する民有地との、継続的な協議により敷地境界を確定し、追加指定の推進に取り組む。

なお、本計画の計画対象範囲外についても、筑豊炭田遺跡群に関連する遺構があると想定される土地については確認調査を行い、重要な遺構が見つかった場合は、調査研究等を踏まえ、条件が整った段階で、追加指定を検討する。

なお、史跡指定地及び保護を要する範囲が公有地であることから公有化の方針は設定しない。

## 第7節 調査研究の方針

旧直方会議所等本来の姿を解明し、適正な保存や新たな価値の発見につなげる調査研究の継続に取り組む。

### (1) 筑豊炭田の歴史的意義に関する調査研究

#### 1) 筑豊炭田遺跡群の調査研究

我が国を代表する産炭地である筑豊炭田は、歴史、経済、社会学など様々な分野の学問が研究対象としており、膨大な蓄積がある。しかしながら、これまでは産炭地ごとに対象を限定したものがほとんどであるため、今後は、国内外の産炭地間の比較研究を行うことで、改めて、筑豊炭田の意義付けを行う必要がある。

また、過去に実施した筑豊炭田遺跡群詳細調査（『三井田川鉱業所伊田坑跡』所収）に基づき、筑豊地域の炭坑関連遺跡のさらなる悉皆調査についても、関係機関と協力して実施していく。

#### 2) 旧直方会議所等の調査研究

筑豊石炭鉱業組合が残した総会決議録や常議員会決議録等（図8-7-1）は、明治～昭和時代にかけて筑豊炭田のかじ取りを行ってきた同組合の動向を細かに知ることができる貴重な史料である。組合が筑豊地域の学校、遠賀川改修工事、伝染予防費等への寄附も行っていったこともわかり、地域とのつながりを知ることができる。



図8-7-1 筑豊石炭鉱業組合総会決議録等  
（直方市石炭記念館所蔵）

また、現在『福岡県史』に活字としてまとめられている常議員会決議録は、明治時代から大正時代のもののみである。今後は、活字化されていない昭和時代の決議録等の活字化も含めて調査対象を増やすなど、筑豊石炭鉱業組合及び、その後身である筑豊石炭鉱業会の実態について調査研究を深める。

また、今後の整備計画に基づき、復元整備等を行う箇所では、発掘調査を実施し、明治・大正・昭和初期の建物基礎などの遺構が残存していないか確認するとともに、遺構の規模・構造などの情報を収集する。

### (2) 保存に関する調査研究

模擬坑道は、平成28年度に行った調査で構造等は明らかとなっているが、より良い改修をめざし、類例調査を実施する。

旧直方会議所は、平成28年度に行った調査で耐震診断を実施したが、地震に対しての対策が十分ではないため、文化財建造物に適した耐震改修についての類例調査を実施する。

さらに、指定地北西側の急傾斜地について、景観を保全した上での崩壊対策や、雨水の

流入を防止し、史跡指定地の環境を改善する方法についても研究・検討を行う。

### (3) 関連施設に関する調査研究

史跡指定地に隣接する多賀公園内に設置された安全燈試験場や爆発試験坑道は、第3章でも述べたとおり地下に遺構が残されている可能性がある。現在は、史跡指定地外であるため、追加指定も視野に入れた両遺構の調査に取り組む。

## 第9章 旧直方会議所等の活用

### 第1節 活用の方向性

学校教育、社会教育、観光振興、地域等との連携を強化し、大人から子どもまで、旧直方会議所等に親しみと魅力を感じることができるよう知的好奇心を刺激する活用方法の充実に取り組む。

旧直方会議所等では、安川、麻生、貝島、伊藤といった炭鉱の経営者、経営者とともに旧直方会議所に集った技術者、模擬坑道で訓練に励んだ労働者たちの思いや、そのような施設があった本市の立地特性を理解、体感できるような活用内容を検討する。

活用の方法を設定するにあたって、筑豊炭田遺跡群は、写真、絵画、書籍、映像等の記録資料が残されていることが大きな財産であると考え、これら財産を有効に活用する。

### 第2節 活用の方法

以下、活用の推進に向けた具体的な方法を設定する。

#### (1) 3市の連携による遺跡群としての一体感の向上

筑豊炭田の全体像や魅力をより浮かび上がらせるために、3市に所在する史跡指定地を関連づけ、遺跡群としての一体感の向上に取り組む。

##### 1) 回遊ツアーの開催

3市の史跡指定地や周辺の炭坑関連遺跡を巡り、筑豊炭田の魅力を体感できるようなバスツアー等を開催する(図9-2-1)。また、同日に3市を回遊するだけでなく、リレー形式で1つの史跡指定地と周辺の炭坑関連遺跡を巡るウォーキングツアー、サイクリングツアー、鉄道を活用したレールツアー等を開催する。



図9-2-1 参考:バスツアー「大人の社会科見学」

##### 2) 回遊マップづくり

3市の史跡指定地や炭坑関連遺産、および史跡指定地とその周辺の回遊を促すマップの作成に取り組む。

マップづくりの際には、3市での内容の統一や既存の地図との違いに配慮し、観光マップや健康散策マップ等を作成する各担当部局、地元で詳しい住民の意見を取り入れるといった工夫に努める。また、遠方からの来訪者の利用にも配慮し、駐車や駐輪が可能な場所、休憩できる箇所などを示すことにも配慮する。

### 3) デジタルコンテンツの充実

豊富に残る記録資料とAR・VR等の情報技術を活用し、往時のリアルな姿を疑似体験させるような見せ方や様々な角度から史跡に親しんでもらえるようなコンテンツの充実に取り組む（図9-2-2、図9-2-3）。

その一つとして、日々進化し続ける情報技術を活用し、デジタル媒体を通して往時の様子を感じられる史跡解説の充実に取り組む。

写真や決議録などの記録資料を活用し、直方会議所で議論するかつての炭坑経営者たちの様子や、模擬坑道で訓練に取り組む鉱員たちの様子をCGなどで再現する。



図9-2-2 AR技術による会議の再現イメージ



図9-2-3 デジタル技術を活用した史跡解説イメージ

### 4) 特別感を演出するユニークな活用

今まで炭坑に興味のなかった人々に訪れてもらう機会の提供を狙いとし、プロジェクションマッピングやアートイベント、レセプション、会議、式典など今までになかったようなユニークな活用を市民とともに取組を推進していく。

## (2) 学びの機会の創出

旧直方会議所に集った経営者や技術者、模擬坑道で訓練に励んだ労働者等も集った場所である。近代化や戦後復興といった日本の近代史についてだけでなく、郷土の歴史や偉人について、石炭産業を通じたエネルギー産業も学ぶことができる機会の創出に取り組む。

### 1) 学校教育との連携

炭鉱を知らない子どもたちに筑豊炭田遺跡群の価値を知ってもらうことを目的として、すでに行われている社会科見学や絵画コンクールなどを継続的に行う（図9-2-4）。

また、学校側との相互の情報共有に努める中で、学校側の求めに応じて学校のカリキュラムに対応した学習素材の開発にも協力する。



図9-2-4 絵画コンクール



## 2) 社会教育との連携

歴史ボランティアや観光ボランティアなどの活動団体と連携し、シンポジウムや講演会、ワークショップなどを開催し、筑豊炭田に関する多様な学習機会の充実に取り組む。

## 3) 石炭産業を通じたエネルギー・環境教育

石炭に関連する企業や団体等と連携し、子ども達を対象としたサマースクール等を開催する。石炭の燃焼実験などを通じて、歴史だけではなくこれからのエネルギーや環境問題などを学ぶ場の創出に取り組む(図9-2-5)。



図9-2-5 小学生を対象とした石炭燃焼実験

## 4) 展示内容の更新

石炭記念館本館として活用されている旧直方会議所、平成2年(1990)に建てられた石炭記念館別館には、展示物の経年劣化や解説内容の更新が必要な箇所も見られるため、1)～3)で検討した活用方針を反映した展示内容の更新に取り組む(図9-2-6)。



図9-2-6 館内展示(直方市石炭記念館)

## (3) 認知度を高める情報発信

市外からの認知度を高めるため、歴史や炭坑に関心の高い人だけでなく幅広く多くの人々に興味関心を持ってもらう情報発信に取り組む。また、情報発信の際には多言語化への対応にも配慮する。

### 1) 炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信

冊子、Webサイト、SNSなど多様な媒体を活用し、日本の近代化と戦後復興を支えたという文脈だけでなく、筑豊炭田によりもたらされた食文化や人々の生活文化など、様々な角度から筑豊炭田遺跡群を紹介する情報発信に取り組む。

その推進にあたっては、地域で活躍するアーティストやデザイナーなどのクリエイティブな人材と連携し、より知的好奇心を刺激する工夫に努める。

### 2) 史跡のブランド化の推進

各種ローカルメディアをはじめ、テレビやラジオ、雑誌、映画、お祭りやスポーツイベントなどの機会を活かし、史跡を積極的に周知する。

また、ロゴマークの作成や、地域の民間事業者と連携し、史跡に関連する人や建造物などをモチーフにした商品開発を行うなど史跡のブランド化を目指す。

## 第10章 旧直方会議所等の整備

### 第1節 整備の方向性

整備の具体化に向けては、本保存活用計画の策定後、整備基本計画の策定が求められる。同計画においては、筑豊炭田遺跡群の整備に道筋をつける保存整備や活用整備に向けた方法を位置付ける。

### 第2節 整備の方法

以下、保存整備や活用整備の推進に向けた具体的な方法を設定する。

#### (1) 整備基本計画等の策定や作成

旧直方会議所と模擬坑道を次世代へ確実に継承する保存整備、多くの人々に旧直方会議所、模擬坑道等の価値を伝える活用整備の推進に向けて、整備基本計画を策定するとともに、同計画に基づく基本設計や実施設計の作成に取り組む。

#### (2) 旧直方会議所、模擬坑道等を次世代へ確実に継承する保存整備

旧直方会議所、模擬坑道等の毀損・滅失を防ぎ、確実に保存していくための保存措置を講じる。

##### 1) 旧直方会議所の保存整備

既存の保存対策調査等の成果を踏まえて、塗装部分の塗り直し、破損した箇所等の修理等を行う。保存整備にあたっては、耐震や防火対策にも十分配慮する。

##### 2) 模擬坑道の保存整備

既存の保存対策調査等の成果を踏まえて、モルタルのひび割れ、PC板の目地材の剥落箇所の修理等を行う。保存整備にあたっては、耐震対策や崩落防止に努め、補強を行う際には外観をできるだけ損なわないよう配慮する。

##### 3) 雨水対策の実施

山側からの土砂や雨水の流入を防ぐため、遺構への影響に十分配慮したうえで排水対策を行う。また、自動車進入路の法面に対し、大雨時の崩落防止の措置を行う。展示物や倉庫などで錆の発生の著しい箇所の防錆対策を行う。

##### 4) 保管庫等の整備

適切な保存環境の下、貴重な収蔵品を保管できる保管庫等の整備を目指す。保管庫等を整備する際には、展示の入れ替えにも配慮し、利用しやすさに十分配慮する。

### (3) 多くの人に価値を伝える活用整備

旧直方会議所等の価値や往時の姿を多くの人々にわかりやすく伝えるために活用整備の推進を図る。

活用整備の推進にあたっては、特に、筑豊炭田遺跡群としての一体感の醸成に配慮する。

#### 1) 往時の姿を伝える活用整備

明治43年(1910)に建築されて以来、現在に至るまで数度改修が行われた結果往時の雰囲気損なわれている旧直方会議所や、老朽化により内部への立ち入りが制限されている模擬坑道について、来訪者に往時の雰囲気を感じてもらうことを前提に必要な整備内容の検討し、活用整備を行う。

#### 2) 総合案内板、案内板、解説板の統一

3市に所在する史跡指定地の一体感を高めるためにサイン計画を作成し、同計画に基づき石炭記念館全体の総合案内板、来訪者を誘導する案内板、旧直方会議所や模擬坑道の解説板の設置に取り組む。これらのデザインについては、史跡指定地の景観と調和し、わかりやすいデザインに統一する。また、言語標記についてはできるだけ多言語対応するように配慮する。

# 第11章 旧直方会議所等の運営・体制

## 第1節 運営・体制の方向性

旧直方会議所等を保存活用する取組を行う主体は、行政だけではない。市民や地域住民、活動団体や民間事業者、大学等研究教育機関などの様々な主体が連携・協力して取り組むことが重要である。

ここでは各主体の役割を明確化するとともに、3市が横断的に連携し合える管理運営体制を位置付ける。

## 第2節 運営・体制の方法

筑豊炭田遺跡群、旧直方会議所等の保存管理、活用、整備の推進にあたって、求められる運営・体制の方法を設定する。

### (1) 広域の連携・協働

3市に所在する筑豊炭田遺跡群を核に、筑豊地域の他の炭坑関連遺跡も活用しつつ、筑豊一帯の回遊性を高めるために、3市を核とした連携体制として「(仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議」の体制構築を目指す(図11-2-1)。

なお、将来的には筑豊地域の関係市町村の参加も可能な体制とする。

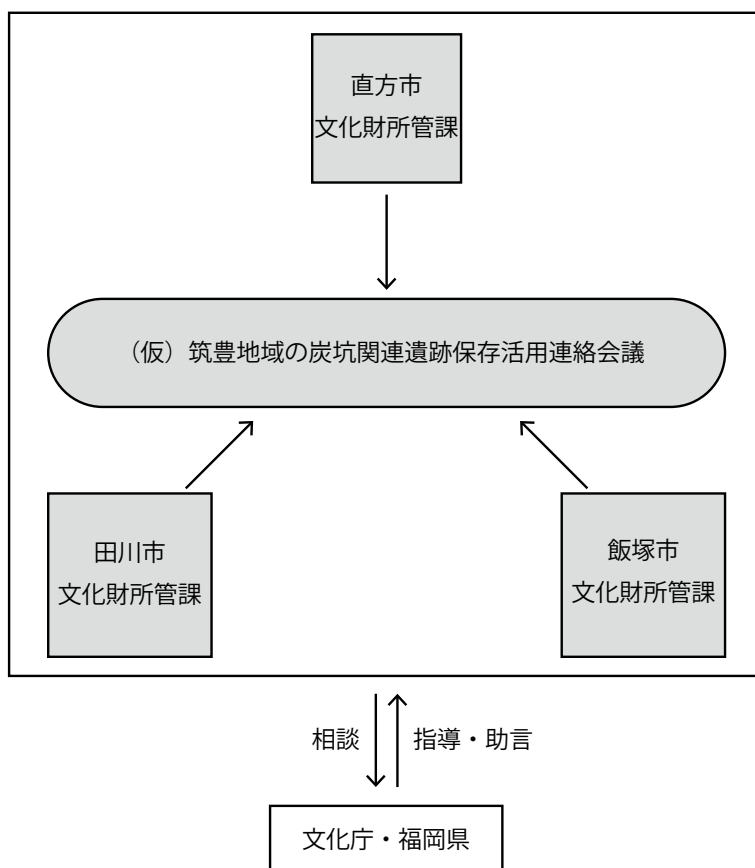


図 11-2-1 (仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議の体制イメージ

## (2) 地域との連携・協働

旧直方会議所等に近接する炭坑関連遺跡や街なみとの一体的な保存活用も見据え、庁内連携の強化に取り組む。また、旧直方会議所等への親しみや愛着を持ってもらうことを目的に、有識者等の意見を踏まえつつ、各種団体やその他教育機関と連携・協働で旧直方会議所等の保存管理、活用、整備を推進していく体制の構築を目指す（図 11-2-2）。

また、現在指定管理者である公益財団法人直方文化青少年協会と連携し、筑豊炭田遺跡群への関心のある市民や各種団体が旧直方会議所等の保存活用に参加できる仕組みの構築にも取りんでいく。

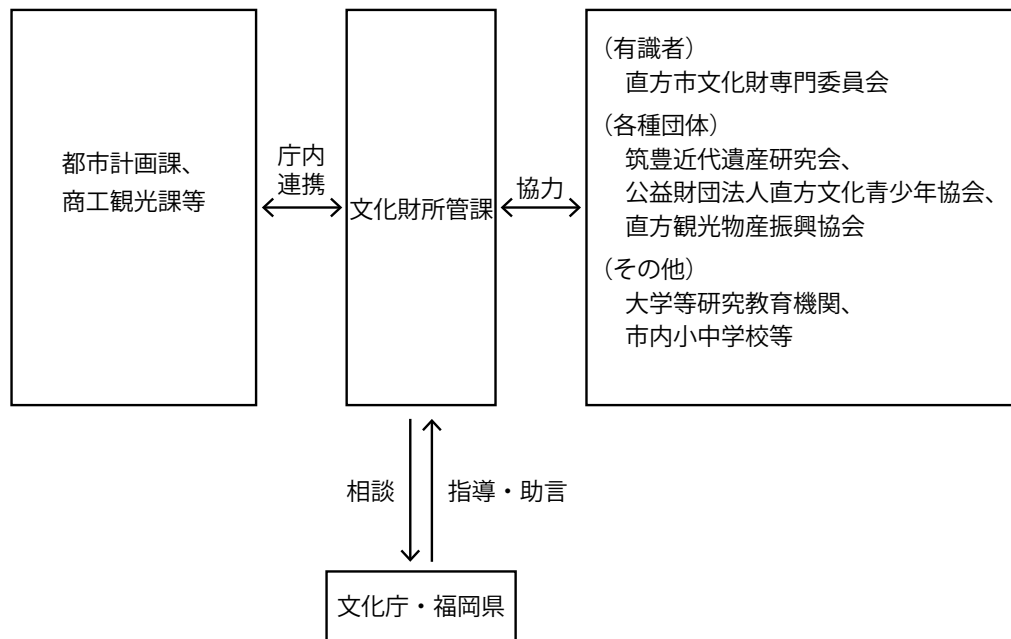


図 11-2-2 旧直方会議所等保存活用体制イメージ

# 第12章 旧直方会議所等に関する施策の実施計画

## 第1節 実施計画

前章までに示した施策の内容を実施計画としてに整理する（表12-1-1）。実施期間は、令和2年度より10年間とし、前期（令和2年度から令和6年度）および後期（令和7年度から令和11年度）に分ける。

表12-1-1 実施計画

主な施策		前期	後期
保存管理	日常的な点検、清掃等		
	現状変更等への対応		
	追加指定	※必要に応じて対応	
	調査研究		
活用	3市の連携による遺跡群としての一体感の向上	回遊ツアーの開催	
		回遊マップづくり	
		デジタルコンテンツの充実	
		特別感を演出するユニークな活用	
	学びの機会の創出	学校教育との連携	
		社会教育との連携	
		石炭産業を通じたエネルギー・環境教育	
		展示内容の更新	
	認知度を高める情報発信	炭鉱を新たな切り口で紹介する情報発信	
		史跡のブランド化の推進	
整備	整備基本計画等の策定や作成		
	旧直方会議所、模擬坑道等を次世代へ確実に継承する保存整備	直方会議所の修理の実施	
		模擬坑道の修理の実施	
		雨水対策の実施	
		保存庫等の整備	
	多くの人に価値を伝える活用整備	往時の姿を伝える活用整備	
説明板、解説板、案内板の統一			
運営体制	広域の連携・協働		
	地域との連携・協働		

※網掛けは実施時期を表す。

## 第2節 経過観察

次期計画への見直しを見据え、実施計画が適切に実施されているか、旧直方会議所等の保存活用が効果的に行われているかを把握する経過観察に取り組む。

経過観察の成果は、市文化財所管課が情報収集等を行い、計画の見直し時における基礎資料とする（表 12-2-1）。

表 12-2-1 各施策の経過観察

主な施策		経過観察の内容（情報収集等）	
保存管理	日常的な点検、清掃等	運用の実績	
	現状変更等への対応	運用の実績	
	追加指定	追加指定の実績	
	調査研究	公有化の実績	
活用	3市の連携による遺跡群としての一体感の向上	回遊ツアーの開催	開催件数、参加者数、参加者満足度
		回遊マップづくり	作成数、配布数、利用者満足度
		デジタルコンテンツの充実	作成数、利用者数、利用者満足度
		特別感を演出するユニークな活用	イベントの開催件数、参加者数
	学びの機会の創出	学校教育との連携	参加者の満足度
		社会教育との連携	参加者の満足度
		石炭産業を通じたエネルギー・環境教育	参加者の満足度
		展示内容の更新	見学者の満足度
	認知度を高める情報発信	炭鉱を新たな切り口で紹介する情報発信	情報発信の実績
		史跡のブランド化の推進	取組の実績
整備	整備基本計画等の策定や作成		策定や作成の実績
	旧直方会議所、模擬坑道等を次世代へ確実に継承する保存整備	直方会議所の修理の実施	整備の実績
		模擬坑道の修理の実施	整備の実績
		雨水対策の実施	整備の実績
		保存庫等の整備	整備の実績
	多くの人に価値を伝える活用整備	往時の姿を伝える活用整備	整備の実績
		説明板、解説板、案内板の統一	整備の実績
運営・体制	広域の連携・協働	体制構築の実績	
	地域との連携・協働	体制構築の実績	

## 第3節 計画の見直し

本計画の計画期間は令和2年度より10年間とする。なお、経過観察、社会環境・情勢の変化などを考慮し、必要に応じて、計画内容の見直しを実施する。

## 参考資料

関係法令（抜粋）

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・遺失物法
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準





# 文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日、法律第二百十四号)

最終改正：平成三〇年六月八日法律第四二号

## (この法律の目的)

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

## (政府及び地方公共団体の任務)

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## (国民、所有者等の心構)

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

## (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

## (国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策

定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

## (埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

## (地方公共団体による発掘の施行)

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

## (遺失物法の適用)

**第一百八条** 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## (指定)

**第一百九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る

記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

#### (管理団体による管理及び復旧)

**第百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、

管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

**第百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第百二十五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (復旧の届出等)

**第百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天

然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

**第二十九條の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

**第二十九條の四** 第二十九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第二十九條の五** 文化庁長官は、第二十九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九條の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を

求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第二十九條の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (管理団体等への指導又は助言)

**第二十九條の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

**第九十六條** 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**第九十七條** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三條又は第二十五條の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六條第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

**第二百條** 第三十九條第一項(第四十七條第三項(第八十三條で準用する場合を含む。)、第二十三條第二項、第八十六條第二項又は第八十七條第二項で準用する場合を含む。)、第四十九條(第八十五條で準用する場合を含む。))又は第八十五條第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

**第二百一條** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六條第一項(第八十三條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七條第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二十一條第一項(第七十二條第五項で準用する場合を含む。))又は第二十二條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第三十七條第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

# 文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日、政令第二百六十七号)

最終改正：平成三十一年三月三〇日政令第一二九号

## (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

**第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指

定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更

等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号アに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び第百七十二

第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからマまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村(法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条

において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。))が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。))が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。))内において行われる場合に限る。同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。))における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。))に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用につい

ては、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

#### （事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 遺失物法

### 第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

#### 第一節 拾得者の義務

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

（施設占有者の義務等）

（平成十八年六月十五日、法律第七十三号）

最終改正：平成二八年政令第三八五号

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 前節の規定は、警察署長が前項の規定による提出を受けた場合について準用する。この場合において、第五条中「前条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「拾得者」とあるのは「施設占有者」と、第十一条第二項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者の同意」と、「拾得者の氏名」とあるのは「その同意をした拾得者又は施設占有者の氏名」と、同条第三項中「拾得者」とあるのは「拾得者又は施設占有者」と読み替えるものとする。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

#### （管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（昭和二十六年三月八日、文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成三一年三月二九日文部科学省令第七号

#### （管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

#### （所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

<p>一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称</p> <p>二 指定年月日</p> <p>三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地</p> <p>四 旧所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 新所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積</p> <p>七 変更の年月日</p> <p>八 変更の事由</p> <p>九 その他参考となるべき事項</p> <p>2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。</p> <p><b>(管理責任者変更の届出書の記載事項)</b></p> <p><b>第四条</b> 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称</p> <p>二 指定年月日</p> <p>三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地</p> <p>四 所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢</p> <p>八 変更の年月日</p> <p>九 変更の事由</p> <p>十 その他参考となるべき事項</p> <p><b>(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)</b></p> <p><b>第五条</b> 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称</p> <p>二 指定年月日</p> <p>三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地</p> <p>四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地</p> <p>五 変更前の氏名若しくは名称又は住所</p> <p>六 変更後の氏名若しくは名称又は住所</p> <p>七 変更の年月日</p> <p>八 その他参考となるべき事項</p> <p><b>(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)</b></p> <p><b>第六条</b> 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称</p> <p>二 指定年月日</p> <p>三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地</p>	<p>四 所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地</p> <p>七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時</p> <p>八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況</p> <p>九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度</p> <p>十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響</p> <p>十一 滅失、毀損等の事実を知つた日</p> <p>十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項</p> <p>2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。</p> <p><b>(土地の所在等の異動の届出)</b></p> <p><b>第七条</b> 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。</p> <p>2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。</p> <p><b>(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)</b></p> <p><b>第八条</b> 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。</p>
--	---



## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日、文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成三十一年三月二九日 文部科学省令第七号

### (許可の申請)

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

### (許可申請書の添付書類等)

**第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼう??を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

### (終了の報告)

**第三条** 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

### (維持の措置の範囲)

**第四条** 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき。

### (国の機関による現状変更等)

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

### (管理計画)

**第六条** 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

## 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和二十九年六月二十九日、文化財保護委員会規則第七号）  
最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

### （標識）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

### （説明板）

**第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

### （標柱及び注意札）

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合

で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

### （境界標）

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

### （標識等の形状等）

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

### （囲いその他の施設）

**第六条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

# 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日  
文部大臣裁定

## I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

#### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除却することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

#### 八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

#### 九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。